

## 第26回 佐用町議会(定例)会議録 (第3日)

平成21年3月16日(月曜日)

出席議員 (21名)	1番	石 堂 基	2番	新 田 俊 一
	3番	片 山 武 憲	4番	岡 本 義 次
	5番	笹 田 鈴 香	6番	金 谷 英 志
	7番	松 尾 文 雄	8番	井 上 洋 文
	9番	敏 森 正 勝	10番	高 木 照 雄
	11番	山 本 幹 雄	12番	大 下 吉 三 郎
	13番	岡 本 安 夫	14番	矢 内 作 夫
	15番	石 黒 永 剛		
	17番	山 田 弘 治	18番	平 岡 き ぬ 糸
	19番	森 本 和 生	20番	吉 井 秀 美
	21番	鍋 島 裕 文	22番	西 岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (1名)	7番	松 尾 文 雄		
		午後3時から早退		

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	岡本一良	書記	井戸和美
説明のため出席 した者の職氏名 (26名)	町長	庵途典章		
	教育長	勝山剛	天文台公園長	黒田武彦
	総務課長	達見一夫	財政課長	長尾富夫
	まちづくり課長	前澤敏美	生涯学習課長	福井泉
	会計課長	小河正文	税務課長	上谷正俊
	住民課長	木村佳都男	健康課長	井村均
	福祉課長	内山導男	農林振興課長	大久保八郎
	建設課長	野村正明	地籍調査課長	船曳利勝
	商工観光課長	廣瀬秋好	農業共済課長	田村章憲
	下水道課長	寺本康二	水道課長	西田建一
	クリーンセンター 所長	谷口行雄	教育委員会 総務課長	坪内頼男
	教育委員会 教育推進課長	岡本正	消防長	加藤隆久
	上月支所長	金谷幹夫	南光支所長	春名満
	三日月支所長	飯田敏晴		
欠席者 (1名)	副町長	高見俊男		
遅刻者 (名)				
早退者 (名)				
議事日程	別紙のとおり			

---

## 【本日の会議に付した案件】

---

### 日程第1．一般質問

---

午前9時30分 開議

議長（西岡 正君） 失礼します。皆さん、おはようございます。早朝よりお揃いでご出席、誠にありがとうございます。

本日から、明日、明後日と一般質問に入るわけではありますが、一般質問中については、質問者の立場から見て、私語を慎んでいただきますよう、私の方からお願いをしておきます。

なお、本日8名の方が、申し込みがありました。傍聴いただいております。議場に、5名。モニターで3名ということで、傍聴者の皆さん、大変ご苦労さんでございます。平素より議会に、いろいろとご理解をいただきまして、特にありがとうございます。

なお、傍聴者の皆様方におかれましては、傍聴中守らなければならない事を遵守していただくようお願いを申し上げます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、副町長の方から欠席届が出ております。腰痛のためということでございます。

---

### 日程第1．一般質問

議長（西岡 正君） 日程第1に入ります。日程第1は、一般質問であります。

16名の議員から質問の通告を受けておりますので、通告に基づき順次議長の私より指名をいたします。

それでは、9番、敏森正勝君の質問を許可いたします。

〔9番 敏森正勝君 登壇〕

9番（敏森正勝君） おはようございます。9番議席の敏森でございます。

次回、町長選出馬予定はと題しまして、質問したいと思えます。

旧4町が合併し4年目を迎えている今日、旧町時代を一新しようと一生懸命頑張ってきた町長であります。幾分か地域性の条件もあったり、苦難の日々が続いたと思えます。しかしながら、屈することなく佐用町の柱として日夜献身的にまい進して来られました。

合併後は、特例債はもとより、交付税の増額によって旧町時代になかった予算化もでき、現在に至っておりますが、その間、事業も多く南光支所をはじめ、光ファイバー網、久崎、上月小の体育館、平谷橋、力万橋、今回は、子育て支援センターを建設することになり、工事も着々と進んでおります。

合併して一期目であり、末端行政にまで行き届かない所もあったかもしれませんが、合併以前の条件をクリアすることに神経を注ぎ努力されてきました。

今後の方針として、将来的な計画、あるいは見通しはどうあるべきか等を検討し、佐用町は、1つの意気込みで新しい2歩目をさし出し、次回町長選出馬を考えられているか伺いたいと思えます。

この場での質問を終わります。

議長（西岡 正君）                    それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）                    皆さん、おはようございます。

それでは、今議会におきましても 16 名の議員の皆様から、一般質問の通告をいただいております。それぞれ、私なりに精一杯お答えをさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、敏森議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まずは、次期、私の町長としての任期の後についてのご質問でございます。私の 3 年間の、3 年半にわたるわけですけれども、町政に対しまして、まず温かいご評価をしていただきましたことを厚くお礼申し上げます。そのお言葉にそえるようにですね、残された任期半年間、更に町民の皆様への付託にお答えができるように、また、そうして任期を全うできるように全力で、全力を傾けて参りたいというふうに思っております。

後、その半年後の任期終了後についてでございますけれども、未だ、半年の任期がある中ですね、次期について云々するのは、少し早いかなというふうには、思うわけでございますけれども、責任ある町政の継続ということを考えました時に、今、この時期に任期終了後についての、私の考えを明らかにして、皆様のお意見をお聞かせをいただくことも必要ではないかなというふうに思っておりますので、現在の、私の率直な気持ちを述べさせていただきたいというふうに思うわけでございます。

私は、佐用郡 4 町の合併は、佐用郡の将来にとって必要であるという思いを持って合併を推進してきた責任者の 1 人としていたしまして、合併後、やはり合併して良かった、正解であったという評価をされるようにしていくことが、私に与えられました責任であり、責任であるという強い使命感を持って、この 3 年半、まずは、新佐用町の安定した基盤をつくるために、懸命に努力をし、取り組んできたというふうに思っております。

4 つの町がいったん 1 つになるということは、大変な変革であり、顔も分からない中で、町民の皆様も不安であったろうと思えますし、職員においてもですね、非常に大変だったと思えます。

私も、町長として、中々、地域分からない中ですね、いろんな事業、各地域、地域の課題を抱えながら、懸命に走り回ったわけでありまして、実際にやってみないと分からないことがたくさんあったわけでありまして。しかし、町民の皆様のご理解、議員各位のご協力と職員の努力によって、合併当初の最大の課題でありました行財政運営の安定が、予想より早く図られまして、旧町それぞれから引き継ぎましたいろんな課題につきましても、着実に実施することによって、町民の皆様の信頼も得られながら、新佐用町の一体感も生まれてきたという、そういう成果というものがですね、できたということにつきまして、本当に嬉しく思っておりますし、私も、町長としての一応の責任を果たせたのではないかなというふうに思っております。

また、新町まちづくりの柱であります協働のまちづくりを実施するための地域づくり協議会も、その活動の基盤ができ、これから、地域の課題に取り組んでいただくことによって、町が、全体が一丸となって、少子化、高齢化、また、人口減少社会という大変厳しい状況乗り越えていかなければなりません。それにはですね、今後とも、町行政におきましても、更に行財政改革を着実に進めて、行政サービスの低下を招かないような行政基盤の安定を図って、更に、合併特例債などの財源を有効に活用しながら、町の将来に必要な整備を確実に、これを実施していかなければならないというふうに思っております。

そのためには、この4年間の取り組んで参りました、また築いてきた基盤の上に立って、更に、引き続いて町政の、そして責任を負わせていただくことが、私の使命ではないかというふうに強く、そういう強い思いを持ってですね、次期の選挙に、町長選挙に立候補させていただきたいということを考えております。

町民の皆様の、この合併後の4年間の思いというのは、いろんな思いがあると思います。しかし、十分には、できませんでしたが、町の将来を、非常に厳しい将来を展望する中でですね、その課題に1つ1つ取り組んでいくための町民合意、町民の皆様の一体感、そういう町に取り組んでいくための基盤というものは、できあがってきたのではないかというふうに思っております。その基盤を基にですね、基盤の上に立って、新しい、また町民の皆さんが、安心して、これからも佐用町を愛しながら、この佐用町で生活ができる、そういうまちづくりに取り組んでいきたい。その先頭に立って、私も頑張らせていただきたいという思いを持っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上、この場での私の思いを率直に述べさせていただきまして、答弁とさせていただきます。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 今の答弁の中で、出馬の意向であると思われましたので、1点ずつかみ締めてお伺いしたいと思います。また、二重になる点があるかもしれませんが、よろしくお伺いしたいと思います。

まず1つ目でございますけれども、新しいページを作るには、他町にないことを考え、先端を走ることを考えていかなければならないと思っておりますけれども、そういった点では、どうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 新しいこと、先端を走るということは、非常に町民の皆さんから見てですね、希望の持てる、また明るい材料にもなるかというふうには思います。しかし、現在、経済もですね、こうして非常に厳しい状況にありますし、特に、佐用町、この中山間の、この町の状況というのはですね、まだまだ高齢化、少子化の中で人口の減少というのは、中々止める事ができないという状況です。こういう中であって、ただ新しいことを計画していくということ。これまでの歴史においてもですね、そういうことを取り組んだことによって、大きな将来に負担が残り、また町のいろんな、その自治体のですね、混乱にもなっていったという例もたくさんあります。

私は、町政の、やはり目的というものは、やはり基本的には、町民福祉の向上だというふうに思っております。やはり、町民福祉というのはですね、高齢者福祉とか、子どもの福祉とかですね、そういう医療とか福祉とかと言われるような一般的に言われる福祉だけではなくて、町民が安心して、皆が楽しく暮らせるということ、その全体、いろんなことが福祉に繋がる。全て福祉に繋がっているのではないかと考えております。ですから、生活道路を整備したりですね、また、安全・安心で、災害を起きないように、災害防災工事を行うことも福祉でありますし、また皆が同じような情報を共有できる、この度のケーブルテレビなんかも、大きな福祉の向上の事業であったというふうに思っております。そういう意味でですね、他町にないことを考えるということは、私達のような小さな町で、中々

難しいかもしれませんが、確実に、しっかりとした行財政運営を行うことによって、そういう町民福祉というものをですね、着実に、また継続して、維持していく、継続していくということ、このことにですね、まずは、一番の大きな主眼を置かなければならないのかなというふうに思っております。

ただ、時代はですね、今までのように、物をつくる、消費するという時代ではなくってですね、まず、その地球環境、非常に、この問題、将来にわたって、これは地球規模、世界の問題なんですけれども、やはり、私達の自治体においてもですね、小さな自治体においても、一人一人においても、やっぱり一番大きな、これから課題として考えていかなければならないことだというふうに思っております。

まあ、グリーンニューディールというですね、というようなことを言われますけれども、そういう地球環境の改善に繋がる事業、そういう事業をですね取り組む、これには、やはり佐用町、森林、山があり田畑がたくさんあるわけです。こういう財産をですね、資源を活用した、やっぱり地球環境の改善に繋がる事業に取り組んでいく、こういうことにですね、これから1つの大きな活路を見出していきたいというふうに、私は、今、思っているところでございます。

それにはですね、たくさんのいろんな技術が、技術開発もいります。ですから、佐用町だけで、その技術が、開発ができるわけではありません。いろんな所で研究されている技術を活用しながらですね、佐用町の地域に合ったものを取り入れて、それを佐用町に根付かせていくと。そういうことをですね、これ将来的に、やっぱり、将来展望の中では、考えていかなきゃいけないと、そういうふうに思っておるところであります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） まず、町民福祉の問題が、1つは課題であるというふうに思っておりますが、まず町内整備が、まず1番でございます。明るい日差しが見えていないのは、東の地域ではないかなというふうに思われます。合併するまでに、地理的条件も良く、ほとんど整備されていると考えられているのでしょうか。

それとも、先ほども言いましたように、末端に手が届いていないと合併した意味がないと、よく言われますけれども、その点ではどうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 東の地域が、日差しが見えてないと言われるのが、少しね、分からないんですけれども、その合併後、いろんな事業にも取り組みました。やはり、私は、各旧町4町が集まった中で、いろんな未だ課題が、それぞれ残っておりましたし、そういう、その地域の引き継いだ課題というものをですね、言えば、町民の皆さんに約束してきたこと。地域の皆さんが希望してきたことをですね、新町としてきちっと、これを実施していくということが、町への信頼であり、また、新佐用町の一体感を融和をする、町民が融和をし一体感を作っていくための一番大事なこと、必要なことではなかったかなというふうに思いながらですね、そういう事業にも取り組んで参りました。

それには、やはり、何と言っても生活に即したですね、一番基本になること。例えば、

各家庭、家々まで道路を整備し、少なくとも、泥道ではなくてですね、舗装された道で、毎日の生活ができるということ。そういうふうな点についてはですね、この3年半でですね、かなり整備が、だいたい均衡ある形でできてきたのではないかなというふうに思っております。

また、例えば、舗装については、農道なんかにおいてもですね、これまでできていなかった所において、だいたい各旧町、4町が、同じような形で、そういう整備もしていこうということで、取り組んで参りました。

ただ、まだまだですね、例えば、東の地域と言われるんですけども、例えば、旧南光においても、町道等においても、国道については、まだ徳久バイパスのようなですね、大きな事業も、これから残っておりますけれども、例えば、小山安川線ですか、徳久駅の所の姫新線のカルバートのようですね、非常に狭い、救急車も中々通りにくいようなところも、まだ残っているわけです。こういう道路整備については、まだ各地域において橋が狭かったり、道路が非常に曲がって見にくかったり、そういう点で、それぞれの所にたくさん残っております。そういうことで、こういう町民の皆さんの毎日の生活においてですね、本当に皆さんが、希望されていることを、早くこうして欲しいという望まれていることをね、これもきちっと計画的にやっていくこと。このことも非常に大事だなというふうに思っております。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） まだまだ日も浅く、これからが本当の正念場であると思っておりますけれども、町長として将来、どうしても、これだけはしたいなというふうに思っておられることをお聞かせいただきたいと思っております。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 将来というのがですね、ここ当面、その何年間の間ということと、ずっと遠い将来というものもあると思うんですけども、まずは、合併をして、合併をしたことによって、これまで、中々進まなかったことを、できなかったことをですね、実際に、やっていける、やっていかなきゃいけないと、こういう点の中におきましては、1つは、合併における協議の中で、また計画の中でですね、県にも大きな約束をしていただいております。この、これは、国道、県道の合併支援事業という形での約束ですね。これは、確実に実施してもらわなきゃいけないと。これは、やっぱり、私においても責任であるというふうに思っております。

例えば、徳久バイパスの建設であり、これから、中上月の歩道等の整備でありね、平福、上三河平福線なんかの拡充というのは、早く改良であり、こういう道路の整備。

それから、町においてもですね、先ほど言いましたような、まだまだ、これ残されている改良しなきゃいけない道路、橋梁の整備、そういう、まず町民の皆さんが、やはり、この地域においても最低ですね、公平に、やっぱり、そういう町の行政の恩恵が受けれるような整備をやっていくということ、そのことはやっぱり、まず第一番ではないかなというふうに思っております。

それから、もう1つ、これやらなきゃいけないのは、ごみ等の処理、これは、先ほど言いました環境問題も含めてですね、循環型社会の拠点施設というものを、今、これまで計

画をして、旧 11 町がですね、一緒になって、今取り組んでおります。その中にあって、佐用町、私の方が管理者になって、その責任を負ってですね、今、事業を進めておりますけども、やはり、この新しい、この施設によって、ごみを資源化をし、また、リサイクルも行ったりと、環境に配慮したエネルギーの回収、そういうことをし、最終的にきちっと、その安全な処理をする、そういう施設をですね、やはり生活を行っていく上で、まず、これから、一番まあ、このへんが見えないところですけども、大事なところです。この事業についてですね、平成 24 年ということを目標にやっておりますけれども、これは、やはり継続して、しっかりと責任持って、これから進めていかなければならないというふうに思っております。

その他、将来的にはですね、一番大きな問題は、少子化と、この高齢化の中で、特に子ども達の教育、人材の育成です。今、本当に急激に子どもの出生が、数が減っております。その中で、子ども達が育っていく、教育をしていく環境というものがですね、非常にまあ、変化をし、もう複式の学級が生まれてきている、生まれてこようとする学校が次々とあります。こういう中でですね、子ども達の、この教育環境、子育てしていく、この環境というものを、どう、これからしていくか、これは、早く町民の皆さんの、やっぱりいろんな創意の基にですね、やっぱり考え、これを町としてですね、実際にしっかりとした整備を、これから計画的な整備を行っていかなくちゃいけないと。まあ、これは学校だけではなくって、今、行っております子育て支援センターとか、保育所、幼児の時、今は、本当に産まれた 0 歳からですね、本当に義務教育ではありませんけれども、まずは、この佐用町の中には佐用高校、高校までのやっぱり子ども達が 1 つの一人前のしっかりとした社会を支える大人として成長するまでのですね、この教育、こういう問題をですね、これは、やはり、行政として、しっかりとその、確実にですね、考え、どういう方針でやっていくか、どういう環境が一番いいのかというものをですね、教育という観点を一番に立って、そういう観点に立ってですね、考えていかないといけない。その上に立って行政は整備を行っていくということ、これは、教育委員会とともにですね、行っていきたいというふうに思っております。

後、その 1 つの合併後のですね、合併という 1 つの大きな、この事業の中で考えたなら、この庁舎の問題というのは、非常に、これ大事な問題だと思っております。

昨日、宍粟市の新庁舎のですね、完成式がありまして、伺っておりました。宍粟市も非常に広いですね、市でありまして、中々、市民の一体感というものがですね、つくっていくことが難しい、しかし、やっぱり、庁舎というものはですね、その町の 1 つの大きな求心力、この一体感を作っていくための拠点であります。やっぱり効率的に行政をやっていく上でもですね、また町民の皆さんが、やはり町行政と一体的に一緒に、活動していく上でも、庁舎というものは非常に、私は、大事ではないかなというふうに思っております。

まあ、宍粟市の場合、1 つは、地震、耐震、きちっとした庁舎でありますけれども、庁舎、そのものはですね、非常に簡素で、本当にあまりお金を掛けたくないような内装で、仕上げになっておりましたけども、私は、あれでいいと思います。そんなに豪華な物は決して庁舎には必要ないと思いますけども、やはり、これから、合併特例期間が終わる 10 年後、町が、1 つの新佐用町としてのですね、中で自立していかなくちゃいけない。そのためにも当然、効率的な、やっぱり行政運営を行うことによって、住民サービス、行政サービスを維持していく、その上でもですね、庁舎の効率化というのは、非常に大事なかなというふうに思います。そのことをですね、是非これから、後残された 6 年、合併特例期間ですね、この間で、考え、本当にこれが必要かどうかを含めてですね、皆さんとともに考えていくことが 1 つの大きな仕事ではないかなというふうに思っております。

その他にも町行政、農業の面から医療の面からですね、それは、総合的に、あらゆる物

に、やっぱり町民の生活にかかわっているわけですから、1つ1つ言えば切がないわけですが、どれも、どれひとつ、じゃあいないということではありません。そういう、そのバランスの取れたですね、これからも町の行政を行っていくこと、この事が大事だというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏盛正勝君。

9番（敏森正勝君） 先般の一般質問の中で話させていただきましたように、庁舎をつくらなければいけないというような状況の中で、合併特例債も後6年という話が出てまいりました。この使用範囲の中で、町のシンボルとして何とかやっていただきたいなというふうに思っております。

町民に広報、議会だよりなどでお知らせしても、見てない人が多く感じられるようでございますが、合併してからあかんようになったというのは、口ぐせのようであるように思います。そういったことのないような、大きな良いイメージを与えることが一番ではないかなというふうに思っております。

よって、今後の対策として、どうすれば良いのかなというふうに思いますけれども、先ほど言われましたように、何とか、今の方針では、先ほど言われたような状況でいけるのではないかなというふうに思っております。

しかし、目と鼻の先しか見えていないなというふうにも思います。しかも振り向いてみて、手の届くところは、事業にしても整備されておりますけれども、中々、町民に分かってもらえないのが一番苦しいと思います。町長の考えとしてどうでしょうか。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） まあ、中々町の進めている考え方、また、これから、町民、皆にやっぱり考えていただきたいということもですね、それを伝えるということ、これを全部の皆さんにお伝えすることは非常に難しいことです。これまで広報等でですね、状況を説明、お話をしたり、広報でお知らせをしたり、また、いろいろな会合や、そういう、その場ですね、直接町の状況なり今の課題をですね、お話する機会をつくってきたわけですが、中々全員の人にですね、皆さん、これをお話するということは難しい、そういう中であって、この度、佐用チャンネル、ケーブルテレビというですね、情報手段がひとつできました。

こういう情報手段を本当に有効に活用してですね、町民の皆さんに、いろんな情報なり状況をお伝えするという、これによって、また町民の皆さんから、いろんなご意見をいただく、そういう双方向のですね、やっぱり行政をやっていかなきゃいけないなというふうに思っております。

ただ、やはり何と言ってもですね、そういう、その何かを媒体するという、これは、広くなりますけども、中々、それを十分に伝えるということは難しいところあります。

しかし、ですから、私は、やっぱり、それと同時にですね、できるだけ直接、そういう、その情報交換し、情報共有でき、また皆さんとともに一緒に考える場をつくっていくという、このことが大事だというふうに思っております。それが、今、地域づくり協議会とい

うものをですね、各小学校区という1つの単位の中でつくった、1つの大きな目的であろうかというふうに思っております。

地域づくり協議会においても、そこをお世話いただく役員の皆さんとか、限られた人しか出席されないということになるわけですが、それでも、今までよりはかたはですね、かなり地域地域の中で、それぞれいろんな立場の中で活躍していただいている方がですね、集まって、いろいろな話をさしていただき、また話を聞かせていただく、そういう場になっております。ただ、地域づくり協議会は、地域コミュニティ、地域の中での、地域の住民の皆さん同士がですね、一緒に、非常にまあ活動して、地域コミュニティを強化するというのも、これも大きな目的です。大事なことなんですけれども、それと同時に、地域コミュニティと行政とがですね、これが、やっぱり、もっと強く連携をしていくという、そのことが、もう1つの大きな目的ではないかと思っております。そういう活動をですね、形を、これから作っていく。

先ほども、ちょっと答弁の中で述べさせていただきましたけれども、地域づくり協議会の1つの基礎、基盤は、この2年半余りで出来上がってきました。更に、今、これをですね、この活動をですね、地域の今、自治会長さんとともにですね、こういう、いろんな立場の人、皆さんが参加をしていただいて、そういう情報なり町の将来を一緒に考えていく、地域の将来を一緒に考えていくという、そういう活動に、もっと発展をさせていきたいなというふうに考えております。そのことによってですね、合併して、何も良くない言われる方もですね、こういう面では、やっぱり合併して良かった。こういうこととしてなければ、中々、合併してなければできなかったというようなこともですね、いろいろと直接、その話していけば、理解もしていただけると思いますし、町民の皆さんの、やはり希望というのもですね、一つ一つ町行政として責任を持って、それに答えていくということがね、最終的にやっぱり、町への信頼につながり、その信頼があつてこそ、町の一体が生まれるということではないかなというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいか。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 先般の新聞に出ておりましたけれども、県会一般質問で、多選制限について質問がありましたが、井戸知事は、任期は法律や条例で定めるのではなく、選挙を通じて住民自身が評価すべきだという見解を示しております。全く、そのとおりであると思いますが、町長は、まだまだ多選弊害には当たりませんけれども、神奈川県が多選禁止条例を念頭において、町長は、どういうふうに考えられておりますか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 私も、井戸知事が、そういうお話、答弁、お答えをされているとおりだと思います。基本的には。

それは、1期4年という1つの任期の中で、その任期が終われば、また新しい中で、町民の審判を受けてですね、また、その責任に当たるといふことの継続、連続です。

ただ、そうは言ってもですね、同じ人が、いくら1期ごとに、いろいろと時代に合ったことを、また時代に即したいろんなことを考えたとしてもですね、やっぱり人間、考える

ことも、ある程度の能力は限られておりますし、また、気持ちの上でもですね、そこで一緒に1人でやるわけでありませんから、皆と一緒に、特に、職員1つの組織としてもですね、組織として、いろんな事業に、業務に当たっていくわけですから、その組織における活性化と言いますか、そういう面において人が変わるということもね、必要であろうと思います。

アメリカの大統領や韓国なんかにおいてもですね、大統領制というのは、やはり2期8年とかいうようなですね、任期が切られておりますけども、それは、1つのそれぐらいな任期というので、次々継続していくことがね、やっぱり社会の活力と言いますか、行政の活力を高めていく上でも必要な面もあるのかなという感じはします。

ただ、本当に1期4年というのは、非常に短いなど。中々、1期4年でですね、今の事業、ただ単年度で考えて、単年度で終わるようなことは非常に少ないわけです。やはり、ある程度長期的な展望に立って、しっかりとそれを行いながら、また考えながら、事業なり、いろんな事業に当たっていくということが必要です。そういう意味では、1期だけは、1期では少ないし、それが4期、5期ということは、私は、やっぱり、いろんな面では、弊害も出てくるかなという、そういうことから、考えれば、自ずと常識的なところで、やっぱり落ち着いて来るのではないかなという感じはしますけども、それは、それぞれの個人の、やっぱり考え、良識に任せていかなければならない。最終的には、町民の皆さんの、やはり考え、町民の皆さんの審判に任せるべきことだろうというふうに思います。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔敏森君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9番（敏森正勝君） 今までの答弁でもありましたけれども、二重の答弁になるかもしれませんが、2期目の、この4年間の方針、あるいは計画について、どうあるべきか、少しお願いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい。

町長（庵逄典章君） まだ、1期目の途中ですし、今、先ほど言いましたように、まだ半年間の任期というものをですね、きちっと、この責任を全うしていかなくちゃいけないということが、まず第一だというふうに思います。

ただ、2期目を担当させていただくということにね、やっぱり町民の皆さんの信任が得られるということであれば、私は、佐用町のためにですね、使命感を持って頑張っていきたいなという思いは持っているということを先ほど申し上げたところです。

まだまだですね、合併して大きな、合併というのは大きな事業ですけれども、スタートしたばかりです。お蔭ですね、ひとつ順調なスタートができたというふうには思いますけども、やはり、それは、そのスタートした、この4年間というのは、国や県なんかの合併における、非常に、ある程度、ある意味では、手厚い、この支援も得られてきております。そういう中で、財政の安定化も図られてきているわけですけれども、しかし、これからは、一番、行財政改革においてもですね、本当に自分の身を削る、そういう傷みの伴うことも、やっぱり考えていかなくちゃいけない時期になってまいります。

このことは、先ほど言いましたように、町民合意の中で、町民の皆さんの理解を得なが

らやっていかなきゃいけないというわけですが、これをですね、やっぱしやっ  
ていかないとですね、町の将来、合併特例法が失効した 10 年後、段階的に行けば、後 5 年間  
というものがあるわけですが、その間のですね、その後のですね、町政の本当に安  
定というものが、難しいということになります。

ですから、先ほど言いましたように、課題はたくさんありますし、やらなきゃいけない  
事業もいっぱいあります。しかし、それも、全て、やっぱし町政のしっかりとした安定と  
将来にわたってのですね、皆さんが安心して、本当に、何とか、今、地域の中でも、お互  
いに助け合いながらも、そんなにね、豊かな、豊かと言いますか、贅沢はできなくとも、  
本当に、心豊かに生活ができるような町を維持していくためにはですね、これから、そう  
いう改革というものをですね、まずしっかりとやっていかなきゃいけないと思っております。  
それが、この 1 期目と違う非常に厳しいものではないかなというふうに思うわけです。  
はい。

〔 敏森君 挙手 〕

議長（西岡 正君） はい、敏森正勝君。

9 番（敏森正勝君） 分かりました。

1 期目は、まず手探りの状態というふうに思います。

2 期目は、町長の手腕を発揮する時と思っておりますけれども、新しい意気込みで頑張  
っていただきたいなというふうに思います。

町長の 2 期目の挑戦に意欲が伺えましたので終わりにしたいと思います。ありがとうご  
ざいました。

議長（西岡 正君） はい、9 番、敏森正勝君の一般質問は終わりました。

続いて、4 番、岡本義次君の質問を許可いたします。

〔 4 番 岡本義次君 登壇 〕

4 番（岡本義次君） 4 番議席、岡本義次でございます。

梅一輪一輪ふくらむ温かさということで、昨日もですね、大分春らしく暖かくなってま  
いりました。

それでは、3 件の、今日は町長にご質問をしていきたいと思っております。

まず 1 件については、なぜ延滞金を免除したのかというタイトルでございます。

上月カントリー倶楽部が固定資産税 1 億 6,000 万円と延滞金 8,000 万円の滞納がありま  
した。更生管財人、印藤弘二弁護士が佐用町の役場を訪れ議会説明に来られて会社更生法  
が成立したら本税は払いますとのことでございましたが、これは、至極当然、当たり前  
のことでございます。

銀行のように金を貸して利益を得る商売で役場はありません。税金は国の法律、憲法に  
基づき全国民が等しく納めることにより、国の政を町民、国民幸せのために、つかさどっ  
ているわけでございます。

新しく引き継いでやろうとしておる、大倉ケミテック株式会社、高橋正弘社長がゴルフ  
用地内の約 4 町歩を、もうやるべしで株式会社ナンノコポレーション（摂津市の山本隆久  
社長）から買い取っており、やることには間違いのないところでございます。

説明会の時にも、私は、申し上げましたように、500 万円ずつでも 10 年掛かってもい

いと、分納してでももらってくださいというふうに、申し上げてきました。

そこで次のことを町長に問うていきます。

1つ、その後、弁護士と相談されたり、幹部の勉強会はされたのでしょうか。

2つ、兵庫県と滞納額のことでも連携なり、相談や打ち合わせはされましたか。

3つ、その後、弁護士に分割なりの話も出されなかったのでしょうか。

4つ、相手はやるべしで、未買地まで買っているのに、なぜ、粘り強く交渉をしなかったのでしょうか。

5つ、旧上月石堂則本町長、中川町長が溜め込んだとはいえ、引き継いで処理する庵造町長にも責任があると思いますが、その点、いかがでしょうか。

2点目に入ります。仁方は場整備裁判はということで、仁方は場整備について、換地の事を含め仁方集落の方々から、いろいろな不満不評が聞こえておりました。当工事主催の町当局なり、ほ場整備組合の連携協調がうまくいっていなかったのではないのでしょうか。

そこで次のことを町長に伺っていきます。

1つ、私が、上月の議員として、仁方の方については、合併後、初めて、こういうことを知ったわけございまして、今、佐用町の議員として、裁判に訴えられた原因は何であったのか。

2つ、一審の地方裁判で、なぜ敗訴したのか。

3つ、二審の高等裁判所の判決はどうだったのか。このことにつきましては、私が、これ先出しておりましたので、この間、この結果が出たようでございますが。

4つ、その裁判の途中経過を、なぜ担当課は議会に逐一報告されなかったのか。

5つ、三審の最高裁まで、上告されるのか。このことにつきましてもですね、私が、先出しておりましたので、この間、最高裁出されたということでございます。

6つ、この責任は、どこにあったのか。また、誰が取るのかということで、仁方のほ場整備裁判はということで、また問わさせていただきます。

3件目、笹ヶ丘グラウンド等の有効利用ということで、現在、笹ヶ丘グラウンドが河川残土の置き場から、取り除かれてはいますが、そのまま放置されています。

折角広い立派な良いグラウンドがあるのに勿体ない限りでございます。そこで次のことを町長に問うていきます。

1つ、町はこのグラウンドをどのように計画利用されるのか。

2つ、とりあえず芝生を植え多目的に、暫定的にも使えたらどうでしょうか。

3つ、外側の河川と水辺で遊べるような環境もできておりますので、そこらへんの取り組みはいかがでしょうか。

4つ、公園も桜公園ということで、有名になってございますけれど、桜が終わってしまえばですね、他、四季折々のというような格好の中ですね、もみじ等も植えられたらというようなことも、問うていきます。

5つ、リバーサイド跡地ですね、有効利用は、どのようにお考えかという、この3件の質問を、この場での質問とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（西岡 正君）                      それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵造典章君 登壇〕

町長（庵造典章君）                      それでは、岡本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず最初の、なぜ延滞金を免除したのかというご質問で、その第1の、その後、弁護士と相談したり、幹部の勉強会はしたのかというお尋ねでございますが、会社更生法による

上月カントリー倶楽部の更生計画の対処につきましては、本町顧問弁護士の藤田弁護士の指導を受けているほか、さらには兵庫県町村会の協力をいただき県町村会顧問弁護士の安藤猪平次弁護士の指導も受けながら、地方税法に基づき公正・公平に執行すべく、協議・調整を図りながら対処してまいりました。

上月カントリー倶楽部の更正計画案について、管財人であります印藤弁護士は、大幅な債務の切り下げによる一括弁済によってのみ更生計画が可能であると判断され、更生計画は更生債権 312 億 6,000 万円に対して、一般更生債権の弁済率は 0.1 パーセント、同意のある場合の弁済総額は約 6 億円とされております。

更生計画案は、平成 20 年 10 月 31 日に大阪地方裁判所に提出され、裁判所からの同意の有無の意見聴取に対して、本町は、更生計画案に同意する。とするとの回答を行い、債権者の同意多数をもって可決され、平成 20 年 12 月 20 日に裁判所は更生計画を認可されました。

その計画によって、平成 21 年 2 月 20 日に、本町は本税 1 億 6,058 万 206 円の一括弁済を受けております。

本町が、上月カントリー倶楽部の更生計画案に同意したことについては、本ゴルフ場の健全な運営を通じて、地域の活性化、雇用の確保、環境保全、税収の確保の総合的な判断から、地方税法第 15 条の 5 第 1 項による第 15 条の 9 第 2 項の規定に基づき、本税一括弁済により延滞金を免除する会社更生計画案に同意したものであります。

第 2 の兵庫県と滞納額のことによって連携なり、相談や打ち合わせをされたのかとお尋ねにお答えをいたします。兵庫県上郡県税事務所とは、町税と県税に共通する滞納事案について、情報交換・意見交換を図りながら滞納整理を行っております。上郡県税事務所においては、滞納税はゴルフ場利用税であり、納税者の預かり金である。との判断から裁判所からの同意の有無の意見聴取に対して更生計画案に同意しないとされております。公租公課に関して、会社更生計画案に同意した公共団体は、国の 2 機関と地方団体では本町を含めて 9 市町が同意し、会社更生計画案に同意しなかったのは国の 1 機関と兵庫県及び 1 市であるというふうに聞いており、多数の公共団体が更生計画案に同意しております。

第 3 に、その後、弁護士に分割なりの話を出されなかったのかというお尋ねであります。裁判所からの更生計画案の同意の有無の意見聴取に対して、本町は同意する回答を行い、債権者の同意多数をもって可決され、更生計画は裁判所が認可決定をされております。決定されたことを確認してから、また、その変更を申し出るようなことはできないというふうに思います。

第 4 の相手はやるべしで、未買地まで買っているのに、なぜ、粘り強く交渉をしないかというふうなお尋ねでございますが、上月カントリー倶楽部について、平成 20 年中では 4 月、8 月、10 月、11 月の議員連絡会で状況の説明をしてまいりました。管財人から、本町が最大の租税債権者であることから、本税額を一括弁済するも、延滞金につき免除を受けなければ、更生会社は破産手続きを余儀なくされる懸念が大であるとの説明を受け、管財人からは、最大の租税債権者である本町が延滞金を免除しない場合は、会社は、清算のやむなきに至り、雇用の確保ができない、今後の税金の納付が不能となり、本件債権も全く無配当となる懸念が大きい旨の説明を受けて、本税の一括弁済を条件とした延滞金の免除の要請を受けていることも報告をしてまいりました。

10 月 9 日開催の議員連絡会では、管財人印藤弁護士に出席をいただき、議員各位にも説明・質疑応答をしていただいたところであります。

ゴルフ場用地の一部取得については、ゴルフ場用地の確保が懸案であり、管財人より更生後の上月カントリー倶楽部の収益性は低いと見込んでいるが、佐用町の姿勢を信頼し、更生計画の認可決定に先行した用地確保が必要であると判断したというふうに、後になっ

での説明を受けております。

第5の旧上月町の石堂町長、中川町長が溜め込んだとはいえ、引き継いで処理する私にも責任があると思うがとのお尋ねであります。合併に伴い、旧町の町税の課税・徴収については、新町において継承して課税・徴収すべき責務があり、町行政の執行者として課税と徴収の責務を果たしてまいり所存であります。

税法においては、収入があり税金を払えるのに払わない滞納者に対しては、納期限内に完納された大多数の納税者との公平を保つために、滞納処分を行わなければならないと定められておりますが、一方、災害の被災者や失業者や疾病などで生活が困難となった方、生活に困窮する方などについては、その実態を把握して、税金の減免、滞納処分の執行停止、延滞金の免除などを行うことが定められており、税法の適正な執行により、公正公平な納税の実現に努めております。

会社更生法においては、会社の経営と財産の処分は裁判所が選任した管財人が行い、旧経営者は全ての権限を失い、本事案のように担保権、一般債権は大幅な債務の切り下げにより、極めて低い弁済率となり、租税債権者であっても制約を受ける厳正な法規であり、地方税法において、地方団体の長は延滞金の免除について適正な対処ができると規定をされております。これまで、町内では、2カ所のゴルフ場の会社更生法による更生が図られ、平成17年4月及び平成18年10月に、地方税法の定めにより、本税一括弁済により延滞金を免除とする会社更生計画案について、旧町及び新町において同意し、同意多数をもって可決され、裁判所は更生計画を認可決定をしております。2箇所のゴルフ場ともに会社更生を実現し、以降においては納期内納税の履行をいただいているところであります。

今後とも、税法を適正に執行し、公正・公平な納税の実現を図り、納税者の信頼を得るよう努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと思います。

次に、仁方地区ほ場整備に関する裁判についてのご質問であります。訴えられた原因につきましても、当初、神戸地裁への訴状は、換地処分までの暫定措置として、工事の内容やその進行状況に応じ、使用収益関係、いわゆる農地であれば耕作権を付与する、一時利用地指定をすることが土地改良法で認められており、原告にも同様に指定をいたしました。

その後、地区全体の面工事、確定測量も終了したため、地区全体の換地計画策定をするにあたり、該当換地が法が定める、用途・地積・土性・水利・傾斜・温度、その他自然条件及び利用条件等を総合的に勘案して、従前の土地と照応しているかを検討し、また、地区役員会の意見も参考にして、換地計画を定め、権利者会議の承認を得ました。

その結果、原告に対する換地において、一部、一時利用地指定の土地について、位置の変更が生じてまいりましたので、換地処分を進めるうえで、その土地の一時利用地指定変更処分を行ったもので、その変更にも異議があるとして、変更処分の取り消しを求めて提訴をされたものであります。

神戸地裁におきましては、一時利用地指定変更処分が土地改良法に基づくものであり、適法性を主張いたしましたが、本町の主張、立証した事項に対する判断が示されなくて、承服できないために関係機関と協議し、大阪高裁に控訴したものであります。

大阪高裁では、当初、一時利用地指定変更の審理がありましたが、審理途中で換地計画について、兵庫県知事の認可を受け、換地処分の手続きが進んだために、一時利用地指定の法的効力が消滅し、したがって、原告より換地処分の取り消しに訴えの変更がなされました。

町としては、土地改良法に基づく換地処分の法的根拠等、主張・立証をいたしましたが、2月19日の判決内容は、町の主張も一部認めながらも、一審を容認する内容でありました。

町として、土地改良法に定めのある、一時利用地指定と換地処分の法的根拠の違い、換地処分の照応の原則、権利者会議の重要性等を、関係機関等の意見を考慮し、再審議していただくことが必要であると考え、3月4日大阪高裁、民事総務部に上告兼、上告申し立ての手続きをしたところであります。

途中経過についてでございますが、裁判の審理については、原告・被告ともそれぞれの立場において適法であると主張、立証をしてゆくもので、裁判所の意見判断は判決により示されるものでありますから、審理途中での報告は、双方の意見が対立している状態では、誤解を招くことも充分考えられるため、報告はいたしておりません。

この責任を誰がとるのかということではありますが、本来、土地改良事業のように固有財産の工事等で目的を達成するには、地方公共団体の指導・助言を基に、その地域においても任意の役員会及び組合で十分に協議され、話し合いをもって、合意に達し事業を進めるものであります。当然、ハードな事業でありますから、個々の比較をすれば多少の差異が生じることは必然であり、関係者全員が将来の営農についても考えながら、譲歩するところは譲り合って、円満に解決することが重要であり、事業主体の町においても、解決に向けて努力し指導・助言することは当然のことです。

今回の件につきましても、誰の責任と言うより、早急に解決ができるように、今後とも、町として、できるだけ努力はしたいというふうに考えております。

次に、笹ヶ丘グラウンド等の有効利用についてでございますが、笹ヶ丘公園を中心とした整備計画につきましては、旧町においても、いろいろと計画をされてきておりますけれども、昨年の12月に改めて、今、現実的に事業可能な公園整備の計画を研究するプロジェクトチームを立ち上げたところであります。グラウンドについては、埋め立てや大きな構造物を建設することは、災害時の対策として実施することができないため、リバーサイドクラブ跡地を含めた現況を考慮しながらグラウンドゴルフや多目的広場としての活用を検討しており、平成21年度の予算で調査設計費を計上しているところであります。

外側の河川利用についても何らかの方法で利用できるかどうかを検討を行います。笹ヶ丘公園には約1,000本の桜を植樹して整備を行っていますが、テングス病等により桜も傷んできておりますので、毎年桜の補植等を行うなど桜の名勝としての維持管理に努めてまいりたいと思っております。

もみじの植栽の件ではありますが、本公園は、桜の名勝公園としてアピールしておりますので、当分の間は、桜を植樹しながら整備を推進したいと考えております。笹ヶ丘公園を町民の憩いの場として、また、観光客の集客施設としての整備をすすめ、有効かつ町民に親しまれる施設になるように、今後、早急に検討をし、実施をしてみたいというふうに思っております。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） それではですね、延滞金の、いわゆる契約者は相手方とお結びになっておりますか。その免除するということについてです。ええっと例えば、本税だけは、いただきますとか、その延滞金は、この度、管財人がね、当然、それらを、うまく会社更生法に成立させようとするればですね、そういうふうなことを考えてくると思います。しかし、それらのことについて、そういう契約の結びがあつたんでしょうか。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 免除のするかしないかの契約をするということではなくてですね、これは、会社更生法に基づく更生計画を、この管財人であります印藤弁護士、裁判所から指定された管財人弁護士が作成をするということです。その中に、そういう項目が全て入っているわけです。それによって、それに同意する、しない。同意することによって、この会社更生法の手続きが裁判所からの許可が得られて、決定が得られて、この更生計画が進めることができるということであります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） あの、どう言うんですかね、例えばね、私が申し上げましたように、この後を引き継いでやられる方がね、ナンノコーポレーションの山本さんの土地をですね、もう買い取っておったということは、もう当然、本人は、もうやる気満々と言うんかですね、後へ引き下がらずにね、継続してやると。そしたら、当初、一番最初やられた方は、当然、山をそうやって工事したり、いわゆるクラブハウス建てたりしてですね、300億も、350億も当然掛かっておると思います。

しかし、この会社更生法成立した後やるとすればですね、ものすごい安い費用でですね、やれるわけございましてですね、当然、その方は、後の未買地まで買ってでもやろうとしておると言うところにですね、私は、8,000万くださいよと言うても、いけないじゃないかという気がしとんです。ですから、全国の今までの例を取ったときにね、当然、延滞金はもろておる所、もろてない所があるということございましてけれど、しかし、やはり、そういうやる気満々の所はですね、その他、普通、どう言うんですかね、工事やって瑕疵担保責任と言って、2年の間ですね、そういうふうなことが分かったら、後で、どうやこうやということの、そういうふうに該当するかどうかは、ちょっと、私も法律の専門家じゃないんで、分からんのですけれどですね、後で、印藤弁護士に、こういうことが、多分、後で分かったと思うんですよ。そやけど、それは、その買収、未買地をやるうとしておるということは、前から、当然、その方がですね、高橋いう社長がですね、やっておるわけですね、ですから、そこらへんを、言わなかったということに対して、高橋そのものでもですし、ちょっと、そういうずるいところが、私は、あつたんじゃないかという気がしておりますんでね、ですから、そこらへんは、町長、どのようにお思いになります。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 今回のですね、上月カントリー倶楽部の会社更生法の計画については、これまでも議会にも、いろいろと報告をして来ましたが、何回も、その更生計画の期限を延期をされております。それは、非常にですね、この更生計画自体が難航した難しい計画であったということの為に、そういうふうに更生計画が延期されてきたというふうに思っております。そういうふうに弁護士からも報告を聞いております。

それは、1つは、この土地問題であったと、そのやはり、土地そのものですね、この所有者が、全く別の人が持っている土地があると。その土地が使えないとなると、このゴ

ゴルフ場自体が、もうゴルフ場としての成立しないわけです。そういうことで、この所有者とのですね、交渉というのは、一方、その会社、ゴルフ場を存続させるということの中で一番大きなネック、その課題であったと、問題であったというふうに思います。

しかし、ゴルフ場の計画の中でですね、再建計画の中で、やっぱり今後、その収益によってですね、ゴルフ場が、ちゃんと経営ができるということを立証しなきゃいけないわけです。だから、その今のゴルフ場っていうのは、そんなに、その収益が上がって、儲かる商売にはなっていないわけです。会員権がドンドン売れて、そういう、その資金でもって運営ができてた時代じゃなくって、利用者だけの利用料で運営をしていくと。そうすると、会社更生法の中で、計画を作る上でですね、やはり限られた資金と、そして後、そこからゴルフ場としての運営、収益がいくら見込めるかと。その中で、やっぱり雇用し、ゴルフ場を運営していく、そういう、その計画を作る上でね、どうしても、この債権を切り下げていかないと、それが成立しないと、そういうふうにやっぱり計画をされております。そこをやっぱり裁判所も、ちゃんと確認をしているわけです。

ですから、その中で、私は、その土地がいくらで買収されたのか、どういう話が、契約がされたのかは、そこは分かりません。しかし、全体の、そういう計画を進める上で、この社長、新しいスポンサーになられる会社、元々、非常にまあ、上月カントリーに対しての思い入れの強いと言いますか、自分も、その当初からの会員であり理事でありね、何とか、これを残したいという思いの中で、非常に厳しい状況の中で取り組まれたというふうにも聞いておりますしね、特に、会社更生手続きが終わった後もですね、非常に経済が、非常にこれだけ厳しくなっております。そういうことに、投資をすること自体がですね、非常にまあ、会社の中でも、いろんな問題があったというふうにも、厳しく、それで1カ月延期されたということも聞いております。そういうギリギリのところですね、この計画というものがなされてきたと。それが成立したことによって、町としては、本税であります1億6,000万のお金が回収できたということでもありますから、もし、これが破産手続きにより、もう競売、破産になればですね、ほとんどの、これは債権が回収できなかったということにもなります。今、それができたことによってね、更に、延滞金、それを何で取らんかったというふうに言われますけども、それを決定するまでの状況から見てですね、総合的に判断すれば、これは、やっぱり、延滞金免除してでもですね、この計画は成立でき、させ、それで、存続してですね、そして、雇用なり、その確保もしながら、税の回収もするという、やっぱり町の利益に私は適った判断をしていったというふうに思っております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） どう言うんですか、やっぱり印藤さんとすれば、会社更生法を成立させんがためにですね、やはり自分の手腕発揮という意味においてもですね、やはり当然、その債権者の方に対して、尼信なんかは何百億というようなね、損害というような格好で、普通の方達も、債権法を見していただいた時に、各1万円ずつというような格好の中でされております。

しかし、私は、前にも言いましたように、やはり役場の税金、これは、やはり憲法にも決められて、町民幸せのために政をやっていくという意味においてはね、やはり当然、それは、遠慮せずに申し述べておくべきであったらうと思っております。

ですから、町長が、今、そういうような本体そのものも入らなかつたらと言う、おっし

やい、仕方をおっしゃったんですけれど、しかし、それは、上月カントリーが、その後、石堂町長、中川町長の時から、ずっと引き続いてですね、それは、収入の実入りそのものは悪かったのかも分かりませんが、営業途中で止めることなく、続いてずっと、現在もまだやっております。ですから、そういうことを考えた時に、もっと他にですね、当然、相手の所へ行って話をしながら入った分の何ぼかずつでもね、やっぱりもろておれば、こんだけ溜まるということがなかったんだらうと思います。上月で、私も1期出させていただいて、皆様ご存知のように、私必ず滞納額のことを、いつも初めからしまいまで聞いておりますけれど、やはり、これは、国が、やはり国民幸せのために税金納めていただいて、世の中が成り立っておるという中で、本当に困った人があればね、当然、よく調べていただいたら生活保護でも助けてあげなければならない人もありますし、その生活に困らない人が貯めておったら、言語道断であるということを経三再四述べてきております。

ですから、税務課長が、よく頑張ってくれておるということで、私は、評価もしておりますし、ですから、そういう中でですね、片一方一般町民に247件の方々の差押えと。これ、やはり、止めとけと言うんじゃないで、これは、税務課長が、そんだけ頑張ってますね、やっていただいておりますということは評価しますし、その方々は知ったとしてもですね、こんだけの金額がね、その247件に値せんと思うんですよ。ですから、やはり粘り強く、その高橋社長と、また契約なり話し合いすることによって、これが入るようになればね、それだけ247件の労力以上にね、これが入ったら大きく町の、また、そういう他の面にも使えていけるというふうに思ってます。

ですから、今、町長が、そういう総合的な判断の中で、雇用のことも考えてという、おっしゃり方されましたけれどね、それらは、私も十分分かっておりますけれど、なんにも、分納でもですね、やれば、また、高橋さんが、これものすごい安い値段で引き継いでやれるわけですからね、当然、それぐらいの資力としてもあるわけでございます。ですから、私は、やっぱり、もっと粘り強く、県とともに、そういう歩調を合わせながらね、やっていただきたかったということをおし述べさせていただきます。

それではですね、このことにつきましてはですね、そういうことで、もう1回、高橋社長にでもね、いわゆるこうやって決まったけれど、8,000万免除しておると。後、あんなとこ、ちいとでも分納でも払うてくれへんのかというようなことは、もう町長言えんのんですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの何度も申し上げておりますけれども、これは、法律に基づくですね、会社更生法の決定、これは裁判所が決定をして、この計画が進んでおります。決定した後ですね、それを異議申し立て、そんなことは、これは、これはできることではありません。

それなら、結局、決定前にしないということをおわなければいけない話なんで、その裁判所、判決できたものについてですね、いや、後こうしてくださいと、そういう状況、事がね、やっぱり言えるか言えないかは、これは判断をしていただかなければならないと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい。

4番(岡本義次君) はい、分かりました。ほな、その事で、次の仁方の件で問わせていただきます。仁方の分につきましては、平成5年11月12日に換地計画原案が作成され、仁方は場整備組合総会で説明、承認された上、換地計画原案図が公民館に公示されました。そしてですね、一時利用地の指定がですね、平成6年の7月14日、7年の9月29日、平成8年の10月14日、3回に亘って実施されたわけでございます。

そして、その中でですね、2人の方の中で、土地がですね、KさんがHさんに対してですね、土地の28号田と5の35のですね、土地の交換をして欲しいという申し出があり、その事についてですね、Hさんがですね、その時から何度もお断りされたというふうに伺っております。ですから、何回も、何回もですね、そういう申し出があつて、その都度お断りになったと。しかし、その正規の手続きはされたのかも分かりませんが、そのほ場整備組合の中でですね、組合長からも交換してやって欲しいの旨が何回かあつたり、そして、平成12年の6月の23日に整備組合会において確定測量の結果に基づいてですね、また、調整されたとも聞いております。

ですから、平成12年の7月の16日の役員会において組合長の強い指示の下、要求を受け入れるようにもされた。しかし、その時でもHさんが、あくまで拒否されお断りされたということも聞いております。

そして、平成13年の3月28日に最終の仁方地区の権利者会議が開催され、再び変更案を受け入れるように求められてきた、ここでも、またHさんがお断りになったと。

組合長は、強引に採決を諮り、賛成52名、反対3名で可決してしまわれたと。

それを根拠に、平成14年10月10日に指定変更処分がされた、このように伺っておりますけれど、それらのことについて、町長は、そのことについて、どのようにお思いになりますか。

議長(西岡正君) はい、町長。

町長(庵道典章君) 今、岡本議員の方はですね、どなたにお聞きになったのか、どういう経過、私らが説明したことを、そのまま言われているのか分かりませんが、それは、いろいろな手続き、経過、この事業にはですね、あります。それについては、町としては、少なくとも、このほ場整備というものは、地域の皆さんの権利者の総意でもって行っていくと。それを、町が事業としてですね、実施していくという事業です。ですから、そういう手続きにおいてはですね、一応その、強引であったとか、その一部の、全員賛成じゃなかったとかということはね、確かにあった。言われて、それは、その人、人それぞれの思い、判断だと、見方だと思います。

しかし、町としては、その結果を持って、手続きをしておりますからね、どのように思われるかと言つても、町は、その責任を、町としての事業を受けて、事業を推進していく責任は、当然、果たさなきゃいけないということで、事業は進められたということです。

ですから、ここですね、裁判ではありませんから、どういう事実であったとか、どういふことであった、どうだという、それぞれの立場、お互いにね、そのお話しをしても、これは、まだ係争中に、係争になってしまつて、残念ながらそういう状態になっているわけですから、そういう質問をお受けして、私が、答弁するということ、これは非常に、もし違ったことが言つておれば、それは、また、間違い、大きな影響になりますしね、議会の話の中、質問の中でね、これを細かく、いろいろとご質問にお答えするということは、これは難しいなと思つます。そこは、分かつていただきたいと思つます。

[岡本義君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） どう言うんですか、ここの仁方の中ですね、今現、農林振興課の小林参事がですね、当時、産業課長であったんですか、その方が、集落に行って、そのほ場整備組合の中の会計責任者であったとも伺っております。ですから、そこらへんがですね、私が、冒頭申し上げましたように、当然、もっともっと膝突き合わせての、そういう話し合いなり指導はですね、課長としての指導はね、できたのかなというふうにも聞いております。

ですから、平成5年から、今、平成21年という16年の歳月費やしてですね、仁方地区はね、高低たくさんありまして、円光寺とか櫛田とか大酒のように平坦地であれば、工事費そのものでもね、安くついたと思いますけれども、ああいう高い所は、工事費そのものでもね、相当国からの、やっぱり税金が投入されておると思います。

それで、私も仁方の集落の方にずっと1軒1軒足運んで聞いてみましたら、その方の中からですね、工事そのものもあまりできが良くなかって、排水でも、じゃじゃ漏れの所があったり、いろいろもうひとつつというふうな感じで、大分、不平、不評の声が聞こえておりました。

ですから、そういう裁判そのものでもね、二審のこに間のことのことでも、皆さん知らないとか、敗訴、役場が敗訴したいということに対してもね、全然、そりゃ、2人の方の争いの方も分からんですけれど、仁方集落としては、当然、やはり関心があることでございすんでね、そこらへんが、全然、組合長から皆さんの組合員に対して、そういうことも含めてね、情報も入ってないと。つんばさじきになっておったというふうには、聞いた時に、そのような感じを受けました。

そこで、町長に聞いたらええんか、農林振興課長に聞いたらええんか分からんのですけれど、一審、二審に対して、一審で裁判費用いくら掛かったんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 一審、二審の裁判費用ですけれども、両方で283万8,580円でございます。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） まあ、裁判の場合ですね、負けた方が払うというふうになっておりますんで、当然、相手の方も、これぐらいな、やっぱり300万近くは掛かっておるんじゃないかと想定できるわけでございます。

ですから、一審、二審で負けてですね、高裁で、こういう判決が出た以上、民事の場合、町長、どうでしょう。却下、もしくは、和解ということで、そういう勧告が出るんじゃないかと、私は、思うわけです。

最高裁の場合、刑事の場合は、最高裁まで行ってですね、最終判決が出るとは思いますけれど、もし、そういう却下でもされた時は、町長、どのようにされますか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵逄典章君） 却下というのは、どういうことですか。その高裁、まあ、あの、判決がね、その出れば、最高裁が一番最後です。これは、土地に関することで、中々、じゃあ、その土地の権利を、また、その例えば、取り消しがあつたとしても、じゃあ、取り消されたものを、今後、どうするかという問題は当然、次に残ってくるわけです。ですから、ここは、全てですね、この事業というのは、権利者会議、これは、仁方ほ場整備の組合の全体にかかわる問題、その中で、その全体の権利者、地権者が決議をして進めてきているわけです。だから、その権利者会議の中でね、もう一度、どうするかということを皆さんに考えていただかなければならなくなります。

当然、今、言われたように、こういう裁判というのは、土地をどこに持って行って、その分割して、公平にするという、中々ね、100パーセント、そこまではできないわけです。だから、例えば、今回、換地処分が取り消されて、じゃあ、逆の立場になった時に、片方から、不利になったということで訴えがあれば、その不利になったことに対しては、やっぱり裁判所は不利になったとして、その認めるということが出てくる可能性は十分ありますよね。

ですから、当然、ここは和解によって話し合いによって、解決すべき事案だというふうに思います。ですから、これまででも、そういう裁判所からも和解ということの勧告は受けてありますけども、その和解の話し合いが成立しなかったと、できなかったということです。

しかし、最終的には、何とか、やっぱり、そういう全体の地権者の皆さんの、やっぱり、協力もいただきながら、当事者、双方の間の和解というものをね、目指すことが、一番、これは、正しい道だというふうには思いますけれども、しかし、和解をしないということになれば、裁判、最終的な最高裁、ここ以上の判決はないわけですから、しかし、その判決が出たとしても、その土地の、今言う、換地処分の取り消しだけであって、その後、じゃあ、それを、どういうふうに、これを現実に対処していくかという問題、これは、大きな問題が残るわけです。

そういう非常に難しい問題であるということでもあります。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4番（岡本義次君） 平成15年の5月にね、調停案が出てH氏は同意したけれど、片方の反対のTさんが、どう言うんか、その席です、調停を拒否された、そういうふう聞いております。ですから、そこらへんがですね、やはり調停案出て、双方が、そういうふう和解をされておれば、旨くいったんか分かりませんが、まあ、そういう、いろいろな思い、含みがあってですね、今日に至ったと思っておりますけれど、やはり最高裁まで行けばですね、費用そのものも高くなりますし、また裁判するために、東京までね、足運んで担当者なりとも行かんとあかんというふうになれば、これら、16年も掛かって、相当役場職員のね、いわゆる労力、いわゆるやはり月給とは言えですね、相当、それ換算した時に、掛かっておるわけでございます。

ですから、やはり、私は、当時、産業課長しておった方にも、ある程度、もう少しですね、勉強なり、そういう自覚言うんか、どう言うんか、もっと、私がいっつも言う、危機管理的なものがね、ちょっと欠けておったんじゃないかというふう思うんですよ。

ですから、もっと真剣に、それらを、村の人と膝突き合わせて話した中で、指導がで

きておったらね、こういうもつれにもつれて 16 年の歳月が掛からなかったとは、じゃないかなというふうに思いますが、町長、そこらへんは、どんなでしょう。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 岡本議員は、その当時、実際に、その当事者でもないし、その状況は何もお分かりになってないわけです。こういう非常に難しい結果になった中でね、当時した者が真剣じゃなかったとか、その何か欠けていたんじゃないかとか、確かに、いろんな問題があった、そういう、その問題もあったかもしれませんが、しかし、そういうふうにはね、断定的に町の対応が悪かったとか、担当が悪かったとかいうふうなね、やっぱし、それは今の結果の中で言われているんであって、ただ、そういう状況、十分に分からない中でね、そういうお話をされるというのは、私は、非常に辛い話だと思います。どんな事業においても、いろんな問題があります。事業進めていく上では、それぞれ、やっぱし、結果的に、こういう裁判というような状況になってますけどもね、それには、いろんなことが、もっともっと、問題があって、こういうふうになってきたいということであって、ただ、担当者の責任であるというようなね、そういうことではない。そういう言い方は、ちょっと非常に残念だと思います。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次君。

4 番（岡本義次君） 私もね、現地行って、その田んぼや、それから、片方、西口さんからの山すそのですね、そういうほ場整備の中に入れた土地の所と、ずっと現地、つぶさに歩いて見て回りました。

普通、その換地の用地内においてはですね、当然、コンクリの杭なり、その区域内というような表示もあってしかるべきと思うんですけど、それが、そういうコンクリの杭も、ちょっと私が歩いた中では、もうひとつ、私がよう見つけなんだんかも分かりません。しかし、そういう杭がやっぱり、普通、そういう各個人の田の境にしてもですね、境界には、境界杭のコンクリが入ってですね、円光寺なんかには、入っておったなというふうには見ておるんですけど、たまたま、その山すそなんかは、途中工事の時に抜けてしまったんかどうかは分かりませんがね、ですから、そういうことを 1 つに取ってもですね、ある程度、そういう工事が、もうひとつ竣工検査も兼ねてね、うまいこといっておったんかない気も、まあするわけでございます。

今、町長、確か、担当、私が悪者のように言うたような言い方でございますけれど、そこらへんについては、役場の産業課長が、その会計責任者もしながらですね、やってきて、やはり、もう少し指導することができたんじゃないかと言っておるんでございまして、今、農林振興課長は、合併してから佐用へ来てですね、その工事そのものには、直接携わってないし、私も、佐用町の議員として、このことを初めて知ったわけでございますんでですね、分からない中にも、やはり、こういうことが延々と続いてね、佐用町の税金を、これから最高裁までかけて使っていくということに対して、やはり疑念感じる所でございますんでね、やはり、こういうことは、1 日も早く解決していただいてね、やはり、双方の方も自分の思いどおり 100 パーセントには、世の中全部いくわけがないと思います。しかし、そういう中で、やはり、当事者交えてね、話し合いして、和解というふうにはせんことにはね、このことは、いつまで経っても最高裁の刑事罰のように、最高裁で判決してい

うようなことは、ちょっと難しいと思います。ですから、そこらへん、和解ということになってですね、最高裁が、どのように今後受け付けて処理していくんか分かりませんが、そのことについてもですね、農林振興課等、町長も含めて、もっともっとよく、このことについて勉強もしていただいて、うまく解決ができる方向で、頑張っていたきたいと、この様に思っております。

後、持ち時間6分でございますので、笹ヶ丘の件に移させていただきます。

このこと出してから、私も予算書後でいただいたんでね、この度、グラウンドゴルフ等含め多目的の350万の予算計上措置が挙がっておったんを確認させていただいたわけでございますけれど、やはり、私はですね、リバーサイドの跡地そのものにしてもですね、大分、買い取ってから日が経ちます。ですから、そういうようなんは、ひとつでも早くね、やっぱり民間に売却なり有効利用せんことには、そのまま放って置くということは、自分とここでは、その税金掛からんと言ってもですね、勿体ないわけです。ですから、民間に貸せるなり、民間が買ってもらうことによって、町の税収が入って来るのでですね、その跡地のことについてもですね、どう言うんですか、あそこは、環境的に非常に良い所でございますしですね、そういう今日日、リハビリを兼ねたようなですね、温泉的なものも含めてであればですね、そういうインターネットで希望者募った時にね、出てくるんじゃないかと思ったりするんですけれども、そこらへん、町長は、どのようにお思いでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 何か、民間に売却すればいいというようなですね、民間活力と言われるんですけども、あそこの土地、私も見て、傾斜地、斜面ですよ。中々、そうは言っても、ぐるりはですね、笹ヶ丘公園として、これまでずっと旧上月町の中で、笹ヶ丘荘を中心に、ドームをつくりですね、公園をつくり、今整備をされてきているところです。そういう町民にも憩いの場所としてですね、こう公園として整備をしている物の中でね、何でもつくればいいということではないと思いますし、そうかと言って、今の時代ですね、そういう、その本当に民間の中で、その笹ヶ丘公園にマッチしたもので、経営的に、きちっといい物をつくってくれると、そういうことがあれば、それは、町としても、それは、皆さんと相談して、町民のためになるなら、それは、それで、やったらいいと思います。

しかし、町が、またそういうものをね、経営していくということ、このことが、非常にまた町に大きな、今まで負担が掛かってきている部分があるわけですよ。まあ、お話の中にも、笹ヶ丘荘にしてもね、ずっとあれだけの規模でも、毎年大きな赤字も出てます。ですから、やはり、今の状況としては、あそこは、やっぱり公園として整備をしてきたものに、これを引き続いてね、これを整備をしていく、そういう方向で整備をしていくと、そして、笹ヶ丘荘の利用、そういうことにも寄与できるような、そういう土地の利用ですね。

ですから、グラウンドとしてある物は、そんなに大きなお金を掛けなくとも、その土地、その利用者、特に、（聴取不能）を見た時に、グラウンドゴルフ等相当遠くからもですね、来られて、愛好者も多いわけです。そういう人達が、笹ヶ丘荘を利用しながらね、そういうスポーツをし健康づくりをされると。そういう健康とレジャー、そういうスポーツですね、そういう中で、当面の整備を図っていくということ、そのことがやっぱり大事な。一番、いいのかなというふうに思って、今回、そういう計画をやるということ

げております。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、後2分です。

4番（岡本義次君） どう言うんですか、やっぱり、笹ヶ丘荘そのものも、1年に一般会計から、1,000万からの繰り出しもしておりますし、今、この多目的のね、グラウンド立派ないのありますんで、それら使うことによって多くの人にイベント等含めて来ていただいてね、そして、また笹ヶ丘荘ご利用させていただいて、売り上げ収益を伸ばすというふうに、これもいいことだと思っております。

ですから、私は、リバーサイド跡地にしても、どんな方にでも売れというわけじゃなくて、やはり公園とある程度はマッチしたものだということ中でね、やはり、そういう利用していただける、貸すなりね、買っていただいて、そういう中でいうことでお話申し上げたんであってですね、どの方にでも売れというんじゃないで、そういう方向で、またよく勉強、検討していただいてね、やはり、そんだけ立派な土地的に環境があるところでございますんで、またひとつよろしくお願ひしたいと思っております。

3件の質問終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 岡本義次君の質問は終わりました。

ここで暫く休憩をしたいと思います。再開を11時30分といたします。

-----  
午前11時15分 休憩

-----  
午前11時30分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

続いて、2番、新田俊一君の質問を許可いたします。

〔2番 新田俊一君 登壇〕

2番（新田俊一君） 2番の新田でございます。いつも昼時前に質問して申し訳ないと思っておりますけれども、できるだけ簡単にお聞きしたいと思います。

それでは、質問事項の将来の農業政策はどうなるのかについて、以下5点について、お伺いをいたします。

1番目でございますが、担い手農家が毎年のように減少し、佐用町内の各地域において放棄田が目立ち、雑草や雑木が生い茂るようになっております。その現状を見る時、昭和20年前後の耕地面積が今では、相当少なくなっていると思っております。そこで伺いますが、水田として登記されている面積は今、旧町単位で何平米あるのか。その中で、水耕田として可能な面積は、旧町単位何平米あるのか。また、今後水田にするのが困難な面積は何平米あるのか、旧町ごとにお伺いをしたいと思います。

2番目ですが、農業者の高齢化により、放棄田が増加していることは分かりますが、国・県の補助金、町の補助金などについて、多種多様化され、高齢者にとっても、若い人にとっても、なかなか理解が出来ないような複雑な分類に仕分けされていると思っておりますが、これをもっと簡単に集約し、誰にでも分かるような仕組みにすることはできないのかお伺いをいたします。

3点目ですが、昔から全世界の人が言われていますが、その国の国力とは、農業生産の充実していることが一番であると言われていています。食物無くしては、人類は破滅し、生きて行けなくなると思います。そこで今の内に、農業生産者に、温かい手をさしのべて、佐用町そして、国の富を考えるべきではないですか。町長の考えをお伺いいたします。

4番目ですが、先の一般質問でもお伺いしましたが、公表されている自給率は39.2パーセントですが、現実には、27パーセントぐらいの自給率だと言われてっていますが、この低さが、外国からの輸入に頼っているのではないですか。勿論、国の外交的なこともあることは理解できますが、単価的に弱い農業者を支援し、農業生産を高め、安心して安全な食物が供給できる様に、努力されたいと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

5点目ですが、町長はよく、年間を通じての供給は難しいと言われていましたが、最近では、地消地産について理解されていると思われれます。そこで、佐用町内の農業生産者に依存度を高めることが、佐用町に活気が戻ってくると思います。昭和20年頃までは、自給生活でしたが、経済の発展により、生活が一変し、飽食の世へと変わって来ましたが、今こそ自給率を上げることを最重点課題として、考えて行くべきだと思いますが、町長の考えをお伺いいたします。

以上、この場での質問は終わります。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは新田議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

現在の佐用町の農地の状況についてであります。まず、お聞きの田としての面積であります。田としての登記面積は、佐用地区で714ヘクタール、現況の課税面積は635ヘクタール。上月地区653ヘクタールで現況の課税面積は464ヘクタール。南光地区446ヘクタールで、その現況課税面積は424ヘクタール。三日月地区は、291ヘクタールで現況課税面積が243ヘクタールでありまして、町全体の登記面積は2,104ヘクタールで、その内、現況課税面積では1,766ヘクタールとなっております。その内、水田として利用できると思われる水稻の細目書での面積は、佐用地区が472ヘクタール。上月地区が432ヘクタール、南光地区が365ヘクタール。三日月地区が199ヘクタールで、町全体で1,468ヘクタールでございます。ただし、水稻細目書の面積は水張り面積でありまして、畦畔面積が入っておりませんので、土地面積といたしましては、先ほど申し上げました課税上の面積1,766ヘクタール程度であるというふうに考えられます。また、水田にするのが困難な面積は、登記面積と課税上の面積との差であり、佐用地区が79ヘクタール。上月地区で189ヘクタール。南光地区22ヘクタール。三日月地区48ヘクタールで、町全体で338ヘクタールあると考えられます。

次に、補助制度についてでございますが、新田議員の言われるとおり、国・県の補助金制度の内容につきましては、各種多様にわたっており、制度もよく変わり、事務担当課にいたしてましても制度への対応に苦慮しているところであります。しかしながら、補助金となりましたら当然ながら目的が必要であり、その中から決まった補助制度となっておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。また、補助制度の実施につきましては、事務担当課も協力しておりますので、いつでもご相談をいただければと思っております。

次に、農業生産者に温かい手をとのこととありますが、農家の営農意欲拡大を図るための助成制度において、佐用町では中山間地域等直接支払い制度、農地・水・環境保全向上対策など、国県制度の実施により、耕作放棄地の拡大防止に対応するとともに、経営拡大

を図る事業対象農家へは、町単独事業であります佐用町水田農業担い手育成奨励補助金等を交付しているところでございます。また、黒大豆・もち大豆・ひまわり・そば等々、それぞれ特色を持った佐用町の特産農作物の栽培についても農業振興の柱として引き続き支援をしていきたいというふうに考えております。

最後に自給率についてでございますが、議員もご承知のとおり、政府は食料自給率の向上や米の生産調整・減反政策の見直しなど農政改革に取り組みられており、その検討課題では、食料自給率の50パーセント達成や世界的な人口増による食糧難にも耐えられる農業構造にすることを目標に、1つとして、農地面積の減少を抑えるための規制。2番目に、担い手の確保や経営基盤の強化。3番目に、減反の見直し。4番目に、農村地域の活性化。5番目に、国際競争力や世界貿易機関交渉への対応などと言われております。この農政改革が22年度から方針が施行されますと、各自治体への補助制度も、また大きく改正されることが予想をされます。

現在、国県における施策は別といたしましても、佐用町における自給率の向上や農業者への支援につきましては、前にも述べましたように、財政的な制約もございますが、国県における各補助制度の活用や町独自の助成制度で取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、町内におきましては、大規模農家や集落営農組織も育ってきておりますので、国県等の補助制度を活用し、農作物生産に対する意欲向上も図っていきたいというふうに考えているところでございます。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、新田議員よろしいか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 先の質問と若干重複するかと思いますが、1件ずつ答弁をお願いしたいと思います。

現実的には、水田や畑に植林したり、放置したまま、雑木や雑草が生い茂っていますが、これをきちっと整理して登記簿を直し、今の有効田を守っていくべきだと思いますが、いかがでしょうか。そして、まあ、有効田のことにつきましては、先ほどお聞きしましたので、いいんですけれども、今、可能な地区言うんですか、可能な、その田んぼをお聞きしたわけなんですけど、相当こう減ってきているように思われます。これでは、段々と破滅に向かって進んでいっているんじゃないかと、大変心配しておるとこなんですけれども、そのこのとこ、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

町長（庵逄典章君） まずは、これまでですね、各旧町で、耕作、時代に合った機械化ができて、耕作が継続できるようにですね、ほ場整備ということを進めてきたわけですね。一応、そのほ場整備ができた所については、何とか農地として保全、または営農が維持できてきておるわけなんですけれども、ほ場整備したとこでさえですね、もう、荒れてきている。放棄されてきているような所も出てきているのが現状です。ですから、既に、ほ場整備ができなくて、木を植林をしたりですね、まだ、そのまま雑木が生い茂ったりという、い

わゆる放棄田、現況山林ですね、原野、そういう所について、新たに農地として整備しようとするればですね、これは莫大な費用が掛かります。中々やっぱし、この水田なり畑としても、その農地として、本当に整備するには、毎年ずっと管理して行って、初めて、それが維持できるんですけども、一端荒れますと、もう通常の作業では農地としての機能を果たせないということです。

ですから、これが、ただ食糧難になりですね、例えば、全体的な食糧不足ということが起きて来た時に、そういう土地もですね、改めて、また農地として整備をされる時代もあるかもしれませんが、今のような生産しても、中々採算が取れない。ほ場整備のような大きな水田でさえですね、耕作が難しいような状況の中で、この今の現況を、荒れた土地、もう山林になってしまったような土地をですね、今、改めて、それを農地にしていこうということ自体は、非常に、現在の段階では難しいなというふうに思っております。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） ちょっと、僕の質問が悪かったのか、何か横の方へ行っておったような感じがするんですけども。

私が言いましたのは、雑木が生えたり、原野になっておるような所は、もうこれは、もう登記換えしてもろて、ちょっと後に書いてあると思う、ああ、言いました分、登記簿を整理してね、山林なら山林、原野なら原野にし直して、実際に耕地言うんですか、水田ができるような、可能な所を守っていくべきだと。だから、今後は、もう荒らさないようにしてくださいよというようなことを言ったわけなんですけれども、その有効田をきちっと守っていけるかどうかというふうなことを、ちょっとお聞きしたんです。

ちょっと、もういっぺんお伺いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、その土地の現況をですね、これから登記上も整理していくということも、これもそれは大事かもしれませんが、ただ、それは今、地籍調査等も行ったりですね、そういう中で、そういう現況に合わせたね、きちっと登記をし、また農地を農地として、これからきちっと守っていくと。だから、それを守っていく上では、先ほど、ずっと問題になっております、それを作物をつくり耕作をしていくという、この、これをですねやっていかないと、ただ、何も利用しなくて、土地の管理だけということでは、最終的には、また荒れてしまうということです。ですから、町としては、今、担い手がいなくなり耕作ができない土地については、集約化をする。それに対しては、助成制度も行う。国においても、農地・水・環境対策なんかの補助金を出して、集落全体で、そういう農地を守っていただく、いろいろな、それぞれ対策をやっているんですけども、中々個人だけではね、これはもうできない時代だと思いますし、町なり行政的な支援もし、ただ、地域としてもですね、やっぱり集落営農や担い手の、やっぱし、に対して、皆さんと一緒に協力していくとか、そういう、やっぱり地域としての取り組みも非常に大事ではないんかなと。そういうことがないと、これを維持していくことが、非常に難しいんだというふうに思っております。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） まあ、減反は50パーセントぐらいになり、一度手放すと、中々、元の有効田に変わりにくくなっているように思います。

先ほど、町長もお話の中で、国の方も減反を考えないかとか、勿論、この間、国会の一般質問の中でも、その話がありましたけども、減反せんと、そのままの方がええんじゃないかというような話も出ておりましたが、とにかく、国・県・町は、転作、転作と言いながら、転作に対して補助金を出し、維持管理がいくら、ソバ作ったらいくら、大豆を作ったらいくら、ひまわりを作ったらいくら、ソバを作ったらいくらと、補助金もマチマチで、非常に先ほども言ったんですけれども、処理的にややこしくなっています。

また、時限立法で農地・水・環境保全向上対策事業とか、品目横断的経営安定対策とか、多種多様にわたって補助金があるわけなんですけれども、だいたい、この補助金という名の付いた言うんですか、そういうあれは、いったい何件ぐらいあるんかね。相当の数に上ると思うんですけども、その、簡単にええんですけど、だいたい何件ぐらいあるんだというふうなことを、ちょっとお聞きしたいのと。

それは、勿論、先ほど町長がおっしゃっておったんですけども、専業農家や団体営農者、組合法人の人たちはね、よく勉強されておりますので、旨く補助金を利用されていると思いますが、この間も、ちょっと町長に言うたんですけども、小規模農家ね、それに温かい手を差し伸べるいうたら、ちょっと無理だというような話もされておったわけなんですけども、それでも、4反ほど作られておる方が、10人集まれば、これ4町近くになると。そういうことを考えていただいた場合にね、まるこく、そのすることには、ちょっと無理だというようなことじゃなしにね、前向きな考え方もしていただいて、小規模農家に理解していただきながら、何ぼかのことを、補助金とか手厚い保護がしていただけるんじゃないかと思いますが、そのへんは、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 国の、いろいろな農地を守ったり、農業を維持していくための補助制度、いろんな形で、ドンドン名前が変わってですね、基本的には、内容的には同じであっても、2年もすると、はや名前が変わってしまうというような形で、今、変わってきています。ですから、中々、後の担当の方が、課長分かれば、後から答え、課長の方から答えていただきたいと思いますが、ただ、まあ今の国自体はね、前にもお話ししたように、小規模農家という形では、中々もう、今の農業を維持していくことが難しい中で、できるだけ、この集約化をしたり、担い手を作って、規模の拡大もし、効率化を図って、それに対して助成していこうと。

しかし、まあそうは言っても、点在する小規模な所についてはですね、これは、まあ一人一人では無理だと。ですから、そういう人達が、皆集まって、また営農をしている人だけでなくって非農家も一緒になって、地域の環境として、その農地、地域を守っていこうということが、この農地・水・環境保全ですね、これは、かなり地域の取り組みによってはですね、その農地を守り、地域の、そういう環境を守るには、大きな財源、力にはなっ

ているのではないかと思います。こういう物をですね、町としては、できるだけ、旨く活用していただいて、地域の活動の中で、町が水路とか、農地の、小さな農地であっても、この耕地の整理、そういうものにね、小規模であっても、農道を整理するとかですね、水路を整理するとか、そういうことに対して一緒に取り組んでいければなというふうに思います。

個々の農家に国の助成制度のように、何反にすれば何ぼお金出しますよというようなことをね、これを続けていくこと。それは、中々難しいかもしれませんが。はい。

農林振興課長（大久保八郎君） （聴取不能）。

議長（西岡 正君） 農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） 先ほどの補助制度の件数なんですけども、数えたことはないんですけども、非常にたくさんありますが、採択基準に合うかどうかというのが、1つの大きな要件になります。

補助事業につきましても、国の制度、または県単の制度、または町単の制度、そういった、いろんな制度を設けております。

それとですね、特に個人的なことについての制度というのは、あんまりないんですけども、町長も、今言われておりますけれども、集落営農、そういったことでですね、農地保全をやっていこうということで、20年度はですね、集落営農に向けての経営塾、そういったものを開催しております、現在はですね、そういった協議会をつくって広めていこうというような、現在、そういうふうな協議を進めております。

いろんな補助制度につきましては、3年なり5年、そういうふうな期限が付いて回ったりしておりますので、よく制度が変わってきます。そういうような制度が切れた後どうなるのかというようなことがですね、非常に、こちらとしても補助制度でしたら、非常に心配するところがあるんですけども、国では、22年からですね、大きく農政改革されるだろうということで、21年に方針が決められます。そういった意味を持ってですね、この転作と言っている内容についても大きく補助制度も変わってくるのではないかなというふうには思っております。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） だいたいでよろしいんで、補助金の付いておるような、その名目のもん、だいたいいいですから何件ぐらいあるん。ちょっと。だいたいでよろしいです。

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君） すいません。件数は分かりませんので、後ほどですね、そういうふうな一覧表があれば提出させていただきたいと思います。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） それでは、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、経済発展によりわが国は、先進国入りしています。ハイテクの会社、自動車産業、技術大国になり輸出輸入で莫大な利益を上げてきましたが、今は世界的な不況に見舞われております。この不況を乗り切るのが自給率の拡大だと思っております。今一度終戦後のことを思い出して、強い農業者、強い佐用町を考えていく考えを、もう一度お聞かせ願ひたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願ひます。

町長（庵逄典章君） 農業問題については、これまで国も、国の経済構造、輸出、技術立国、また貿易立国としてですね、その経済構造の中で農業というものをですね、一緒になって、一緒にこれを進めてきたところに、非常に国としては、大きな経済大国になったということですが、農業においては、非常に自給率が下がってしまいですね、こうした現況、今のような状況が生まれてきているということだと思ひます。

そういう中であって現在、その貿易に頼ってきた経済構造そのものがですね、いっぺんに大きな不況、世界的な不況の中で、今、その問題、ひ弱さというものがですね、日本の経済のひ弱さ、国自体のひ弱さというものが、こう指摘されてきた。見直されてきたと。それによって、やはり一番基本であります食料、農業というものをですね、もっとやっばし、しっかりと国として、これを確立していかなきゃいけないと。見直していけないという動きが、今出てきているんだと思ひますし、このことは、私たちは以前からですね、こういうことを、自給率を高めないとですね、いくら補助制度で、いろんな補助金を出しても、ここに片方に生産した物が使われる、必要であるという自給率というものが上がってこないと難しいということを書いて来たわけですが、これは、やっばし、そういう、やっばし、そういうこと、逆にね、こういう経済不況の中で、それが、取り上げられてきたと。見直されてきたということだと思ひます。

今後、その農業というものが、先ほど、議員も言われたように、やっばし国民の生活を守る、生命を守っていく上でのですね、一番基本になる、非常にまあ国においても、国の根幹にかかわる問題であると。そういう中で、前にもお話したことあると思ひますけども、一方で、その貿易なり工業によってですね、この生活の豊かさ、豊かな生活というものも、維持していかなきゃいけないんですけども、やはり、少なくとも自給率の今のような状況を改善してですね、ヨーロッパのような工業国でありながら、基本的には農業というものも、しっかりとした農業国であるという、この両立をですね図れるような、やっばし国づくりというものが必要なのではないかと思ひます。

だから、まあ、そういう時代の中で、町としても佐用町にある大きな土地、財産というのは、この土地であり、山林であるわけですから、これをやっばし守り、有効に活用し、それによってそこにかかわる人が少なくとも、その、それなりに農家の農業なら農業なりの、やっばし豊かさの中で、やっぱり生活ができるようなね、生活が確立できるような、やっばし農業政策にしていかなきゃいけないというふうに思うわけですが、このへんは、佐用町だけではなくて、国が、やっばし、こういう体制をつくっていくという方針でですね、取り組んでいくということ、もっともっと強く求めていかなきゃいけないかなというふうに思ひます。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） まあ、若干満足のいくようなご答弁でありたいと思うんです。  
今まあ、大きく経済が発展がとられた中で、地方の若者は、ドンドン、こう都会へとか、農業離れをして、ドンドン流出しておられると。地方は、高齢化と少子化が比例しまして、人口減が続いておるように思います。この立て直しを計るのにはね、こういったような方策を考えておられるのか。また、これをどうしたらええのかというような、もし試案があればお伺いしたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。はい、町長。

町長（庵逄典章君） 人口減を食い止める方法ですか。ううん・・・これから先どういうふうになっていくのかなど。これ日本の国、そのものがですね、昨年が、いわゆる国の人口ピークで、これから減少社会に入っていくと。で、先般も神戸新聞が、ああいう各町ごとのもので、あまり私は、意味ないと思うんですけども、将来、50年後どうなるかというような予測ですね。数値的な統計的な予測を出しておりました。佐用町は、人口、今の人口の半分以下になると。しかし、神戸市でさえですね、30パーセントは減るんですね。日本の国が、やっぱり、それぐらい減っていく社会になっていくという状況です。

ただ、これまでですね、ある意味では、日本の人口がまだまだ増える中で、全国の、私たちのような佐用、中山間の山村におきましては、50年前と比べてですね、人口が既に半減をしているんですね。だから、そこに日本の経済なり日本の構造的なものの、やっぱり問題があったのではないかなと思います。

ただ、まあ、日本は、全体としては経済として非常に成長し、発展した、その原動力というのは、やっぱり人が都市に集まり、工業ですね、貿易、輸出によって大きな外貨を稼いでですね、豊かになってきたと。その裏には、農村からの人の、人口の流出があったということなんですけども、ただ、これからは、今までのように、ただ物を輸出して、儲けてというだけの、だけでは、また非常に、今回のような経済的な不況の中でね、そういうことも成り立たなくなってくるだろうと。

だから、やはり農業というなり、この食糧というものの生産が、1つの産業としてですね、もう一度、きちっと、その国の政策の根幹の中でね、位置付けして、それに携わる人が、やっぱり、それなりにやっぱり、生活確立し、豊かな生活ができるような形の農業を作らないと、本来、若い人に農業をやれと言っても、それは無理だと思うんです。

だから、そこらあたりが、来年、21年度、22年度からの農業政策に、国も大きく変えていくんだというようなことを言ってますけども、どういう状態に、どういう物を、ただ、減反政策をね、廃止してだけでは、全く解決にも何もならないと思いますし、かえって混乱をしてしまうということも思います。

しかし、将来的には、土地というものを活用して、そこで生産することによっての、この生活ができる、そういう国づくりというのは、やっぱり、一番日本の国としても考えていかなきゃいけない、50年先に向けてでもね、取り組んでいかなきゃいけない今ではないかなというふうに思うわけですけども。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） もう一度、お伺いするわけなんですけども、ちょっと、こう本題と若干外れるかと思うんですけれども、上下で繋がっていると思いますんで、お聞き願いたいと思います。

今、100年に一度と言われる大不況になり、失業者は、約17万人を超えたと言われております。また、ワークシェアリングに取り組む会社も、303社を超えてきております。予定では、1,000社が模索されると報道されておりますが、これは、国民生産の落ち込みになると思いますが、この点は、町長が、どのように考えておられるのか。

また、これは、私の勝手なことなんですけれども、今、町長が、前向きなお話をされましたので、ちょっとお聞きしたいと思うんですが、農業の復興の一部として、今、一次産業から6次産業に取り組んでいる三重県の農業者の場合、初めは、苦慮されていたようですが、現在は、約870人の社員が働いていると言われております。この農業者の会社が社員の募集をしたところ250人の応募があったと報道されておりました。また、会社の内容はよく、大きく成長しながら利益を上げると言われておりました。佐用町も、他にね長野県とか大分県とか佐賀県でも、成功されておりますし、マックスバリュのような大きな大型店も、鹿児島県で非常にこういい方向に向かっているというようなことをお聞きしております。

大きくこうして利益を上げてこられますが、佐用町も、こういった所へね、担当課なり、われわれ議員もですけれども研修に行きまして、いっぱい草が生えたやつを、（聴取不能）そうですね、草を刈って、牛や鶏とか豚とかに餌をやる。それを肥育する。そして食肉にする。それ料理する。そして昔だったら牛が大きくなれば市にかけよったわけなんですけれども、それが自分の中で全部、自分とこでこう、商品にしていくと。そして、それを地元で販売していくと。非常に安価にできてます。大変なお客さんが入っておられるように思いました。

やはり、山間地区で、昔は佐用牛で大変有名であったし、いい牛ができてたように思うんです。各家に1軒ずと言いませんけれども、60パーセントか70パーセント各家におったんじゃないかと思えます。そういったことから、ひととこにたくさんの牛を放牧してやしのうたら、公害とか何とかで、またワーワー言われるようなことがあるわけなんですけれども、家內的に、そういうことをやられて、それをまとめてというような状況にやっていけば、そう大きな公害にもならないし、また堆肥とか、いろんなものができて、それを農地に還元していくと。そうすると、肥よくなええ畑ができ、田んぼができますので、将来大変こういいことではないかと思えます。

こういったことについて、一度、そういうふうな研修されるような気持ちありますかどうか、いっぺんお聞きしたいと思えます。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

町長（庵道典章君） この度のですね、日本の物づくり工業ですね、この経済構造というものが、この世界同時不況の中で、いっぺんに壊滅的な打撃を受けて、特に大きな電気であり、自動車でありですね、日本の産業、工業の中核になっていたものが、一番今、その大きな痛手を受けた中で、その下請け、また孫受けのようなですね、工場についてはですね、どんどんラインを止めてしまったり工場閉鎖に追い込まれるとか、そういうことで、多くの失業者と言うんですか、雇用不安が生まれております。そういうところで、労働力が非常にまあ、余ってきた。過剰になってきた部分についてね、これをいかに、じゃあ、ど

ういう今度は産業、どういう仕事に就いていくのかと。そこに農業とかですね、改めて、そういう林業とか、そういうものにとということに、1つのまた、新しい、もう一度見直して、産業として取り組んでいくと。それも、ただ、昔のような農家じゃなくって、経営的な企業的な農業ですね、そういうものに取り組んでいこうという形で、会社組織、また全国的には、これまで土木なり建築、いろんな、そういう企業においてもですね、公共事業も少なくなり、そういう建築土木事業も少なくなった中で、そういう今までの土木建築の技術をいかして、農業に取り組んでいくとか、そういうことで、ある程度成功されているところもあると思います。

ただ、やはり、今の、その食料の価格、他の物に対するですね、相対的な価格において、その生産規模によって、その、やはり生活を維持する、ちゃんと、そこに生活が成り立っていただけのですね収益を、きちっと上げていくということ。これは非常に難しいわけですね。それがないと、また、実際には、長く続かないということでございます。

で、ここの地域でね、例えば、その地域だけで完結するような自給自足的な、例えば佐用町で、地産地消だけで、通じやっっていけるかとなると、そのやっぱし、佐用町だけの人口では、なかなか、その規模のものは経営できないということになるわけですね。

まあ、そういう中で、今は、その生産規模が非常に小さいですから、その生産規模に見合った中で、何とか生活できる元気な高齢者なり皆さんが、やはり農業を守っていただいているという面が非常に強いと思います。ただ、その部分についても、その、やはり消費者との連携をうまくしていかないと成り立たないわけで、そういうことで、特産、いろんな生産した農産物を販売する直売所だけではなくってね、既存の商店、また大型店等のところにも販売をし、また、今の時代のインターネットとか、そういう形での、形で全国にもいい物を作ればですね、売り出していけると。そういう、その特色の持ったものを、まず作るということ。その中で成功している例はあると思います。そういうことをね、やっぱし、研究もし、これから、何とか、若い人でも、そういうことに取り組んでいこうという意欲を持つ人を、人材があればね、行政としても、それを支援していくということ。そういう人を育てていくということ、このことも非常に大事ななというふうには思います。

十分な、今、言われた回答にはなりませんけども、そういうことでお答えさせていただきます。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） 担当課等で、そののそこへ行ってね、どういうふうな方法でやられているか、視察言うんですか、研修はされるような気持ちはありますか。ないか。それ、ちょっとお聞きしたいんですけど。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） まあ、直接研修行く前に、よく勉強していかなきゃいかんと思います。まあ、そりゃ、今、いろんな情報でですね、状況について、かなり詳しく、その情報が取得できるようになってますから、それによって、佐用町としてもね、これは何か1つの大きなヒントになり可能性があるということであれば、また担当者も、現地へ直接行って、また研究してくるということで、それは、常に、そういう情報なり研究をしていくという姿勢は、これは持っていかなきゃいけないというふうには思います。

〔新田君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、新田俊一君。

2番（新田俊一君） まあ、三重県の、その方は、お医者さんを辞められたり、学校の先生を辞められたりしてでも、そこの農業をしたいというようなことで、非常に成功をされておるそうです。

町長、あんまりはっきりした返事してなかったんだけども、まあ、今こうパソコンですか、何ですか、あれで見れば、ダウンロード言うんですか、そうされれば、何ぼか分かってくるとは思うんですけども、やはり百聞は一見にしかずで、やはりこう見られること、また直接聞かれることが大事なんじゃないかと、そういうふうに思います。

最後に、佐用町のために、町おこしの一環として町内の観光名所の充実、農業観光、都市との交流、佐用町に永住したいという人の募集、魅力的な佐用町づくりと、自給率の拡大政策を考えていただくことを希望して、この場での質問を終わります。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 新田俊一君の質問は終わりました。

ここで昼食休憩に入りたいと思います。

再開を、1時15分といたします。よろしく申し上げます。

午後00時12分 休憩

午後01時13分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を再開いたします。

続いて、一般質問を行います。12番、大下吉三郎君の質問を許可いたします。

〔12番 大下吉三郎君 登壇〕

12番（大下吉三郎君） それでは、ただ今から2点ほど、町長に対しまして質問をさせていただきますと存じます。

まず1点目の奥長谷の残土処理地の活用につきましての、この下が鳥取自動車道（姫取線）読めるんですけども、字を訂正していただきたいなど、ご迷惑かけます。取じゃなしに、鳥にさせていただいて欲しいと思います。

それでは、本文に入ります。

まず奥長谷残土処理処分地の活用法につきまして申し上げます。鳥取自動車道の開通も間近となりまして、佐用町の奥長谷に、その残土処分地を佐用町が提供をし、既に広大な面積が現れております。工事完了後は、この土地をどのように利活用するのか、またしていかうと思っておるのか、今のうちから利活用方法につきまして検討すべきと考えておりますが、私は、利用方法については、いろいろな角度から頭を脳裏にするものがたくさんありますけれども、一応、それらにつきまして、今後、プロジェクト等の立ち上げを検討をされ、また、いろいろな地元の方々の意見なり、また専門家の意見なり、われわれ議会としても、それらの活用法について検討をすべきと、私は思っておりますが、このあたりにつきまして、町長にも伺っていきたくと。

なお、また関連になろうかと思うんですけども、通告はいたしておりませんが、平成

23年度には、にしはりま環境事務組合等の移転もございまして、テクノの方に、そういった焼却炉がオープンする予定、試運転も23年からしていこうという計画があります。これらにつきましても、その後の佐用坂に現にあります焼却炉等々の跡地も相当大きな面積が今度は空いてくるのではないかと、そのへんも懸念されます。

いずれにしても、このような土地が町名義の中で今後、どのように有効に使われていくのか、検討をしていかないかではないかと、その場になってということについては、中々、いい思いが出てきません。いずれにしても、こういった土地等、また佐用町における、われわれの副産物として汚泥等も既にずっと出て、今、赤穂の方にお世話になっているわけですが、才金の話等々につきましてもですね、まだ決着をついていない状況の中で、今後、これらの汚泥等につきましてもですね、もう、それぞれ各市町の中で検討し、処理をしていくという時代が近いうちに来るのではないかなと、そのように思っております。

いずれにしても、こういったいろんなことが脳裏をさまようわけでありまして、このような大きな土地の中に、うまくこういった施設、また工場、その他、いろいろなものが郡内に来ていただき、またわれわれ独自で、そういったものが活用できることがあるならばですね、その土地を有効活用していく。

例えば、この下に記しておりますけれども、プロジェクトを立ち上げる中で、今、岡山県の方でドンドン車を走らせておりますモトクロスとか、またミニカーレースとか、コースとかというようなものを設けてですね、されておる所もあります。

また、先だって、われわれも山口県の方に視察に行きましたけれども、そういった刑務所等の誘致ということも全国的には、お互いにたくさん、それぞれの誘致をしておるということもあるわけですが、それらが可能なのか、佐用町として、そういうふうなことも考えられるのか、いろんな思いがあります。これらについて、その跡地利用というものについて、検討があるのかないのか、またすべきだと思っております。そのあたり今朝ほど、町長も第2期を目指して頑張っていきたいという意思表示も、われわれお聞きしたわけですから、是非とも頑張ってください、次の政権をですね、うまく活用していただければ、このように思っております。まず1点目は、そのようなことであります。

それから、2点目の佐用町不要財産の整理、このへんにつきましても、各所、それぞれ旧合併前の遊休地等々も、また不要地等も、それぞれ各町が抱える中で、合併になってしまい、今現の町長として、それらの遊休地等々について、どのような対策をするのか。

まず、われわれ上月町から来た議員としては、上月の、ある民家を4,000数百万で買い受けまして、現在、それが、今、住宅があるわけですが、これらにつきましても、老朽化をたどっている中で、その持ち家等々について、町の物として、どういう形で、それを再利用していくのか、それらについても、町としても、非常に難しい土地であろうということも考えられます。運よければですね、元の地主に買い戻していただいて、それらについても、今後の折衝次第、課題であろうと、私は、思っております。

このような観点から、下に述べております、物件処理について、また、その他不要と思われる土地、山とか、田んぼ、宅地、その他、たくさん財産として持っているものがあるかと思えます。ましてや、船越の昆虫館に関する、そういった土地等についてもですね、全く利用されないまま、山林なり田畑等のものが、今、荒廃しておる状況であります。これらについても、今後、どのように取り扱っていくのか、地元の方で利用できるという方がいらっしやればですね、その方たちに、それらの財産を譲渡していくということも急務ではないかなと、そのように思っております。

一応、この2点につきまして、町長にお伺いしたいと思っております。この場での質問につい

ては、終わります。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、大下議員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず、今、姫鳥道工事の関連で、造成を行っている所についてであります。奥長谷残土処分地というふうに、ここに申されておりますけれども、この地域は、口長谷地域申山という所で、奥長谷ではございませんので。

まず、その口長谷申山地区のですね、残土処分地の活用ということについてでございますけれども、現在、姫鳥、姫路鳥取線、来年の3月末に佐用ジャンクションから大原インターチェンジ間の供用開始が予定されており、工事が着々と進められております。この工事に伴い大量に発生する土砂の受け入れと合わせて町有地の宅地造成を目的に長谷地域に用地を確保して、一応、最終的な造成、この埋め立ての完了が平成22年3月末、この姫鳥道の完成と同時にですね、それも終わるといふ事になります。

完成後の土地利用でございますけれども、当然、現時点では、全く決定はいたしておりません。いろいろと地域、特に、長谷地区の中ですね、非常に地域の皆さんも関心を持っておられますし、これまでも、地域の中でも活用についての話し合いがされてきているところです。

完成後の平場の面積につきましては、約5ヘクタールが造成できるということで、一面ではなくて、だいたい、大小合わせて4区画ぐらいな造成地になるということで、計画、今後の利用計画に当たりましては、当然まあ地元、長谷地域の皆さんの、まずご意見も、いろいろとお聞きし、相談もし、現在におきましてはですね、新しいエネルギーや環境対策などにも関連した方向なども含めまして、土地利用を考えて参りたいというふうに思っております。

来年度にはですね、そういうことで、庁舎内にも関係課で編成をする検討委員会、検討会を編成してですね、この土地利用の有効活用について、いろいろと研究をしていきたいというふうに思っているところでございます。

引き続きまして、佐用町不要財産の整理についてというご質問にお答えをさせていただきます。

まず、旧上月町の土地、建物につきましては、平成8年12月に買い受けをされておりますが、買い受けの目的・理由は、昭和51年の台風17号に伴う集中豪雨により上流一帯で100戸以上が床上・床下浸水し大きな被害が出たということで、この対策として、当時の土地所有者の好意により土地の一部約155平米を排水路用地として利用させていただいているということでございます。

また、平成9年度に県において調査を予定しておりました、上月橋架け替え事業について、この土地が接近しており事業に伴う道路用地、約211平米を確保したり、平成10年度から実施予定の公共下水道事業に必要な、マンホールポンプ場用地として確保しておくことが、その後の事業推進に必要と判断をされて、当時、町が買い受けされたということでもあります。

買い受け面積は、土地が1,107平米、建物が466.97平米ということで、当時の買収価格は、建物、土地を含めて5,501万5,000円ということでもあります。

現在までに、上月橋架け替えに伴う用地・公共下水道のマンホールポンプ場用地として活用して、排水路としても引き続き利用されておまして、全てが不要な用地という認識

は持ってありませんが、ご指摘のとおり道路側の建物の一部は老朽化によりモルタルが落ちるといった危険性もあるために、柵をして管理をいたしております。

元の持ち主の方には再購入の確認はいたしておりませんが、当時計画していた利用も、平成 15 年の公共下水道関係工事の終了で現在に至っております。今後においては、建物及び残地約 991 平米の有効な利用について、売却なども含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

次に、不要と思われる土地についてでございますが、その他、十分に活用されていない町有地はありますけれども、取得当初の目的を達成した土地や、その後の状況変化などで活用されていない土地ということで、全てが不要な土地というふうには考えておりません。利用目的を達成した土地については、改めて、今後、十分検討のうえ利活用を考え、当然、土地の地域、いろんな民間への売却も行ってきたところであります。

現在十分活用されていない土地ということにつきましては、宅地、雑種地など 13 カ所、約 2 万 3,400 平米があります。この中にはすでに公売にかけた土地もありますが、しかし、経済情勢の悪化により、中々、今、宅地等におきましても売却が思うようにできておりません。

最後に船越昆虫館に関する土地等についての対応でございますが、船越昆虫館周辺の土地につきましては、県土地開発公社から資金を借りて、20 年度末で償還が終わり町名義の土地になりますが、当初、購入当時におきましては、船越・昆虫観察ゾーンとして、昆虫館を中心とする自然生態系の観察や自然体験を行うために駐車場や休憩施設を整備するという計画がなされておりました。しかし、土地が、かなり分散をしておきまして、そのままの利活用ということが困難な状況であります。そういう土地でありますので、今後は、昆虫館が、4 月より NPO の法人こどもとむしの会に管理運営をお願いし、その一部の土地につきましては、その NPO 法人の、こどもとむしの会の運営の中でイベントや駐車場として、当面の活用をできれば、できる所は、そのような形で利用していきたいというふうに考えておりますが、購入した、されております 4,780 平米、それぞれかなり分散をしておりますけれども、最終的な土地利用につきましては、今後の活用計画とか、地域の皆さんとも相談をさせていただいて、地域で利用していただくなりということで、売却なども含めて十分検討をしていきたいと、検討をしていきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上、この場での答弁とさせていただきます。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

12 番（大下吉三郎君） そしたら、口長谷の件、私は、奥長谷としておりますが、町長の言われるように、口長谷ということでございます。この件についてお話していきたいなと、このように思います。

いずれにしても、それぞれの目的に向かって、それらの土地等も佐用町として、寛大な措置の中で残土処理場として活用していただいた。それについては、いいわけでございますけれども、それによって、早くも、そういった高速道路が、高速道路ではないですけども、道路ができ上がってくるということについては、感謝をしておるわけです。ただしながら、そういった大きな土地、今、言われたような大きな面積があります。これらを、本当に私、土地を見に行きまして、広い土地だなということの中で、いかにして、ほな、この土地をうまく利用、利活用ができるのかなといった時に、本当に今の状況なり土地等

の位置等につきましては、山奥であり、かと言って工場誘致が、そこにできるのかなということも懸念いたしますし、本当に、あの大きな土地を、どのようにすれば、地元として提供された方々の気持ちというものもうまく利用できるのかな。このように、察する時にですね、本当に町としても責任を持って、このような土地の利活用を図っていかならんと。地元のご意向も既に、もう既に検討されておるということでございますけれども、地元は地元として、われわれ行政は、行政として、そのような土地の利活用ということを実際に考えていかなければならないと、このように思っております。

そこで、ここにも書いておりますけれども、本当に、ぱっと思いついたままである。ドンドン使っていただくのはいいんですけども、それに報いる、やっぱり地元への還元、換金というようなことも考えていかないと、何のための後の利活用になるのかと。ただ、ごみだけして帰ってもらっては困るというようなことも、やっぱりあります。本当に、そういった土地を、今後どのようにするかといった、私自身も、今、はっきり申し上げて分からない状況であります。

そうした中に、今、一番、即考えられるのは、今のままに、まだまだ残土処理が佐用郡の残土処理が、あそこへでも持って行ってもいいぞということになるのか。もうあれ以上持って行ってもらうのは困るということになるのか、非常に苦慮するところではないかな。佐用郡も、そういった残土処理場がないということであり、町長も、当初は、何か、そのようなことも、若干聞いたこともあります。あそこが、姫鳥線で、若干、そういう余裕ができれば、そこへ入れてもいいんじゃないかなというようなことも、町長言われたことがあるかと思えます。そのようなことも、いろいろなことを察する時に、そのようなことを、私は思うわけです。

本当に、あそこに、ハウスならハウスを建ててですね、そういった方々の集団的な、そういう農園ができるのかと。また、花卉栽培ができるのかと。たまたま、あの地域一帯については、花卉園芸が盛んな所でしたけれども、現在、若干下火で荒れてしまっているような所もあるわけなので、そのあたりについても、地元としても検討されておるだろうと、このように思うわけですが。

まあ、支えあって、じゃあ、どのような格好にするかということは、私自身も本当に苦慮しておりますけれども、その町長のさっき言われておりましたような、その残土、もういっぺん、あそこへ、まだ入れてもいいというようなお考えはありますか。

議長（西岡 正君）            はい、町長、答弁願います。

町長（庵途典章君）            当初、この姫鳥道をですね、の建設にかかる時点において、非常にトンネルが多いわけです。このトンネルから、まず発生する残土のですね、処分地、これを何とか地域で確保して欲しいという要請、これが地元の協力という形でですね、要請を受けてですね、当時、あの地域は、非常に昔の棚田と言いますか、山田の田んぼが、もう荒れてしまって、もう雑草が生えて、イノシシのぬた場のような形になっていたところがあります。その活用を同時に考えたい、うまく、この工事の残土処分を活用してですね、土地の利用を図りたいということを考えてですね、地域の皆さんに、いろいろと、そういうご相談をして、まだ土地の活用については、当然まあ、十分皆さんと一緒に考えながら当面は、その工事に伴う事業として、きちっとした活用ができる土地にさせていただくということで、進めてまいりました。

そういうことで、土地の価格にしてもですね、非常にまあ、当時の山の値段、田んぼの原野の値段ということですね、地域の皆さんにも、本当に理解いただいて、非常にまあ、ある意味で安く譲っていただいたと。そして、工事においてもですね、これが、高速道路

の事業ということで、全て、公団、建設、まあ今回は、西日本建設事業団、高速道路という形ですけども、昔の道路公団ですね、がやっていた。あれだけの工事をするのに6億から7億ぐらい掛かっているんじゃないかと思います。そういう物が全部やっていた。そういう事業の中でやっていたと。それから、年間、だいたい400万ぐらいの土地の処分料をですね、ずっと毎年いただいております。そういうことで、非常に安価にいい土地が完成できたということです。そういう中であって、ちょっと前段が長くなりましたけれども、議員のご質問の処分、後、残土をですね、安定的に処分ができるかということなんですけれども、当初、約20万ぐらいはですね、そういう余分が、余裕があるんじゃないかなという思いはしてたんですけども、途中、ジャンクションのこの工事ですね、非常に土質が、最終的に工事の後、結果が、悪くて、一端工事した所がですね、再度、地滑りを起こしてですね、その部分で、約20万立米ぐらいの新たな土量を処分しなきゃいけないということになって、ほとんど当初の計画どおり、100万立米、100万立米の土砂がですね、もう入るということで、後、町の方ですね、町の残土処分地なりの用地として、処分場としてはですね、もうほとんど、その余裕がなくなったというふうに思っております。

町としては、まあ、その近くにはですね、未だ、田が、そのまま荒れた所もあったりして、そういう所をもう少し周辺を整備していけば、また、そういう残土処分地等は、つくことはできると思いますけれども、今、計画内におきましては、まあ、だいたい、これによって満杯になるということになります。以上であります。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、大下吉三郎君。

12番（大下吉三郎君） その様なことも、今初めて、聞きましたわけです。当初は、そのようなことをお聞きしておりますけれどもね、そういった内容の変更ということで、100万立米ぐらいがまた入ってくるということになれば、当然、こちらからの、そういうものが搬入できない状況であるようです。そのへんについては理解できます。

いずれにしても、口長谷ですが、その、そういった5、6町の面積というものについては、本当に、どのように活用していくかと、今後の課題ということで、しっかりと受け止めていただきたいなど。本庁舎の中においてもですね、そのような委員会を立ち上げて、検討していきたいということでありますから、このことについては、特に、利活用というものについて、また地域の発展のためにですね、あの土地を有効に活用していただけますように、その委員会も一生懸命取り組んでいただきたい。このように思っております。

私たち自身も、そのようなことについて、これから、目を配りながら、再度検討していきたいと、このように私自身も思っておりますし、議会としても、そのようなことを、取り上げるべきではないかなと、このように思います。

それから、同じ、このような土地活用ということにつきまして、通告ではないんですけども、そのように町長、今の分の焼却場等々の後ですね、どのように考えておられるか、もし、回答、今ここでできるようであれば、していただければ嬉しいわけです。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長(庵途典章君)            まあクリーンセンターの跡地ということですがけれども、現在、まだ、これ新しい処理場、施設ができるまでは、未だ約4年近く、この施設を活用しなきゃなりませんし、また、あそこには、不燃物、最終処分場が設置されております。そういうことで、クリーンセンター、焼却施設がなくなったとしてもですね、この最終処分地を、まだまだ町としては、後、できるだけ、この寿命を延ばすようにですね、長く使えるように、これからも使っていかなきゃいけないというふうに思っております。

それで、ああいう施設が、今度、焼却施設は不要になるわけですがけれども、これをどうするか。建物を取り壊すとしても、非常にたくさんの多額の経費が掛かります。それから、まあ、そのまま、ほなら、じゃあ何かに使えるかと言っても難しい面もありますし、当然、ああいう施設を解体していくというのは、その有害な物質が飛び散らないようにとか、そういうものをきちっと調査してですね、安全に処理をしなきゃいけないということで、相当な経費が掛かるということでもあります。これに対しての、また国や県の補助制度、補助をいただきたいということでの要請はしていますけれども、そういう問題もクリアしながらですね、ああいう山の上なんで、どういうふうに、あの施設が、地域が活用できるかということで、中々、これも、そう簡単にですね、これだということは、難しいというふうに思います。

ただ、先ほど少し言われてました、これからは、町といたしましても、有機肥料や、また森林なんかの雑木整理、それから、道路なんかのですね、刈り取った草の処理、また町内たくさんあります下水処理場なんかでの汚泥の処理、そういうものをですね、やっぱし、うまくこれを処理することによって、農業とも一体となったようなですね、活用、利用を図っていくという、こういうことも、ひとつの大きな研究課題であろうというふうに思っております。ああいう施設がですね、やっぱり逆にそういう活用、大きなピットがあったり、建物があります。そういう施設が、うまく活用できれば、一番いいかなということも思いますし、そういう点についてもね、できるだけ無駄にならないように、また大きな多額の経費が掛からないように研究していくことが必要かと思っております。

〔大下君 挙手〕

議長(西岡 正君)            はい、大下吉三郎君。

12番(大下吉三郎君)        この焼却炉等々につきましてもですね、当然、未だ、現活用で、まだまだ3年、4年近く活用するわけですから、今から、それらを追い出すようなことは、中々話も難しいことでもありますし、このことについては、通告外のことでもあります。また、詳しくは、また、このへんについて、時期が来れば検討していきたいなど、このように、私は思っております。

それでは、次の佐用町の不要財産の整理等々につきまして、ちょっとお伺いしていきたいなど。これらにつきましても、先ほど、町長言われました、上月の住宅の件であります。確かに、今、下水の方で聞きますと、あそこ、町長が言われたようなことで、あの土地を購入しておるとということも事実でありますし、今となつては、全て工事も終わり、あそこに地下タンクも埋め、また圧送管の設備もあそこに入っておるわけですから、それを取り除けるということにもできませんし、その土地を購入して、そういった施設をつくるためにということで、現に施設設備も終わったわけです。ところが、ご存知のように、あのような不良住宅ということになってきますと危険度もあります。今は、そのような格好で柵はしておりますけれども、あの柵だけでは問題があるのかなと、このようにいつも見

て通るわけです。それらについて、本当に、あの辺りを、どのようにして、今後使っていくのか、町として持っておくのか、手放していくのかと、本当に思案六法だと思います。また、購入される方も、そういった施設があるということについては、若干抵抗もあろうかなということもありますし、いずれにしても、あのままでは、いつまでも置くことはできないであろうと。取り壊すなり、また、前の方だけを撤去しまして、住宅分を若干改造し、一般住宅、町営住宅としても、どなたかに貸与できるのかということも考える必要があるかと思えますし、いろんな考え方はあります。いずれにしても、このような物件等について、これからは、老朽化する一方の中で、どのようなことになるか分かりません。

私、端的に思うのは、あのあたりについては、防災庫としてでも使えないのかなということも考えたりしておるわけですが、いずれにしても前の、店をしておりまして、前の建物についてはですね、いつ崩れ落ちるか分からない状態であります。中に鉄骨が入っておりますから、そう転ばないと思うんですけどね、そのようなことを素人なりに懸念するわけです。

もう、そういった構造物が設置され、もう後は、そこを町が、どのように活用するかというんは、本当に町だけにありまして、そういった施設をするということは、おそろくないであろうと思うわけです。そのあたりについて、私も、今、思いたちの言葉で物を言っているわけですが、防災庫という1つ倉庫にするという考えは、町長、いかがでしょう。

議長（西岡 正君） はい、町長、答弁願います。

町長（庵逄典章君） 防災庫というのは、いろんなもんがあると思えますけども、例えば、防災用の資材とかですね、その活動拠点とか、備蓄して置く場所とかというような物ですね、そういう場所は、やはり一番、その駐車場もいり、人は、うまく集まりやすい所、活動がしやすい所という所につくらなければなりません。私も、あそこの場所は、何回か行って、建物の中とか、外も周辺も見させていただいてね、中々まあ、交差点のところでもありますし、先ほど申しましたような前に、そういうマンホールポンプとかですね、そういう施設も入っていたり、横には、水路がですね、拡張しております。そういう所も、きちっと分筆をした上で、本当に活用できる部分だけを明確にした上でですね、できれば、地域の人が活用していただければ一番いいというふうに思いますし、今の住宅があるわけで、用法としては、住宅地としてですね、活用できれば、一番、それがいいのかなという感じがいたします。

だから、町の公共施設のようなものにつきましては、役場の施設も、たくさん、まだまだ、未利用の所もありますし、土地も広いわけですから、あの部分については、そういう土地の整理、建物をきちっと解体して、整理をして、土地の整理をして、そして、それを処分するという、そういう手順で考えていくのが、一番いいのかなという感じはいたしております。

〔大下君 挙手〕

議長（西岡 正君） 大下吉三郎君。

12番（大下吉三郎君） 町長言われるようにですね、確かに、あの一画というものについては、本当に使用しにくい土地であります。以前はですね、郵便局等の駐車場ということで、あの前あたりにずっと詰めておったわけですが、あの柵をしてからは、当然、入れ

なくなってきたわけなんで、誰も使っていない状況です。それと同時に老朽化ということもありますので、僕は、そういった住宅に改造もできないのであれば、もう撤去してしまって、あそこを更地にする中で、郵便局なり地域の方々に使っていただくなり、個人契約の中で、駐車場にするなり、何らかの形で、あれを利活用していかないと、あのままで置いておきますと、ただ、危険度が高まるだけ。もし、あそこで、火でも、火事でも起きればですね、町の責任ということになってきます。いずれにしても、このような不要の建物というものにつきまして、あれ以外にも若干あるうかとも思っておりますけれども、一番、皆、住民の目にさらされるのは、上月のあの土地であります。そのあたりについても、早くですね、再利用、再検討をされる方が望ましいのではないかなと、このように、私自身は、思っております。

そのような中で、各町の、そういった不要物件というものが、今、集約されて、財政課の方で、相当重荷になっておるんじゃないかなと、そのようなことも考えております。従って徐々にですね、このようなことで整理を図っていくと、一つ一つ区切りを付けていくということも非常に大切ではないかなと、そのように思います。

これ以上、いろいろ論議しても、未だ具体的にどうのこうのといったことが、発想浮かんでできませんし、このあたりについては、行政手腕として、整理を図っていくという1つの目標に向かってですね、ひとつご努力願えたらなと。われわれも、これから、このようなことが若干、住民の中からの声というものも聞く中で、その方向に向けて努力していきたいと、このように思っております。

そのような、1つの不要と言え、不要ではないわけですがけれども、道路なり、いろんなこの拡幅した場合においてもですね、半端な土地は、たくさん残っておろうかと思えます。これらにつきましても、登記上の面で、相当苦慮されておろうかと思えます。これらについても、できる限り、活用の、若干なりとも活用のできるものであれば、地域の方々に利用願って、使用していただくとか、購入貸付するとか、いろんな方法があるかと思えますので、なお一層のですね、ご努力を願って、そういった不要物についての整理ということ、この際していただいたらと、このように思ひまして、私の一端を、町長にご無理を申し上げております。そのようなことで、町長の方も、口長谷の件についても、プロジェクト組む中で、検討していきたいということでございますし、また住宅等々の利用、利活用についても、これから、合わせてやっていただけるものと思っておりますので、これ以上、私も言う必要がございません。そのような気持ちを受けて、整理を願っていききたいと思いますし、して欲しいと思っておりますので、私の一般質問を、この場で終わります。

議長（西岡 正君） 大下吉三郎君の質問は終わりました。

続いて、石黒永剛君の質問を許可いたします。

〔15番 石黒永剛君 登壇〕

15番（石黒永剛君） 15番、石黒です。近年多くの町民の皆さんが、地域において子ども達の登下校の見守り本当にご苦労に思います。考えれば、大人が、地域がそうしなければならぬ現実が存在するというところに他ありません。

また、地域各種団体等の皆さんの健全育成に努力されいるところも知る時、非常に心強いものを感じております。

更に、町としても青少年健全育成に取り組むことは、今しなければならぬ喫緊の課題です。成熟社会になるが故に大人社会で起きることは、子ども社会で何が起きてもおかし

くない。まさに大人社会の模倣であると思います。児童は、人として尊ばれる。児童は社会の一員である。児童は、よい環境のなかで育てられる。これは昭和 26 年 5 月に制定された児童憲章であります。子ども達は、次の世代の担い手として大人の責任において考えていかなければなりません。青少年健全育成は、子どものこととしながらも、実は、大人の問題です。人間は、ふれあいなくして生きていけないものではありません。地域・学校・家庭の中で、心と体の両面からのふれあいが十分に満たされている子ども達は、問題行動も少なく、私たちの求める子どもに育っています。しかし、実態は、どうでしょう。病んだ子ども達の姿がそこにあります。子どもの時のふれあいの少ない子ども達が、今、問題を提起しています。

この質問原稿を書く中に大人の生き様も合わせて考えさせられました。私は、大人が変われば、子どもは必ず良くなると信じています。子どもの人格育成の基本は、家庭教育であり、その欠落を学校教育で埋めることは、到底無理があります。家庭教育の欠如を社会は認識しながらも、対処できない現状に、今あります。地域社会の教育力に望みをかけるよりほかありません。

女子高校生の新聞投稿に嫉をされていない私達は不幸だというようなことを言っています。家庭教育は、嫉だけではありません。謙虚にひたむきに嘘のない親の生き方に家庭教育の本質があります。

先般、私達は、関係者が集うことができました。問題行動を取る子ども達の背景の家庭さえしっかりしていれば、子ども達は、必ず良い子に育つとの結論に達しました。この子ども達からのシグナルを行政として受け止め、今、何をしなければならないか、言葉の表現の範囲だけに留まらず、主体は、青少年の健全育成の主体は、地域に軸足を置きながらも、行政としても社会教育の場において取り組まなければならないと思います。そういうことをお示しいただきたいと思います。

地域主導で始められた佐用町青少年を育てる会の活動は、以前は、町長もよく事例として報告されておりました。先進地事例として、多くの町からの視察もありました。引き続き佐用町が青少年健全育成の分野において他町に情報の発信ができるまでに、できるまでのような活動に高めようではありませんか。努力は、惜しみません。結果は、明るい子ども達の笑顔の表現になります。協力は惜しみません、青少年育成センターの設置条例案は、子ども達が悪くなったからではなく、その目的は主案に、青少年の健やかな成長であると、生涯学習課長の答弁に深く共鳴するものであります。センター設置に大きく期待し、1、求める理想の子ども像。2、佐用町の青少年健全育成の指針。3、指針に沿った推進組織、また、どの課を中心として展開する。条例に定めるところによる青少年問題協議会についてお尋ねしたいと思います。とりあえず、この席からの質問といたします。ありがとうございました。

議長（西岡 正君）                      それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）                      それでは、石黒議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、わが町における青少年育成の取り組みにおける求める理想の子供像は、ということですが、近年、社会情勢の著しい変化の中で、子どもたちの成長にも大きな影響を与えており、子どもたちの生活体験の不足、地域社会との関わりの希薄化など、様々な問題が指摘をされております。しかし、社会がどんなに変わっても、子どもたち自身が社会や人との関わりの中で、自分の生き方を考え、決定し、行動していく力、また、生活

の中で、いろいろな問題に直面した時、それを解決していく力を身につけさせていくことが教育の基本であり、そうした子どもを育てることが理想でもあるというふうに考えています。

次に、青少年健全育成の指針についてでございますが、町といたしましては、明日を担う子ども達の学ぶ場の環境整備として、学校施設の整備と教育内容の充実により、心豊かな人づくりに取り組むこと、そして、地域の歴史・文化・自然や人、教育関係施設との連携を図り、体験を通してふるさとの良さを見いだし、それを誇りとして生きる人づくりを目指すことが、健全な青少年を育てることにつながり、その環境づくりを推進していくことが大切であり、青少年健全育成の指針でもあるというふうに考えています。

次に、青少年健全育成の指針に沿った推進組織、推進部局はどうかということでございますが、青少年の健全育成についての推進組織につきましては、教育委員会が主管している、保・小・中・高校の生徒指導連絡協議会、また佐用地域の青少年を育てる会や三日月青少年健全育成活動委員会、そして、三土地区青少年を守る会があり、保護司会や更生保護女性部会、民生児童委員、少年補導員などが青少年健全育成の推進組織だというふうに思っております。

また、それら組織の推進部局は、青少年育成の窓口としては生涯学習課であり、生徒指導関係では教育委員会、子育て支援に関しましては福祉課と、今現在なっております。

最後に、条例に定める青少年問題協議会の使命と現状につきましては、本町においても平成 17 年の合併時に町条例において青少年問題協議会の設置条例を制定し、合併後 18 年に委員を委嘱し、協議会を開催させていただきましたが、ここ 2 年間、19 年、20 年度は協議会は開いておりません。元々、この青少年問題協議会は、戦後間もない昭和 28 年に、青年学級の開設などと共に青少年 3 法として定められたもので、都道府県、特別区、市町村などに設置を義務づけられたもので、その後、時代の変遷と共に改正され平成 11 年には、法改正により地方青少年問題協議会を置くことができると改正されたものであります。

特に、青少年の健全育成に関する状況は、大きく変わり現在では、その多くが問題協議でなく、青少年を守る会などの、健全育成運動へと広がりを見せ、本町でも今議会で審議をお願いをいたしまして、21 年、新年度からスタートしようとしております青少年育成センターへと結びついているものと考えております。

現在の青少年問題協議会の体制は、福祉課所管となっておりますが、先にも申し上げましたように青少年育成につきましては、社会教育を担当する生涯学習課、学校を含めて教育全体を担当する教育委員会、また、近年町内でも発生し始めております子供たちへの虐待や育児放棄などは、県の児童相談所や、こどもセンターと関連のある福祉課等、行政全体の役割として連携をとりながら進めて参りたいというふうに考えておりますし、その核としての青少年育成センターを設置しスタートする予定でありますので、議員の皆様方にも、是非、ご支援、ご協力をいただきたいというふうに考えております。どうぞ、よろしくをお願い申し上げます。

以上、この場での石黒議員からのご質問に対する答弁とさせていただきます。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） はい、どうもありがとうございました。幅広く答弁いただきまして、答弁の中にも学ぶものがありました。

教育長ね、荒れる学校の現場というものを、教育長は、今までに経験の中で捉えておら

れますし、そういった話もお聞きしたんですけれども、その一般的に、今、子ども達が変わった、そして、また子ども達が見えない。というような声も聞きます。こうした子ども達の背景に、今、何が起きているのか、そしてその原因を、どのように分析されているか、私達も子どもに接する立場にありますので、少し、お教え願いたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 非常に難しい問題だと思いますが、私の経験からお話をさせていただきたいと思います。

私も30数年学校現場におりまして、特に教諭時代、もう20年、25年も前になりますが、学校が非常に荒れて、散水栓を壊されたり、フェンスを壊されたり、また学校の教室が毎日のように破損状態にあると。トイレのドアが壊されたり、こういうことも経験してきましたし、管理職となりまして、（聴取不能）の生徒でありましたけれども、対教師暴力があったり、器物破損があったり、地域では万引きがあったり、また地域のおじさんやおばさんに罵声を浴びせたり、警察官に注意をされると、警察官の胸倉をつかんだりというようなことも見たり、聞いたり、またその場で対応してきた経験があります。そういう、あれは、本当に1年、2年と続きましてもですね、1人か2人の子どもであるわけです。全ての周りの子ども達は、ある面では、冷静に物事を見ている。しかし、そのあれの現場におりますと、子ども達も、中々、それは止めておけということが言えない雰囲気になってしまうと。そこで、やっぱり大事なものは、その中における教師の立場であろうと、私は、そう思いますし、先ほど来出ておりますように、子どもを持つ親、お父さん、お母さん、そしておじいちゃん、おばあちゃん、やっぱり家族の物の見方、考え方、それが、大きく左右するものと思っています。

また、子どもが変わるとか、見えないとか、言われますけれども、時代は変わりまして、自転車で遊んだり、それから、あぜ道で追いかけて遊んだり、そういう姿は、本当にこう見えなくなりました。それは、やっぱり社会の変化だろうと思います。おもちゃ1つにしても違います。これは、私の家庭のことですけれども、孫が、たまに帰ってきますが、やっぱりテレビを見たり、小さなゲーム機を持ってきて、こたつにあたって、時間を過ごしておることが非常に多いわけで、それは、私は、非常に腹が立つんですが、竹とんぼを作ったり、竹馬を作ったり、できるだけ外へ出そうとする、そういう、やっぱり家庭が、段々少なくなっているのが現状だろうと思います。

また、子ども達は、どう言いますかね、買い物に行ったり、ちょこちょこ見かけることがあります。第二庁舎の裏、それから、情報センターの近くで、しかし、大人の人が通られておっても、中々、大人の人から声を掛けておられる姿は見受けられません。私も、こういう職ですので、できるだけ子ども達に声を掛けて、無駄な時間を過ごしているようであれば、そんな話を、ちょっとしたりですね、そうすると、やっぱり5分、10分したら、また移動して、帰路についていると、そういう姿も見受けられます。

それと、もう1つは、こういう背景のことですけれども、子ども達は、例えば、6年生から中学校へ入って来る時に、君達の夢は何や。中学校へ来て何をしたいといった時に、僕は、部活を一生懸命したいとか、いや英語が初めて教科があるから、それに一生懸命取り組みたいとか、また教科でいろんな先生が変わるから、いろんな先生と付き合ってみたいとか、そういう思いを子ども達は持っているわけです。しかし、徐々にそれが薄れていく。それは、何なんだろうか。これは、学校の、それぞれの教職員の思いというか、そういう時間が、段々少なくなっている。私達が小さい時には、放課後先生とうざうざ話をしてですね、いろんな人生経験と言うんですか、そういうものを話を聞いたように記憶して

おります。そういう時間が、少し少なくなっているのではないかなというようにも思いますし、また、昨日も、ちょっと、ある公園に家族で行っておったんですが、10人ほどの家族連れと言いますか、多分、3家族くらいだったでしょうかね、もうずっとお母ちゃんが子どもを怒ってばかりおるんですね。15分ぐら前後して歩いておったんですけども、本当に、それで子どもが育つんだろうか。せっかく自然の中で家族と触れ合う機会が持たれているのに、もう少し親が考えて欲しいなというようなことも、この目で、また肌で感じたところです。

中々、絞って話しすることはできませんが、やっぱり大人や、大人、また指導者が子どもに、どう近づいて行くか、そして、子どもの気持ちをどう受け止めて、その方向付けを1年掛かり、また学校であれば3年掛かってですね、方向付けをしていってやる、そういうことが、私は、非常に大事ではないかなと、そんなふうにも思っておるところです。以上です。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15番（石黒永剛君） はい、ありがとうございます。

先般、今、話題になってますおくりびと、ちょっと時間があつたので見てまいりました。非常に感動する場面の連続だったんですけども、涙を流している、その観客の姿の中に、大人の姿で、これはなというようなものがありましたので、2、3お話させてもらいたいと思います。

涙を流しつつ映画を観ておられる側で、ポップコーンを食べもって笑いほうけるというような、40代から50代でしょうね、ちょっと年齢的なものははっきり分かりませんが、そういったものが、今、やはりここで私達に問題提起をしているなと思いました。

で、青少年活動の先輩から聞いたことなんですけども、教育は、純粹でなかったら駄目だと。先生は、毅然とした態度で子どもに接していかなければならないというような意見を聞いたことがあります。親の生活態度も原因とするものの、先生の姿も以前から見れば、少し変わってきているのではないかという気持ちも持ってますし、そういった意見もあります。こういった私の意見に対して、学校教育現場を預かれる教育長として意見があれば、お聞かせ願いたいなと思います。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 教育は、人の気持ちが伝わるというか、伝えていくというか、その中で子どもは、例えば、勝山なら勝山の気持ちというか、考えを、そこで解釈して、いい面はとっていくでしょうし、いや、それは違うと思えば、また意見を述べるでしょうし、そういうことの積み重ねで、心の教育というものはできるものだと、私は、そのように思っております。ですので、石黒議員がおっしゃるように、教育は、純粹と言うよりも、教える者が純粹でなければいかんという思いは、強く持っておるところです。正直に、やっぱり伝えて指導して、これは、やっぱり基本だろうと、このように思っています。

また、毅然とした態度と言うよりも、これも純粋な気持ち、心から出てくるものだと、私は、そのように思いますけれども、10おれば10人が同じ毅然とした態度は取れない。これは、現場において、非常にこう痛感したところです。言いたくても言えない先生もおります。しかし、口では言えないけれども、目線で、それを伝えていくとか、そういう先

生もおりますので、これは、一概に言えないんじゃないかなと思います。

それから、先生も変わってきた。変わってきたと思います。と言いますのも、佐用町に出身の地元の先生でさえ、農業を経験してない先生もたくさんありますし、します。ですから、やっぱりいろんな作業をしたりですね、子ども達が自然に出て、土と触れ合ったりするような時にでもですね、中々、ああしたらいい、こうしたらいいというような身をもって教えるとか、見せるとか、そういうことが中々できない人もいるように思いますし、それから、昔から、よく言われておりますが、私も、その一員かも分かりませんが、苦労してないということ、よく言われますけども、確かに、自分では苦労したように思っているんですけども、やっぱり、段々、物の豊かな時代に生まれてきた私達ですので、本当にこう、今日も昭和 20 年代の話も出ておりましたけれども、そういう厳しさとか、家族の絆の本当に大事なこととか、そういうものは、段々薄れていっておるような気がいたします。

けれども、子どもの前に立つ教師としては、一生懸命全力を尽くして子どもと向かい合っていると、これは自信を持って言えるところです。以上です。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） 石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） 反論はなくして、今日は、お聞きする立場だけに徹したいと思いません。

今、都市部では、モンスターペアレントという俗に自己中心的で理不尽な親がいます。その対応に、また苦労されていると。佐用町においては、こういった事例はありませんか。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） そうですね、私も経験しましたけれども、子ども達が、今、いろんな習い事をしております。サッカーとかね、1つの例を挙げますとそうですが、それから、スポーツ関係で言えば、今、中学校にない部活動ですね、こういうものを作っていたきたいとか、中々、そういうことについては、かみ合わない部分が非常に多いです。やっぱり親は、子どもがしたいと、または親がさせたいと思うことには、やっぱり、どんな方が言われても、これは、中々、分かりましたとか、学校側が言うようにしましょうというところには到達しないのが今の、今、たくさんと言えればおかしいんですけども、チョコチョコ年に 1, 2 例は、そういう感じで出てきます。

学校も区域外（聴取不能）就学制度、これをある程度文科省も含みまして門戸を広げておりますので、いろんな形で、そういう特技がある人はですね、子どもは、そういう所へ行く例も中にはあるということです。以上です。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） そういったペアレントまでいかなくても、自分の指導方法とか、子ども達と、そのかみ合わないとかというような諸般の学校現場におられる先生の立場からして、そういった問題というような言い方をすれば、的が絞りにくいんですけども、心の

病というものの一因にはなってませんか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

教育長（勝山 剛君） 教師側のですか。確かに苦しんでおります。しかし、それは、一担当者が責任を負うものではありません。学校の方向として、こういう方向でいっていると。ここに親御さんが、学校、こういう方向で行っているんだけど、こういうふうにしてくれ、それはできませんと。この繰り返しで、非常に多いわけで、そこで、どうしたらええんだろう、どうしたらええんだろうと。例えば、クラブ活動で、部活動で、これをして欲しいと、私が現場におる時にも言われましたけれども、それは、私が行って直ぐに出たんではなくって、3年も4年も前から、そういう問題を引きずっておったと。それを3年も4年も引きずっておったから、これでは学校教育が、このことばかり毎日毎日考えて、また、親と先生が会う度に、そういう議論をして、それでは、本当にこう、目的を持って、きっちりとしたものがないということで、私は、それは、それとして、じゃあ、こういう方向でやりましょうということで、学校教職員と協議を深めながらやってきた経緯があります。

ですから、確かに、先生だけじゃなしに、校長も新しい学校へ行って、ポッと、こういう問題が出てくると、やっぱり悩めますし、しかし、お互いがすっきりして、少しでも成長するならば、いろんな方法が考えられるのではないかというのが、今の私の考え方です。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15番（石黒永剛君） ありがとうございます。まちづくり課長ね、きらめきの舞台という、その町勢要覧をいただいています。その中に、まちづくりの基本目標として「人」づくりの推進“きらめく人”づくりとありますが、まちづくりは人づくりというような考え方を私は持っています。ご説明願います。

議長（西岡 正君） はい。

まちづくり課長（前澤敏美君） 非常に難しい質問でしてご答弁になるかどうか分かりません。

人づくりはまちづくりということで、今、ご質問でございますけれども、特にまあ、少子高齢化と言いますか、そういった状況の中で、住民同士が助け合い、あるいは行政と住民が助け合って進めていこうということで、協働のまちづくりを推進をしております。そういった中で、特に子どもとのふれあいと言いますか、そういった取り組みもですね、されておりまして、言いますと、例えば、通学の時にですね、子どもを見守りますとか、あるいは、夏休みに親と子どものふれあいキャンプといったような催しがですね、それぞれ取り組まれておりますし、また、老人会等では、三世代交流とかといったようなことでですね、取り組みがなされておるわけでございます。

今日のお話の中でもございましたけれども、特に、子ども達は、大人の姿を見て育つといいですか、そういったことも、よく言われますけれども、そういった交流とか、大人達とのふれあいの中で、子ども達がですね、大人あるいは高齢者の、そういう人生観なり生き様をですね、見ることによってですね、子ども達が育っていくのではないかなというふ

うに思っています。以上です。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） 石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） 私は、きらめく人とは、どういうことかというお聞きをしたんですけどね、この文章に書かれてる以上、きらめく人は、こうなんだというような定義がいたされているのではないかと思うんですけども、まあ、よろしいです。地域が、子どもを育ててるんだというように解釈させていただきます。

そして、そういった子どもが、きらめく人間になるんだというところで、今日はまあ終わります。

地域づくり協議会が立ち上がって、非常に効果が出てきたと思うんですよ。で、この中に、この組織の中に、青少年健全育成を位置付けられるようなことはできませんか。と言いますのは、先ほども、町長の答弁の中におっしゃってありましたように、佐用町青少年を育てる会、これは、地域の活動している皆さんが発案されて、どうしても、これは地域の跡取りづくりなんだから、地域の皆さんに、この問題を提起して、そして地域の総代さんですね、総代さんのトップに、その席に就いていただいて、活動している者が、一緒に、それで動こうやないかというようなことで、今も続いているサバイバルキャンプですね、これなんかも、当初のうちは、鶏 1 匹子どもに持たすというような活動でした。そして、また次の年には、いわしを 1 匹どうして食べるんだろうかというようなテーマを与えました。

それから、また魚を獲って来なければ、その晩の食事はないんだというような事で、川の中に子ども達を入れて、そしてやった。しかしながら子ども達のすべでは経験もありませんから、できなかった。その時には、地域の老人会の皆さんにお助けマンとして出ていただいて、魚の獲り方などを教えていただいたというようなキャンプを今日まで続けております。いかんせん、サバイバルとは生き残るということでありますので、それも時代とともに変化をして、今日にありますけども、あれが、一応、成功したと私は思っているんですよ。そして、今も活動している彼達は、何とか、佐用町合併に 1 本になってね、この活動をいっぺん考えてもらえないだろうか。全町的に。で、私自身が、自分の心の中では、無理やと思ってないんです。失礼になるかも分かりますけども。ということは、佐用の町の跡取りづくりを考えるんだというような捉え方で、いっぺん、この問題を考えていただけませんか。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 議員もご案内のようにですね、それぞれの地域づくり協議会、自主的に取り組みをしていただいておりますのでございます。

で、特に、協議会にはですね、非常に多くの皆さんに、地域の皆さんに参画をしていただいて協議会を進めていくというのが基本でございますので、特に、協議会によりましては、そういった青少年を担当する皆さん方も入っていただいて、協議会組織していただいておりますし、課題としてはですね、やはり、その地域、地域の課題というものが、まず最優先になってこようかと思いますが、今、議員おっしゃってます青少年問題につきましてもですね、当然、今後、地域の課題としてですね、出てくる事項だというふうに思っておりますので、地域の、そこの協議の中で、そういったことが、協議の中で組織されてい

くんではないかなというふうに思っております。

〔石黒君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、石黒永剛君。

15 番（石黒永剛君） ひとつ課題として持っていただきたいと思います。心の中に持つということは、絶えず頭の中にあるということなんでね、あれば、この問題に目が行きます。今も、それぞれの地域の皆さんは、剣道とかサッカーとか、それから地域全体でラジオ体操するとか、それぞれにいろんな分野で取り組んでおられるわけなんです。そやから、その芽は、未だ残ってますから、そういったものを上手にいかしていただきたい。そういったことから考えてみますと、青少年のセンターはですね、これは、今ある既存の組織を、どのようにフルに動かすかと、コーディネートをいかにするかというところに問題があると思うんですけども、ちょっと、また、この問題は次にさせていただきます。

それでね、その地域づくり協議会の中に、取り組みたいというのが、他の市町村にもあるわけですよ。ですから、佐用町においても、この問題を地域づくり協議会の中で捉えることについては、何ら問題がないと、私は、思っておりますので、課題として強く心の中に持っていただきたいというように思います。

ここまで話しまして、今日はまあ、あまり長い話はしたくないと思っています。理屈っぽい話も控えたと思うんですけども、最後になりますけども、それぞれの皆さん、ここにおられる方全てだなと思いますけれども、それぞれの家で、いい跡取りづくりを考えておられると思います。考えなくても無言の中に、いい跡取りづくり、うちの跡取りはという気持ちは、おおありやと思うんです。それは、今、佐用町のまちづくりの跡取りやと思うんです。今、学校で学んでいる子ども、園に通園している子ども、この子達が全て佐用町の後を担ってくれるんだと。

今、私達が、いくら挑戦してもできない、解決のつかない問題があります。それ1つ挙げれば、今、やらなければならないことに、今朝ほども町長は地球環境問題とおっしゃっておいりました。今、私達ができなくとも、次の世代に、その問題の解決を委ねるということもできるのです。これは、私達が、目が黒い内はできないかも分からないけれども、いろいろと人間は英知を絞って、今日、宇宙に人間を送るまで、人間は高めております。そういったことを考えると、やはり健全な子ども達を育てることが急務だと思うんです。そして、健全な息づかいが町を救ってます。どうかひとつ、皆、この場に居る者全て、ひとつ今、ここに子ども達に目を向けようではありませんか。

先般、この育成センターが設置しなければならないということは、問題が起きたからかなと思って、私思っておりました。しかし、問題も、私達克服していかなければなりませんし、かつて教育長もおっしゃっておいりましたように、今まで私達は、それを克服してきた歴史があります。16年前だったと思うんです。今の話ね。あの時は、地域どうだったかなとって、やはり振り返ってみる時に、やっぱり歴史的な中に、私達はあると思うんです。そういうことを考えてみますと、とにかく町の将来のために、今日、農業問題、新田議員がおっしゃっておいりました、国のためにも、これはひとつ、国の、子どものことを考えない国はもたない。

先般、ラジオで聞いたんですけども、8代将軍吉宗ですね、享保の改革だったと思うんですけども、成し遂げたと。その吉宗が、江戸の町に桜の名所をつくったというのはご存知だと思うんですけども、とにかく、今、木を植えればいいと。自分は花を見なくてもいいと。しかし、次の人のために木を植よと。木を植えて花が咲けば、桜の木に花が

咲けば、そこに人が集まるんだと。集まれば家も立つ、商売もなっていくと、そういった形で名君と言われる暴れん坊將軍が今日あるんだと思うです。

今、私達が、政治というものは結果が求められます。どうかひとつ、今、ここで考えると。心の中に持つということが、いい結果に繋がると思いますので、お願いいたして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） 石黒永剛君の質問は終わりました。  
ここで休憩をとりたいと思います。再開を2時55分といたします。

午後02時35分 休憩

午後02時55分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き会議を再開しますが、松尾議員の方から病氣治療のためということで、早退しますという連絡を受けております。  
続いて、13番、岡本安夫君の質問を許可いたします。

〔13番 岡本安夫君 登壇〕

13番（岡本安夫君） 13番、岡本安夫です。

この度、3件にわたっての質問をいたします。

まず1件目の少子化時代における学校教育についてですが、これまでも、何名かの方から質問されたことであります。また、今議会でも松尾議員が質問されていますように、それだけ関心のある課題の1つだと思います。

さて、昨年11月にお隣の上郡町では、二段階で7つの小学校を3つの小学校に、また併せて幼稚園も3園に統合するという計画が発表されました。本町においても近年の出生数が120人から130人台ということと、現在の各小学校の保育所の児童の生徒の人数を見ると、いつまでも現状のままでよいのか、早急に検討し方針を出すべきだと思います。

学校は地域住民のよりどころ、すなわち拠点であり、またある種、シンボリックな一面も持っております。ゆえに、学校の統廃合については様々な人たちの考え方、学校への思い入れ、学校を建てた時からの歴史感などがあり、時として地域住民の対立や行政との紛争になったこともあります。しかしながら、そのようなことを恐れて地域住民や保護者からなんとかしてくれという声が挙がるのを待っているようでは、行政の怠慢だと思います。

学校の良し悪しは、決して人数だけで決められませんが、学校は、子どものためにあるものです。子どものために、より良い教育効果を生み出せる環境を与えることが行政の務めだと思います。

そこで、まず教育長にお尋ねします。昨年から教育委員会ではワーキングチーム、いわゆる作業部会による検討がなされたそうですが、その概要、構成メンバー、目的について。あわせて、そのまとめなり結果が出ているなら、今後どのような過程を踏まえて、どうされるか、そのスケジュール等があればお答えください。

続いて、町長にお尋ねしますが、本町では、最も近い小学校の統廃合が旧佐用町時代に利神小学校でありました。当時、町長は、企画振興室長という立場でかかわっておられました。私は、いろいろと、ややこしいこともありましたが、子ども達にとっては、正解だったと思っております。学校がなくなると地域が寂れると、よく言われますが、利神小学校区の活性化と統合について、どのように思われておられるか、その時、今の感想なり教訓があればお答えください。

次に2件目、地域づくり協議会の進捗についてお尋ねします。

昨年より各地域の協議会では地域まちづくり計画の策定が検討をされていますが、21年度中には出揃うのか。協働のまちづくりというコンセプトは、広く隅々まで周知されていると思われませんが、行政と住民の認識には、まだギャップがあるように感じているのは、私だけでしょうか。計画倒れにならないためにも、役員、委員さん以外の人たちにも、途中経過等を説明なり報告する機会を持つべきだと思いますが、いかがでしょうか。

3件目に、農・林・商・工の支援と振興についてであります。

100年に1度と言われる、世界同時不況の中、町独自の支援なり、振興施策には限界があることも承知しておりますが、それぞれの短期、中期、長期にわたる支援なり振興の構想、ビジョンがあればお答えください。

農業では後継者の育成と農地の維持管理について。

林業では森林組合のはたす山林の維持管理の役割について。

商業では商店街の位置づけと零細小売業者の支援について。

工業では土木建築業者等の育成と工場誘致等について。

以上、漠然とした質問で、お答えにくいこともあると思いますが、よろしく願いいたします。

議長（西岡 正君） はい、それでは、町長、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、岡本議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、ご質問最初の少子化時代における学校教育というご質問であります。教育長からの最初のご質問については、私の質問の後に、教育長からお答えをしていただきたいと、答弁の後に質問をお答えをしていただきたいというふうに思います。

それでは、私から最初に、町内の小・中学校の児童生徒は、残念ながら、一貫して減少し学校も小規模化が進んでおります。今後も当分の間この傾向が続いていくことは明らかであります。議員がご指摘のように、学校は児童・生徒の数だけで決められるものではありませんが、将来を見据えて、教育効果があがる教育環境としての学校整備を計画的に進めることは、行政、そしてその責任者である町長の責務というふうに考えております。

そのため、教育委員会に学校教育の課題や方向性、特に学校の適正な規模についての検討をお願いをいたしております。

まず、学校の統合という件について、旧佐用町で取り組みました、平成6年度に完成をしたわけですが、長谷小学校、平福小学校、石井小学校、海内小学校、4校の統合についてでございますが、統合につきましても、本当に様々な問題が発生をし、また多くの皆さんと議論をし、本当に、この統合ということ、事業をする中でですね、地域づくりということ。そのこともですね、改めて、地域の最初に、今後の地域づくりという課題がですね、なり、その取り組みの組織とか、皆さんが、そういうことを一緒に考えていくという、そういうことが生まれた統合であったというふうに思っております。

子ども達にとっての統合について、教育的観点から見れば、早い段階で、子ども達は、統合小学校にもなじんで、多くの友達と広い視野に立ってですね、いろんな学習、また運動もでき、教育において新しい教育環境ができたということで、教育現場からも、そういう良かったという声も聞いておりますし、また、地域の子どもを持つ親の立場から見てもですね、見れば、子ども達の教育環境として統合して新しい学校になって良かったという声を聞かせていただいて、その点については、非常に、私達統合の事業をですね、進めて

きた関係してきたものにとってはですね、良かったなというふうに思っております。

ただ、平成6年から、はや既に10数年が経ちました。当時の、まだ子ども達の減少、少なくなっていくだろうという予想はしていたんですけども、そういう予想、推計を上回って少子化、児童の数が減っております。学校規模の適正化ということを考える上でもですね、こういう将来に亘る、この社会状況というものをですね、やっぱり、もっと十分に検証、考えながら、やっぱり、よく研究をして取り組まなければならないということも、1つの教訓であったというふうに思っております。

それと、先ほども言いましたように、学校というものが、長い地域の歴史の中でですね、子ども達を中心に、いろんな地域の中心として、いろんな地域活動の拠点でありました。そういうものがなくなるということの中でですね、その後、それぞれ残された地域、学校がなくなった後、どうするかということ、このことを一緒に、地域の皆さんと一緒に考えたということ。このことが利神小学校の統合する、した上での成果、逆に新しい成果として生まれたのではないかなというふうに思っております。

そういう皆さんが一緒になって考えていただいた中でですね、石井地域にも、地域のリフレッシュビレッジ石井というようなですね組織をつくり、跡地に、ああいう宿泊施設等もつくり、その運営を地域の皆さんが、主体的にかかわって運営をしていく、そういう体制もできましたし、平福におきましては、福祉施設を誘致し、また福祉サービスの拠点としてですね、その学校を活用し、地域の、今、そういう福祉事業の拠点として、今、活用できているということでありまして、海内におきましても若杉館を建設し、また地域の皆さんが、これも、やはり、その運営経営に主体的にかかわっていただいている。まあ、そういう、運動なり地域の皆さんの取り組みというものが、学校がなくなった後、新たな1つの地域の活力にはなったことは間違いないと思います。

ただ、その10数年経ってですね、中々実際に子どもが増えないと。地域から人が減っていくという現実、現実として、非常に、厳しいものがございます。ただ、これは、学校があったと、存続し統合していなかったとしてもですね、もっと地域の状況というのは、更に厳しいものになっていたのではないかなという思いもしているところであります。

その次の質問でございますが、地域づくり協議会の進捗ということについて質問でございます。

協働のまちづくりは、少子高齢化、過疎化が進み、地域の連帯感が希薄化しつつある中、住民と行政、また住民同士がお互いに協力しながら自立した地域づくりを進めていこうとするものであります。概ね小学校区を単位として設立された13の協議会は、18年に設立され今年で3年目を迎えますが、設立当初は、全く何もない状況で住民同士の交流や人の輪づくりに力が注がれて参りました。最近では、安全・安心の地域づくりに向けた防災訓練事業や防犯研修会の開催、清流千種川の保全活動、地域に眠る、地域の宝物の発掘と、それらを守り育てる活動、高齢者などの生活の足である地域交通問題への取り組み、暮らしの課題把握に向けたワークショップの開催など、地域の人たちの参画を得て、様々な分野で特色ある活動が展開をされつつあります。

まず、各協議会の地域まちづくり計画が来年度でき上がるのかということのご質問でございますが、地域での課題や将来像を明確にするため、地域まちづくり計画の策定に、現在、取り組んでいただいております。策定にあたっては、アンケート調査を実施するなど地域住民の意向や考え方が反映された計画書で21年度中の策定を目標に取り組みを進めていただいておりますが、策定の経緯において地域を見つめ直したり、合意を形成したりする取り組みが、地域づくりの営みでもあります。

今の段階で、全ての協議会において来年度に計画書ができ上がるということについては、申し上げることはできませんが、それぞれの協議会の活動を支援するために職員も一緒に

加わっており、引き続き住民の皆さんと目標に向かった取り組みを進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、協働のまちづくりの周知や経過説明の機会をとのことでございますが、まちづくりにつきましては、多くの住民の皆さんに参画をいただいて、共に住みよい地域づくりを進めることを目指しております。そのため、各協議会では、地域づくりの意義や取り組みの状況、行事をはじめとするお知らせ事項など、多くの住民に周知や理解・協力を得るため、定期的にセンター報などを発刊して、その都度、取り組みの経過報告や地域の課題・情報の共有に努めていただいております。

また、自治会長さんやまちづくり活動推進員をはじめ、関係の皆様を対象に研修会の開催や町広報では、共生の郷づくりのページも設けて、毎回各協議会の行事や取り組み状況を掲載し、意識啓発に努めております。

昨年12月に発行の町広報は12ページにわたり「古里の暮らしを守る」と題してまちづくりについての特集を行い、町の現状や課題、地域づくり協議会の目指すべき方向について示唆をしたところであります。

以上、申し上げましたように、それぞれの協議会において、会長・センター長を中心に地域の住民の皆様のご理解や協力を得て1歩1歩ではありますが、着実な取り組みがなされております。

最後に、農・林・商・工の支援と振興についてのご質問でございますが、農業につきましては、農業従事者の高齢化・農業経営の低迷により、後継者・遊休農地対策が、現在、最大の課題となっております。世界不況で企業の経営不振・倒産による会社員等の解雇などが報道されており、一次産業への転職なども希望されていることが、言われております。佐用町では、農業参入に企業からの問い合わせは、今のところございませんが、今後の後継者対策として、認定農業者の育成と、これからは集落での営農組織を結成・育成していくことが、まず重要であるというふうに考えております。

農地の維持管理につきましても、地域の取り組みが必要になってきており、昨年からは農地・水環境保全向上対策事業や中山間地域等直接支払い制度で管理をしていただいておりますが、現在、国において食料・農業・農村基本計画の改定を目指して、政策の見直しが平成21年度にされますので、補助事業もいろいろと変更されることを予想しており、町としても、国の方針を十分に見ながら、よく研究し、農業振興を図っていきたいというふうに思います。

林業についてでございますが、森林の有する国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全、地球温暖化の防止等の多目的機能の持続的発揮は、国民の生活及び国民経済の安定に欠くことのできないものでございます。森林組合は、森林の有する多面的機能を持続していくためにも地方公共団体との連携、森林所有者等に対する施業の働きかけ、他の森林組合、林業・木材産業等の事業者と連携をして、適切な森林整備と木材の大量かつ安定的な生産の推進のために、施業等の集約化や低コスト生産に取り組むものでありますので、町としても、森林組合と連携を図り、林務行政も推進をしてまいらなければなりません。

次に、商店街の位置づけと零細小売業者への支援ということについてでございますが、町内商業の活性化は、町全体の活力、活性化に大きな影響があり、重要な施策でございます。零細小売業者への支援につきましては、町内の小売業は、人口減や高齢化、大規模小売店舗の進出による影響が非常に大きく、大きな経営的な経営問題になっている中、これに追い打ちをかけるように不況の波が本町にも押し寄せて、非常に大変苦しい状況になっているというふうに思っております。

今回、緊急の経済対策として、町民の暮らしの応援と個人消費の拡大による町内商業等の支援のため、プレミアム付商品券を商工会と協力して発行し、地域の活性化と商業の支

援、小売業の支援を図ろうということで努力をしているところでございます。この事業の効果をもっと大きくするためにも、第2弾も実施すべく、今回の来年度の予算化もお願いをしているところでございます。

中長期的には、地域に密着した商業サービスの充実、各種販売促進イベントの開催、ホルモンうどんなどのような名物づくりや賑わいづくりを推進し、商工会等との連携により各種イベント支援や商品開発の支援を図りたいというふうに思います。また、交流人口を増やすための観光事業についても力を入れて、商店街等が賑わいや魅力を取り戻せるような、諸施策を講じなければならないというふうにも考えます。

次に、土木建築業等の育成と工場誘致ということでございますが、本町におきましても土木、建築業においても大変厳しい状況に置かれておりますので、先の補正予算でも公共事業等を前倒しで執行するなど、できる限りの事業予算を組み、対応してきたところでございます。元々町の予算規模というのは、やはり、全体的に総額が小さいものであります。国・県における公共事業の大幅な削減ということが続いている中で、事業をされている方々におかれましては、今後の経営も、その点を考慮しながら考えていただく必要があるというふうに思っておりますが、やはり、土木、建築業というのも、地域にとって、どうしてもなくてはならない必要な事業でございます。そういう、事業者を、やっばし育成し、また、健全な経営がなされるように町としても、できる限りの努力はしてまいりたいというふうに考えております。

また、企業誘致につきましては一昨年、企業立地法に基づく企業立地計画を、たつの市・上郡町との3市町で作成して、国の同意を受け佐用町全域が集積区域に指定をされております。これに併せて町条例の優遇制度を改正し、また町内の未利用地情報を収集するなどして企業誘致に努めておりますが、本年度におきましては、三日月地区に1社誘致することが決定しております。

今後も失業対策と雇用の拡大の支援を行うために、民間事業者との連携を図るとともに播磨科学公園都市との連携のもと、できるだけ優良な企業の誘致に努めなければならないというふうに考えているところでございます。

以上、この場での私の答弁とさせていただきます。残っている分につきましては、教育長の方からお答えをさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（西岡 正君）                      それでは、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君）                      それでは、町長に引き続きまして、ご質問にお答えさせていただきます。

その前に先般4中学校の卒業式が無事終わりましたことを、いろいろご心配かけましたけれども、どうもありがとうございました。

それでは、お答えします。

教育委員会では、平成20年4月に、小・中学校長、それから教頭含めて5名、役場関係課3名及び教育委員会の両課長2名の計10名で構成する、佐用町立学校適正規模検討作業部会を設置しました。目的は、児童・生徒の減少傾向が強まる中で、子ども達にとってより良い教育環境の計画作りをすすめる初期段階として、現状や今後の課題を整理することと資料の収集、今後の進め方等について協議し、まとめることとしたわけです。

1月に作業部会としての報告書をまとめておりますが、今後は関係機関、関係者、まあ保護者や地域住民と情報を共有し幅広い視点での議論を重ねて、長期展望にたった佐用町全体の計画作りが必要になってくると考えているところです。

以上で、終わります。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13 番（岡本安夫君） 最初の方から、今、教育長お答えしていただいたんですけども、いろんな初期段階の資料の収集をしてまとめたと。それによって、いろんな関係者等に情報を提供しながら、将来的なあれを考えていくんだということなんですけれども、そういう中ですね、その今ですね、5年先ぐらいまでの、おそらく、その小学校の数とか、そういうのが予測、当然、そういう資料収集されていると思うんですけども、どこか、参考のために2、3例を挙げて言ってもらえませんか。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 現状から5年先、26年というふうに行くわけですけども、今のところ、ちょっと中は抜かせていただいて、平成25年度の推計です。平成25年度の推計につきましては、小学校が10校で222名。現在は、1,017名ですので、約200近い生徒が減になります。

中学校ですけども、中学校につきましては、平成25年では、473名で、現在は574人ですので、ほぼ100名の減と。合わせて小中25年度につきましては、1,295人というように推計しています。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13 番（岡本安夫君） 特に、極端にこう減っているような地域とか校区とかありますか。そういう中で。ここ、今年度に比較して結構ですけども。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 全体的に減少していますが、特に、減少率が激しいのは久崎小学校です。平成20年度で、今、100名おりますけども、5年後25年度には、推計では60名と、40名の減と。一番大きいのは久崎小学校です。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13 番（岡本安夫君） こういう話をすると、とにかく人数が減ったら即統合ということなんですけれども、本当にこう学校の統廃合という問題、非常にこうデリケートな問題なんです。当然もう一番大事なのは、いわゆる住民合意の形成なんです。そういう過程を一步間違っていると、いろんな紛争おこったりするというようなことで、今のあれですと、一応、まと

めているものについて、その関係者、保護者等に情報を共有して一緒に考えていくということなんですけども、関係者というのは、保護者だけじゃなく、今ですね、いわゆる地域づくり協議会、これ小学校区ごとにありますよね。当然、その中でも投げかけていくとか、あるいは情報提供していくと。地域づくりと共に考えていく、そういうふうな方針ですかね、そこで、いろいろと考えていく、そういうことが大切なんじゃないかなと思いますけど、いかがですか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 当然、この地域づくり協議会というのは、地域の本当に幅広い全ての問題についてね、地域の皆さんと一緒に、それぞれいろんな立場から意見を出しながら、いい方向を出していただければ、考えていただく組織です。

特に、先ほど、石黒議員の質問じゃないですけども、本当に、いろんな活動、地域づくりというのは、本当に人づくりということ。人づくりは地域づくりだということをよく言われます。そういう中で、当然、今地域の中で限界集落と言われるようなですね、その集落自治とか、そういう地域の活動のことも、地域づくり、そういう中で皆がお互いに、やっぱりどうしていくかということを考えて、協力していただかなきゃいけませんし、地域の課題として子ども達を育てていく環境、本当にしっかりと子どもを育てる、育成していくためには、どうあるべきかということ、まず、子どもの育成ということ、まず第一に置いたね、議論をまずしていただくということ、こういう取り組みも、地域づくりの、これからの協会でのね、大きなテーマであり課題ではないかなというふうに、私も思っております。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13番（岡本安夫君） また、そのどうやるかというあれをはっきりしない中でですね、私もですね、小学校の統合の中の、いろいろ議論に加わった中の経験なんですけども、いわゆる適正規模と、小規模、それぞれのメリット、デメリット何かとか、まあ、教育論なんか、教育論と言ったらいいんですかね、そういう議論なんかするわけなんですけども、利神小学校の統合については、先ほど、町長のお答えのように、まさか、これほど、急に半分になるとは思いませんでしたけども、実際、統合した当時の規模とか、そういうのを見て、そのまま、あれが維持できるんだったらいいなというふうに思ったんですけども、予想以上に減っている中で、また、これあの時の時代と、またいろんな考え方、少しずつ変わってきているような傾向もあるんじゃないですかと思う。その、学校のあり方みたいなのがね、その、ほんまにこう、おそらく全国的に、ドンドン、ドンドン、こう子どもが減っていったら、もう最後に学校がもう、1町だけでも、1市だけでも維持できんような形になっていったら、学校だけこう、ポツンとなるようなこともあるんですか。そういうことを話したら、いつまで経っても話が終わらないわけなんですけども、当然まあ、そういう中でですね、今、どっちに結論出すかという中で、ある面では、その今の小規模のまま、今もう大規模の学校というのは、佐用の中にはないんですけども、全て小規模なんですけども。そのまま残しておくという中で、その小規模のデメリットを克服するような考え方というのも、いろんな所であるみたいなんです。

例えば、絶対もう一緒になれないような離島とか、ものすごいこう、距離があって、中々

こう通学に無理というようなこともあるんですけども、おそらく佐用町ぐらいであれば極端に言えば、その1校、どこかに1つ佐用高校みたいにあっても、いろんな、今の交通手段ないし、なんかから言うたら、通学の範囲というのは可能じゃないかと思います。

また、今、県立の中学校ができたように、そこへも結構町内から行くぐらいで、あんまにこう通学のことを言うあれはないんですけども、この話し方と持って行き方、こう非常に慎重に持っていかないとね、これ、政治紛争ですか、そういうことになるわけです。

いろんな例で、例えば、審議会なんかを先に立ち上げてね、ある程度、2, 3年こう、将来の教育のあり方とか、例えば佐用町の理想の教育なんていうような形のあれを立ち上げて、それでこう2, 3年検討して、その結論、答申に基づいてやっていくような方向があるんですけども、そういう、その次の段階のね、そういうことは、未だ考えておられないんですかね。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） そのへんのことも含めてですね、また町長、町行政の方と進め方につきましては、煮詰めていきたい、このように考えているところです。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13 番（岡本安夫君） これまあ、ちょっと余分な話なんですけども、その、昔からこう学校のことになると、孟母三遷とかね、あるいはその、国ですと、その、小泉さんが、米百俵いう話をする。何よりも学校なり教育には、人づくり、国づくりにおいても優先されるものだというような考え方が、いろんな本なんかでありますけども、ずっと前なんですけどね、直接これとは関係ないんですけど、アルビン・トフラーという、これ第三の波という本を、もう30年ぐらい前かな、読まれた方があると思いますけども、その中にね、教育の中に隠されたカリキュラムというのがありましてね、かつて産業革命以来、効率化というのを、いろんなこう世界がやってきた中で、何のために教育するんならということは、国語、算数、理科、社会、いろいろあるんですけどね、まず1つね、8時間辛抱できることを（聴取不能）8時間労働で。それと、その読み書きがしっかりできて、一々、人に教ええでも、何々作業しなさいとポツあったら、皆見て分かるように、いわゆる産業の効率化を良くするために、いわゆるその、労働者を育成するのが裏のカリキュラムだというような話でね、その当時から、いろいろとこう登校拒否とかいろんな問題があって、その子らは、いろんな問題あるんですけども、実は今やっている学校教育というのは、自分らの将来にとって役に立たんだろうというようなところを直感的に感じて、もう学校に魅力がなくなってくるんだというような話が、そういう本があって、その人は、いわゆる21世紀には、そのIT社会、まあ、言えばコンピューターが中心の社会になろうということを、子どもに早く、そのコンピューターの理解力を学校で教えるというようなことを30年ぐらい前から提唱された方なんです。その中で、どうなんだろう、ほんまにこう学校というのは、今の形がいつまでも続くものなのかどうか、ちょっと漠然たる話で、教育長は続く

だろうとおっしゃるんですけど、抽象的な話なんですけども、それについて、ちょっと。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） どのように答えたらいいのか、ちょっと、難しいんですが、確かに、岡本議員言われてますようにですね、8時間辛抱できるとか、少なくとも、1時間、中学校だったら50分の授業の中で、せめて30分から35分ぐらいは集中して取り組めるとか、そういうことは非常に大事なことやと、私も思っております。

で、また、もう1つは、今勉強しようことが役に立つんかいと、最近の子どもは、あまり、そういうこと聞きませんね。中学生でもね。20年前ぐらい、教員している時は、先生、国語の授業して何が役に立つんとか、そういうことよう聞いてましたね。

だから、やっぱり、親も教師もですね、今やっていることが何に役に立つんやということを、しっかり説明言うたらおかしいですけども、例えば、買い物に行ったら、どういう計算すると。足し算引き算が分かれば、方程式なんか分からなくても、物が買えるわけですよ。しかし、なぜ、そういう方程式やとか図形の問題とかするんか、やっぱり漠然とした言い方ですけど、物の見方考え方を、そこで学んでおると。そういうことを、やっぱりきっちり教えてやる、そういうことが非常に大事だと思うんです。

で、中学校だけでは、それは理解できなくとも、後、高校やとか大学、また一般社会になってからですね、そういうことがじっくりと理解できると。私は、そのように考えております。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13番（岡本安夫君） 今の教育論については、教育長の方が専門家なんでね、私が聞いてもどうのこうの、釈迦に説法ということでね、あれなんですけども、とにかく、言いたいのは、教育長の任期いつまででしたかね。

教育長（勝山 剛君） 私ですか。

13番（岡本安夫君） はい。

議長（西岡 正君） はい。

教育長（勝山 剛君） 12月26日。

13番（岡本安夫君） このですかいな。

教育長（勝山 剛君） はい、そうです。（聴取不能）だろうと。

13番（岡本安夫君） これ、どうなんです、方向性ははっきり出すように、12月は、だいたい何ヵ月ですか、8ヵ月か、8ヵ月じゃ無理だろうな。

教育委員会としての方向性ですから、別に教育長だけが出すわけじゃないんですけどね、それこそ、その半年、長いと言えば長いし、短いと言えば短いんですけども、そこで本当

にこう、しっかりとした段取りを組んでいく言うんですかね。そういう本当にか、決  
い  
うんですかね、それで、こうやっていただきたいなと思うんですけども。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 先ほども申しましたように、今、作業部会で、ある程度の資料とか  
問題点を整理したところですので、教育委員会はもとより、町長部局の方との調整もしな  
がらですね、方向性を出していきたい、このように考えているところです。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13 番（岡本安夫君） そうですね、例えば、その幕山小学校ね、今、少ないですけども、  
ここ 4、5 年先、また増えますよね。それは、おそらく、住宅なりが建てられて、それ  
によって、若い人が住んで、また、そういうことで、ちょっと子どもが増えたというよ  
うなことがあるんですけども、どうなんですか、どっかで減っているんだから仕方ない  
じゃなくて、何とか、こう若い人達を増やせるようなこともね、一方では、それ当然  
限界があるんですけども、やはりこう、考えていく必要もあるんじゃないかと思うん  
ですけども、そのあたりについて。

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 岡本議員、おっしゃるように、やっぱり今までも少子化対策  
の中  
です  
ね、やっぱり、1 人でも、流出しない。やっぱり、そういうことも前提として考  
え  
て  
い  
く  
必  
要  
が  
あ  
る  
ん  
じ  
ゃ  
な  
い  
か  
な  
と、私は、そのように思いますし、また、先ほど、石黒議員の質問の中にも  
あ  
り  
ま  
し  
た  
け  
れ  
ど  
も、やっぱり親子の関係とか、家族関係ですね、やっ  
ぱ  
り、段々こう希薄になってきて、一緒に住むのが嫌だとか、そういうことだけ  
で、  
や  
っ  
ぱ  
り  
自  
分  
の  
ふ  
る  
さ  
と  
を  
離  
れ  
て  
い  
っ  
て  
い  
る  
人  
も、私はなきにもあらずだと、そのように考  
え  
て  
い  
る  
と  
こ  
ろ  
で  
す。

地域づくり協議会等で地域の活性化、更には、それぞれの家庭の、近隣がです  
ね、今  
ま  
で  
以  
上  
に  
協  
力  
し  
て、やっぱり住み良い町づくり言うか、やっぱり佐用はいいなという、  
そ  
う  
い  
う  
や  
っ  
ぱ  
り  
意  
識  
を  
大  
人  
も  
子  
ど  
も  
も、やっぱりしっかり持てる、そういう日々  
の  
生  
活  
言  
う  
か、これは非常に大事な、中々難しいことなんですけども、やっぱり、そ  
う  
い  
う  
意  
識  
を、  
一  
人  
一  
人  
が  
持  
つ  
い  
う  
こ  
と  
は、やっぱり非常に大事ではないかなと、そのように考  
え  
て  
お  
り  
ま  
す。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13 番（岡本安夫君） これまあ、ここでいくら話しても結論出ないんですけども、ま  
あ、  
ひ  
と  
つ  
地  
域  
づ  
く  
り  
会  
の  
中  
で  
の、地域づくり協議会の中でもね、テーマの 1 つとして、本  
当  
に  
皆  
で  
考  
え  
て  
い  
く  
と、議論をしていただくというふうに進めていっていただきたい  
な  
と  
思  
い  
ま  
す。これについては、こちらでおきます。

地域づくり協議会、まちづくり計画、その計画だけを作るだけじゃなくって、そのことによって、いろんな人が寄って話し合うということが大事なんだと。確かにそうだろうと思います。

一昨日ですね、土曜日、元気な地域づくり研修会がありました。そこで、かなり私もインパクトを受けたわけなんですけどね、その中でですね、アンケートによって、それで、アンケートを基に、その地域づくり計画、当然、いろんな課題を見つけてやっていく中ですね、そのアンケートよりむしろ、その悉皆調査、ちょっと聞きなれない言葉なんですけどね、一人一人にこう、皆に、1戸に1人じゃなくてね、いろんな人を面談しながら、こう話して、本当のこう、実情言うんですか、そういうのを把握していくんだ。非常に時間が掛かると。ええ天気やないところから始まって、何か、その玄関入らせてもらうに30分掛かって、そこから、このおばちゃん年金何ぼもらいよってんいう話からしていくんだという、そうしないと、本当にこう計画というのができないんですよというようなこと。

それから、その、いわゆる協議会を、1つの新たなおおやけ言うんですか、そういう言い方ですね、そこにこう、いろんなこう、今の役場の事務委託なんか受けながら経営をしたらとか、後、ソーシャルビジネス言うんですか、コミュニティビジネス言うんですか、そういうのを起業したりというようなことで、いろんなこう、あれがあったわけなんですけども、また、これ、このままだけでなく、地域づくり計画というのが、いろんなところで、こうあれしながら、本当にこう何か、どっかのひな型を見ながらパッと作るんじゃないとね、本当にそれぞれの地域に合った、ある面、こう実現性のある、実行のあるものに作っていただきたい。今年度中、できることから、していくような感じでね、あんまにこう急がないでやっていかれたらなと思いますけども。

その周知の方法なんですけども、いろいろと、確かに、その広報の12月号でもありますし、いろんな地域づくりだより言うんですか、各地域づくり協議会のあれで、いろんな活動なりは報告はされているんですけども、実際内容見ると、いろんなイベントなり行事をしたというようなことが、ほとんどなんです。そういうことで、本当に中でされていること、あるいは、町と、行政と一緒にこんなことしていくんだというようなことが、中々分かってもらってないんじゃないかと。何かこう役員さん任せというような感じなんですけども、町長は、よく地域づくり協議会へ行ってお話しはされてると思うんです。その時は、だいたい役員さんだけというふうな状況多いんじゃないかと思うんですけども、佐用にですね、1回、その例えば、石井の地域づくり協議会あたりだと、その奥海と、それから上石井、青木、あるいは下石井ぐらい、3カ所ぐらいに分けてですね、一緒にこう役員さんと他の人も交えた中で、懇談会になるか説明会になるか分かりませんが、そういうような、もし要請があれば出向いて行かれるというつもりないですかね。もう十分周知されているからいいんだと思われてるんですか。そのあたり。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） 地域づくり協議会の活動と言うんですか、これを何も、きちっと規定したものではないですから、それを、その地域づくり協議会とはこんなもんですよ、こんなもんですよということをね、それを、そのことを主体に周知していくことを目的の話は必要ないかなというように思います。それは、地域の皆さんが、活動しながら、そこで

自然と自分達の当面問題になること、必要なことを課題を出して来てお話をさせていただければいいわけであって、まあ、そりゃ確かに、地域づくり協議会、お話に行っても、それは、当然、そこに活動員さん、センター長や、いろいろと、それのお世話いただく人ばかりになります。ただ、これ自体もね、今までなかったわけですよ。ですから、今までは、当然、その自治会長さんを中心にとということで、一応、そういう集落、地域へのいろんな町との連携、話し合いというのは、そういう形だった。それが、もう1つの、そこに、それぞれの地域の中で、いろんな分野で代表する人たちが参加していただいて、幅広い中での参加ということでね、今、話して、あれをしたり、また、その皆さんの協力によって、イベントなり行事ができていたりしていることが1つの段階だと思うんですよ。だから、それを早急にですね、まだ、そんなことばっかしだと言ってしまってたんでは、それも終わってしまうんであって、まあ、今の地域づくり協議会から発行している広報においても、確かに、今やっている内容は、地域でのウォーキングをしたり、グラウンドゴルフをやったり、子ども達と一緒に、そういう子どもとお年寄りなんかの交流会をしたり、そういうことであっても、私はいいと思うんですよ。だから、それで、皆さんが、やっばしただそこで、そこから、次の段階としての、今先ほど言いましたように、いろんな地域の課題を話し合う場を作っているわけですから、だから、未だ、そういうお話について、行政とね、というのが、こういう場を作ってくれということで、それは、私の方からも行かせてもらいますし、地域によっては、そういう形で要請があれば一緒に行って、懇談会のような形でお話をさせていただいたこともありますし、そういうことは、これから、次々と出てくるんじゃないかなと思っております。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。

13 番（岡本安夫君） そうですね、その地域づくり協議会がですね、その今、その各集落で、いろいろと取り組んでいる、その例えば、美しい村づくりとか、それから、農地・水、あるいは中山間とかですね、ほとんどこう、このまちうちを除いてはね、ほとんどやっばり、その農地の管理とか、やっぱり里山、あるいはその周辺の管理というものは、ほとんどの集落で、それは、一番の課題なんですよ。それとこの、あんまりこう、端的に見ますと、農林振興課とまちづくり課というのがね、どのような連携されているのか、あんまり、それが見えないんですけど、どうなんですかね。それは。

議長（西岡 正君） はい、まちづくり課長。

まちづくり課長（前澤敏美君） 確かに、今議員おっしゃいますように、農林関係では、その事業に則りましての協議とか、あるいは事業策定とかというようなことになってまいりますが、私どもとしては、もっと地域づくり協議会というのは、もっと農林商工あるいは福祉、建設、いろんな分野を含んだ部分でございまして、範囲は非常に広うございます。

ただ、現在、農林・商工と連携等をいたしまして取り組んでおりますのは、県の事業の小規模元気集落作戦という事業等もあるわけでございますけれども、これも、農林・商工と連携をいたしましてですね、県のモデル事業として採択をいただいて、共に取り組みを進めておるといった状況でございます。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君）

岡本安夫君。

13 番（岡本安夫君）

あのですね、地域づくり協議会について、これでいいです。

林業のあれについてなんですけどね、これテレビの話、僕らもようテレビの話するんですけども、森林の再生ということで、先月だったかな、先々月だったかな、NHKで、たまたま同じ週に2回続けてやったんです。そこでやっぱりその、一番大事な、これ、作業道じゃなしに林道だということで、たまたまあれだったんやけど、大阪のあれ、大阪に千早村いうてあるんかな。あれ。何か、あそこに村あるらしいです。その、かなり年取ったおじいさんが、今の道の付け方いうたらおかしいということでね、その人は、55年ぐらい前から道作っとんやけど、道を付ける、この道の筋があるんじやと。何か、僕も分からんけども、そこへ作ったら崩れんのじやというようなこと。

あるいは、それから、京都のある森林組合の参事の方がね、やっぱり、その人も、今の作業道も、架線、線で出したりするのは、あれだと、とにかく機械が入って、こう出さんと、作業効率が悪いということで、やっぱり、それにもやっぱり道だというようなことなんですけども、佐用町の場合、いわゆる作業道については、あれ、今年の予算にも拳がっているんですけども、言えば、補正でも対応するということなんですけど、そこで、言われたんが、本当にこう、大事な道を、道が必要なんだけれども、やっぱりいろんな予算づけの裏づけがないと、中々、それでしんどいんやというようなことなんですけども、ひとつ、これどうですかね、何か、もういっぺん、補助メニューを考え直してですね、この森林を大切にしたい、あるいは、（聴取不能）町長、十分ご存知だと思うんですけど、とにかく間伐なり、何かする時は、どうしても道も一緒にこう付けていって、後、今まあ切り捨てがほとんどなんです。だと思えますけどね、出せるような形、入っていくような形。

それからですね、16年災害で、いろんなこう山道というのが、崩れたままになっているんですけども、それ何とかしてくれと言っても、それは補助メニューないということで、かなり放ったらかしているところあるんじゃないかと思うんですけどね、今の、その作業道については、新設だけなんですけども、やっぱり、そういう改修とか、そういうのにも、使えるような、柔軟な対応していきながら、やっぱり、林業は大事なものだと言いながら、これ補助金なしで切り捨てばっかりしておってもあかん。やっぱり、いい材料を供給していくというのは、これして、山主ももうける、あるいは、それ作業を請け負う森林組合も、もうけんと、これいつまでも続きませんね。そういうことで、佐用町の山、これ一番大事な財産の1つなんだというようなことで、本当に、作業道付けながらのなんか林業の再生ということも考えられたらどうですか。特にまあ、土木業者なんか新たな公共事業の1つとしてね、今、中々国や県のあれがないんですけども、土木業者に、そういう作業等なって、林業へ参加してもらおうような形のね、公共事業と言っていいんですかね、そういうようなことも考えていかれたらどうなんですか。

議長（西岡 正君）

はい、農林振興課長。

農林振興課長（大久保八郎君）

基盤整備の林道、作業道についてですけども、町の、町単でも補助事業はあります。基本的に農林業につきましても、個人負担なり地元負担の関係があるわけなんですけども、特に、林業の場合ですね、やっぱり、その生産性が合わないということで、中々まあ関係者の同意が取れないというのが実態であります。

18年に集落からの課題事項等をもってですね、要望がありました地域についても、前に、ちょっと話を地元の役員さんと話ししたんですけども、ちょっと待つて欲しいと、

やっぱり同意が取れないということがありました。

それと、災害等でですね、作業道傷んだ件については、16年災害の要望力所についてはですね、一部補助しようということで、取り組んでおりました。しかし、それも町単災害ということで、地元負担の、7割が町の補助という出し方を考えておったんですけれども、やはり地元の方での同意がまとまらなんだ地域がありまして、出た力所は少ないというふうに思っております。

今、言われるようにですね、間伐作業道、今CO<sub>2</sub>の関係で間伐面積が、上から、国の方からも増えてきておりますけども、そういった体制で、理想はですね、森林組合が重機を持って道を広げてですね、間伐がしやすいような体制をやっていただくというのが一番理想かと思えます。

直接県の方からも、そういった基盤整備の補助金も出る仕組みもありますので、そういった活用ができる森林組合であればなというふうには思っております。

町の方も、その地元の体制ができればですね、補正予算等で予算をお願いしていくわけなんですけど、現在のところ、その要望としてはですね、非常にまとまった地域が、今現在ないというのは、やはり負担の問題であるというふうに、私はちょっと思っております。

議員、言われるように、やはり、山については、道は、当然整備していかなければ、施業も中々遅れていくということでございます。また、せっかく植えた木がですね、それを出荷できないような状況というのは、やっぱり人件費に食われてしまってですね、赤字になるということでは出せないというのが現状と思っておりますので、これにつきましても、大きな問題であるというふうには思っております。

〔岡本安君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本安夫君。後、3分です。

13番（岡本安夫君） 30分で、ちょっと終わるつもりだったんですけど、ちょっと無茶苦茶長くなったな。これ。

やっぱり、負担がネックだということは、もう承知なんですよ。そのあたり何か、一歩進んでできないかなと。いかがです。

これも一昨日の話なんですけども、県や町には金がないけども、国は何ぼでもあるんじゃないかって言いよったった、そういうあれを、もっと職員を研究させるんですよ。ねっ、町長さん言うて言いよったったんですけども、僕らも、その石堂先生に聞いたらね、いや県にも結構あるんよと。あんまり負担の掛からないあれはと。例えば、緑税ですか、あれを利用したあれとか、何か知らんんですけどね、それこそ、新田議員が、いろんな補助メニューが中々複雑であれなんですけどというようなことで、やっぱり県の負担分に、更に町がプラスアルファして、何か、そういうようなことを本格的にね、町のほんまに将来的な1つの戦略としてね、作業道付けていくというようなことを、いっぺん考えられたらどうですかね。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵道典章君） まあ、そういう今ね、森林管理について、昔と比べれば、本当にたくさんですね、いろんな補助メニュー、また管理をするための公的な支援制度ができてます。でも、それで、なお且つ今のような状態というのは、ここは、やっぱり、その森林に対してですね、思いというものが、今、一旦もう薄れてしまっていると。そのへん、ど

ちらが先かということなんですけれども、いくら道を付けてもね、やはり、それはずっと管理をしたり使っていないと、直ぐに山の道はつぶれてしまいます。

今度、宍粟に木材センターができて、それに対してね、やっぱり年間いくらぐらい供給していくと、それぐらいな山を、どこの山を、どれだけやっぱり管理して、供給して、それによって、山を育てた山主の方にも、これぐらいな、やっぱりお金がですね、何とか少し入って来ますよというようなですね、そういう仕組みを、やっぱり作っていないと、皆さんの関心というものがね、生まれてこないのかなと思います。今は、全く関心がないという状況の中で、いくら制度があっても、中々それに乗って来ないというのが、現状というのが、一番ネックですね。今は。

13 番（岡本安夫君） はい。

議長（西岡 正君） 時間が参りました。これで、岡本安夫君の発言は終わりました。続いて、20 番、吉井秀美君の質問を許可いたします。

〔20 番 吉井秀美君 登壇〕

20 番（吉井秀美君） 20 番、日本共産党の吉井秀美でございます。これより、3 点の質問をいたします。

まず、給食センターの一本化、給食費の値上げ問題、地産地消の給食などの課題について質問をします。

1 つ目に、給食センターの建設を平成 21 年度にするということについて、用地を当初大田井のハイムゾネのところを求めるという報告があり、その後、所有者の理解が得られないということからセンターひまわりの駐車場に決定したことを 13 日の 20 年度補正予算審議の中で答えられました。その審議の中で、私どもの考えは、述べておりますが、問題は通告書に書いているとおり、2 つ目の給食センターの一本化を町民的議論抜きで進めていないかという点です。町の行財政改革実施計画のとおり進めていると説明されますが、町民が、この計画を認めているとは言い難く十分な説明の上で町民の意思を問うことが必要です。これから、町民が検討する時間を保証することを求めます。

3 つ目に来年度から給食費を値上げするとの報告がありました。1 ヶ月の値上げ幅がセンター方式で約 200 円。自校方式で 100 円となっておりますが、この値上げ分を全額町費で賄うとすれば、いくらになりますか。20 年度の調理数をベースにお願いします。

4 つ目に、20 年度ベースで学校給食費の保護者負担総額はいくらになりますか。

5 つ目、100 年に一度の不況と言われ、仕事がなくなり人員削減が、容赦なくやられていますし、会社に残っても夜勤がなくなる。週の半分が休みなので、働いている人の収入が大幅に減少している実態があります。原材料費が上がってきたと言われても、今の時期の値上げは厳しいものがあります。この度は、町費で何とか凌いで、給食費値上げ案を撤回するべきだと考えますが、いかがでしょうか。

6 つ目に、その上で、最近、給食費を無料化する自治体がでてきていることがメディアで紹介されていますけれど、検討されてはいかがでしょう。

7 つ目に、給食費の未払い問題についても、いろいろな意見がありますが、本町の状況はどうでしょうか。

8 つ目に、地元でとれた物を学校給食にというのは、本町でも努力をされているところですが、現在の状況について、各調理場ごとの使用率はいかがでしょうか。町長は、地産地消の給食を進めていくと言われていますが、システムをどのように作っていく考えをも

たれているのか、お尋ねをします。

次に、病気の保育園児や小学校低学年の子どもの保育体制を早期につくるべきという立場で質問をいたします。一般的に病後児保育と言います。

1、2007年3月の一般質問で、町内の医療機関に協力を要請し、病後児の保育実施を求めましたが、町長は、医師会に相談する旨の回答をされました。その後の取り組みはなされていますか。お伺いします。

2、既に実施している自治体は、医療機関に委託する形が多いようです。そこで費用負担が問題になるわけですが、今回のふるさと雇用再生特別交付金を財源にできるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。その方向で進めることはできませんか。見解を伺います。

最後に、子育て支援センターを多様なニーズに応えられるものにするため質問します。

1、佐用保育園と子育て支援センターの建設が始まりました。佐用保育園は、老朽化と園児の増加で改築の要望が高く、また、子育て支援の拠点施設は、隣近所に同年代の人がいない。一緒に遊べる子どもがいない。子育てに不安を感じている。このような問題を解消するために、待たれていた施設と言えます。広報2月号で、2ページに亘って紹介していますが、支援センターの果たすべき役割をどのように考えられていますか。

2、議会に配布された資料には、センターに保健師、保育士、栄養士などの専門職を配置するとしていますが、育児ノイローゼや発達障害など多様な問題がある時代ですから、それらに対応できなければなりません。どのような体制を作るのかお尋ねをします。

3、また、保育園の送迎や保護者が仕事から帰宅するまでの間など、子どもを見てくれる人が必要な人へのファミリーサポート事業にも取り組むようですが、その受託者づくりなど体制づくりは、どのように進められていますか、お尋ねします。

以上で、この場での質問を終わります。

議長（西岡 正君）            それでは、答弁願います。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君）            それでは、吉井議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、給食センターの用地についてのご質問でございますが、用地の選定に当たりましては、施設整備のための必要面積を確保できることが前提条件でございますが、給食調理から食べるまでにかかる時間をできるだけ少なくすることも重要な要因になるために、町内15の小・中学校の位置を考慮し、配送を効率化できる視点で選定をしたところであります。

次に給食センターの一本化についてでございますが、給食センターの建設は、平成17年度の合併時の合併特例債充当事業として計画されていたもので、合併後、教育委員会の担当課で検討を続けておりました。現状の単独調理場と各既設センターは、給食施設開設年度以降、ほとんどの所が改修をしておりますが、どこも設備や備品の老朽化で、機器の修繕に追われているのが現状の中で、より安全で安定した給食を子ども達に提供する施設整備は、行政の責任と考えております。今後、町の方針や計画をもとに保護者をはじめ給食関係者にご説明をさせていただいて、理解を求めていきたいと考えております。

次に、給食費についてでございますが、学校給食費の改定は、各運営協議会で協議をさせていただき、給食材料の費用の現状と現場の対応状況を説明し、ご理解を得て、進めているものでございます。改定による収入増は、平成20年度生徒数で計算をいたしますと、401万6,600円という計算になります。

次に、給食費の保護者負担の総額は、行事等の欠食による払い戻しが一部ございますが、20年度の児童生徒数で計算いたしますと、町全体で年間7,638万円となります。

次に、給食費の補助及び無料化ということについてでございますが、学校給食法では、学校給食における運営経費は設置者つまり町の負担、食材費は保護者の負担と定められていることは議員もご承知のことと存じます。これまでも何度か給食費の改定をしておりますが、今回も保護者の理解を得ての改定で、これまでどおり学校給食法の規定に沿って対応をいたします。そのため、当然町費の補助及び無料化ということについては、考えておりません。

次に、給食費の遅延、また未納の状況でございますが、口座振替で引き落としができなかった場合など、どの会計でも遅延のケースはございますが、ほとんど年度内に納付をいただいております。現時点で、4カ月以上に亘り未納なのは、1センター、3世帯で11万7,200円ということになっております。

次に、地産地消の給食についてということについてお答えをさせていただきます。学校給食の食材は、年間を通じて、一定量の確保が必要になります。このことは、生産者の年間を通じた価格補償や年間計画に基づく生産調整を可能にするわけでありませんが、実際には、品質管理や流通ルート等、様々な課題がありますが、今後関係者と協議し、その納入システムを構築したいというふうに考えています。現状では、どの調理場においても、ひまわりドレッシングやもち大豆豆腐、こんにゃくラーメンなど佐用町の味めぐり給食など、工夫をして地域の特産物を取り入れたり、野菜の使用等にも努めている現状でございます。生野菜類については、南光給食センターと三日月給食センターが約5割から6割を地元から仕入れており、佐用給食センターと上月調理場は地元商店からの仕入れとなっております。

続いての問題で、何らかの病気に掛かった乳幼児たちを、その回復期の期間、一時的に預かる病後児の保育の実施についてでございますが、以前にも吉井議員から質問をいただき、また、昨年10月の佐用郡医師会の要望事項にも掲載をされておりますので、その内容についても検討を加えております。しかしながら実際には、本町のように小規模の自治体では、常時それに該当する乳幼児があるわけではなく、またあったとしても、わずかの人数となることから、専用の施設を用意し、常にその職員を確保しておくことは、現状では困難ではないかというふうに判断はしております。

県下でも、現在何らかの形で病後児保育が実施されております市町は、29市12町の41市町の内、15市と、町では播磨町の1町の16市町のみでございます。

設置状況を見てみますと、一部には保育所に併設されているところもありますが、病院や診療所など医療機関に併設されているところが多いのが現状でございます。これは、病後と言っても、発熱や感染症にかかりやすい乳幼児の状況を、また、それぞれの病気の再発予防や、継続した治療を行なうため、より専門的な医療関係者の監視のもとにおくのが、より適切ではないかとの判断によるものと考えます。しかしながら、保護者の勤務の状況や、また一人親家庭の増加など、家庭で看病したくてもできない状況も出てまいっております。

県内でも、この病後児保育については、開設した場合の補助制度も既に作られておりますので、今後また十分に、郡医師会等でも話をさせていただいて、協力をいただきながら、病院の空き病室の利用などを含め、幅広い工夫、考え方で検討は続けさせていただきたいというふうに思います。

また、この病後児保育について、ふるさと雇用再生特別交付金を財源にできるのではないかとのございますが、先程申し上げました本町では、直ちに開設まで至りませんし、また、開設したといたしましても、別途補助制度もございますので、今回の交付金制

度での想定はいたしてございません。

引き続き、子育て支援センターの役割についてのご質問であります。その目的については、これまで何度もお答えをさせていただいておりますように、本町の総合的な子育て支援の核となる施設運営を目指していきたいというふうに考えております。具体的には、少子化の中で、近所に同世代の子供たちがいないことから、ややもすると家庭内での単独での遊びに陥り易い現状の中で、将来の性格を決定づける最も重要な乳幼児期に、同世代、子供同士の遊びの中で自然と身に付ける幼児体験の不足を補うため、いつでも支援センターにさえ来ていただければ、絶えず同様の子ども達がいて、集団で遊べるような環境づくりをしたいと。

また、核家族化の中での、家庭内での育児経験者から教わることのできない保護者、特に若いお母さん達の方の育児に関するいろんな悩みを解消するため、いつでも支援センターに来ていただければ、その悩みについて相談に乗れるような役割を持たせることが、現状での子育て支援センターの大きな役割ではないかというふうに考えております。

次の育児ノイローゼや発達障害児に対する保護者への対応につきましては、それぞれのケースごとに、対応が多岐に渡るものと考えられます。

これらの全てについて当然、支援センターの職員のみでは対応ができません。センターの職務といたしましては、保護者の悩みを聞き、子ども達の様子を細かく観察しながら、それぞれの専門機関へつなげていく、役割も当然果たしてまいります。

また、育児負担の軽減を図り、また緊急時には安心して子どもを預けることの出来るファミリーサポート事業につきましては、新年度から準備を進め、会員や協力者の募集と、協力者に対する基礎的な研修を実施していきたいというふうに考えております。

以上、吉井議員からのご質問に対する、この場での答えとさせていただきます。

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） それでは、再質問させていただきます。

1 点目の給食の問題についてです。このセンター化については、合併特例債事業に挙げたということですが、それは、合併特例債を活用するに当たってのいろいろなメニューということで、私達も説明は聞いていたんですけれど、やっぱり町民、保護者、町民そういった所ではですね、全ての学校の給食が1カ所のセンターで作られるということについては、十分な説明もありませんし、やっぱり行政主導でやってしまっているというような形になっています。

で、これは、それで、21 年度に建設というスケジュールになっておりますから、今から説明をして納得をとということ町長言われますけれど、その時間的にもですね、考える余裕を与えない、そういうような状況に追い込んでしまうわけですね。で、私どもは、とにかく、この町民的に、センターを1カ所にまとめてしまうのがいいのか、どうなのかということの研究もね、町民の皆さんにさせていただくと、協議いただくと、それが何より大事だと思いますけれど。そういう点では、いろいろな、こう各地の事例を見ておきますと、なぜセンターにするのかなというのがね、大きな疑問なんです。私どもは、センター方式でなくて、自校方式が大事だと。

で、町長は、説明された時に、経費の節減と言われました。で、節約していいところと、やはり教育的に考えて削らないところというのは、皆で考えてですね、方向付けをしていくべきだと思いますが、そのために時間を取られませんか。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵邊典章君）　　これは、センターを今度建設するというのは、合併をして、新しい新佐用町として、1つの施設で給食、これをですね、子ども達に安全でおいしい給食を提供していくという、そういうために、1つの給食センターでできると。可能であるということの中でね、計画をお願い、考えているわけでありまして、既に、ほとんどの旧町において、センターで給食をしているわけです。

ただ、上月において、確かに、未だセンターはされておりませんでしたけれども、以前に上月においても学校給食センターを建設をしたいというお話も聞いておりましたし、上月中学校においては、佐用の給食センターと一緒に給食をして、できるだけ経費を掛けずにですね、無駄なお金を使わずに一緒にセンターで給食を提供しようと、作ろうと、それを、そういう委託を受けてやろうということ、既に、センターで給食を作っているわけです。だから、それをね、今からまた、センターじゃない、自校方式に戻すんだと、そういう、そのことが、これだけ子ども達の人数のね、減ってきて、学校教育そのものの中でも、中々できにくい、いろんな問題で支障が出ている中でですよ、その本当に、そのセンター、自校で食材を加工して、できるだけおいしい、また安全な物を安く提供できるのかと。地産地消等においてもですよ、そういうことが、中々少ない人数、小さい小規模の施設ではできにくいだろうと。ですから、学校給食センターを、ちゃんと整備をして、安全な給食を提供していくのは、町の、これは行政責任でございます。そういう中において、この事業については、町が責任を持って、こういう計画をして、その内容については、皆さん、よく説明をして、ご理解をいただくと、安心をしていただくということ、そのことは、当然、町がしなきゃいけないことです。

しかし、その計画を作っていくのは、町の責任で、きちっとやっていかなきゃいけないことだと思います。

既に、先ほど言いましたように、センターをするか、自校方式にするかという問題ではないということ、私は、そういうふうに思っております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君）　　はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君）　　センターにするか、自校方式にするかという問題ではないと。まあ、合併した時に、佐用も南光も三日月もセンターであったと。ですけれど、今の教育の流れの中でですね、センター方式が良かったんだろうかという、そういう観点からね、センター方式でやっていたところが、自校方式に切り替えていくというような動きも世の中では起こっているわけですね。

で、今、食育とか、それから地産地消の問題、いろいろ言われております。そういう中で、町の規模は違いますけれど、大阪の堺市なんかセンターだったんですけど、全て自校方式に戻すという形でやっておりますし、それから、隣では、岡山市がですね、9割が自校方式でやっていると。

で、給食に関する本は、たくさんありますので、それらを読みますとね、あちらでも、こちらでも、やっぱり自校方式の、教育的な、やっぱりいいところというのがね、評価をされているわけです。今、午前中も、町長お答えになっておりましたけれど、やっぱり子ども達を健やかに育てていくために、子育てに力を入れていると、そういうところからね、やっぱりセンターだったんだから、センターに抵抗がないだろうというような観点からでなくて、もっと高い所からね、どういう方式が子ども達にいいんだろうかという

ころから、やっぱり保護者とも町民とも協議の場を持っていただきたいということを強く思っています。

だから、子どもが減ってきているんだから、自校方式では、とても無理だと。で、もうセンターしかないんだという形でね、説明をして、それで納得させて進めていくと。しかもですよ、今年 21 年度に建設をすると。それは、非常に時間的にも、町民にとっては保証されていないし、意見を述べる間もないと思うんです。もう一度、考えていただきたいと思います。

〔町長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 自校方式にね、戻すと。現実的に佐用の小学校においても、昔給食室であった所を子ども達の食堂ホールに変えたりですね、それぞれもう全部学校については、そういう施設は改造したり、また新しい学校においてはね、子ども達が一緒に食事ができる、そういう食堂に当初から建設したりしています。そこを、じゃあ、いっぺんに、もう一度ですね、学校給食というものを自校に全て給食室を作るんですか。そういうことが、町民本当に、皆さんが望んでおられることなら、私は、それは当然、必要だと思いますし、教育の観点から学校給食がそこまで大事なんだということが、教育委員会の方から出てくれば、それは、皆さんにご相談して、莫大な費用が掛けてでも、そりゃあ、学校、子ども達のために、どうしても必要ということであれば、やらなければならないと思います。

しかし、これまで、佐用も長年学校給食センターで給食をしてきて、それで、どういう弊害があったのか、問題があったのか、それは、私は、教育委員会からもお聞かせいただきたいと。それだけ、変えなきゃいけない問題があるんだしたら、それは、やっぱり検討もしなきゃいけないと思います。私は、もう既に、旧南光でも、三日月でもセンターにして、今度の上月の中学校でも、子ども達がして、おいしい給食を、皆と一緒に食べてですね、やはり、それは、それで、その十分に、その機能を果たして、役割を果たしているというふうに思っておりますから、そのようなセンターか自校方式かというようなことをね、今から、もう一度議論するというようなことはするつもりは、全くございません。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 全く、余地がなしということですけど、私どもは、自校方式がいいと。これは、考え方なんです。

で、私どもは、町民に、町民のね、皆さんの意見の出しあえるところがあって、そして、協議の上で進めるべきだと。町民合意で進めるべきだということが、前提なんです。だから、町長は、説明をすると言いますが、もう建設費も挙げてしまった上でね、そのセンターありきのね、進め方では、これは、町民合意の上に立った進め方だということはいえないということで、言っているんです。だから、ここで立ち止まって、もう一度町民の皆さんに議論をする場をつくるということをやりたいと言っているわけです。

議長（西岡 正君） はい、答弁願います。

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） この給食センターの関係につきましては、前、補正予算の時にも説明させていただきましたけれども、今後と言うんですか、あわせてそういったことを説明する場、あるいは協議する場として、町1本の運営協議会というものを設置と言うんですか、4月から協議会を設置するということで進めてきました。そういった運営協議会を設置する取り組みの中でも、これからの佐用町の給食施設のあり方についても、それから、そういったものの運用のあり方についても、今後協議していきたいということで、今、その協議会については、だいたいの構成員も合わせて調整させていただいて、今後、4月になると代表のPTAの役員さんが代わるという中で、4月早々には、そういった説明と言うんですか、運営協議会は開けないとは思いますが、新しい役員さんが選出されれば、直ちに、そういう場で、こういったことについて、丁寧に説明をさせていただいて、理解を得ていくという、そういった段取りで進めております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 私はね、自校方式が素晴らしいなと思うのはね、町長、先ほど、センターで何の支障もなかったと言われるんですけど、あの配送のために、その調理の時間がギリギリまで調理できないと。配送時間を取らないといけないから、調理時間が短くなるということで、どうしても、加工された物。冷凍食品、そういった物を多用しないといけないという事態があります。佐用町でも、泉平からのね、仕入れてというのは、かなりありますし、自校方式で、いろいろと紹介される場所がありますが、化学調味料は、一切使用しない。冷凍加工食品は、原材料が確認できないからという理由、添加物が使われている、そういう心配があるということで、冷凍加工食品は使用しない。それから、ですから、コロッケとかハンバーグにしましてもね、全て手作りでやる。果物も国内産の物を使う。で、それから、地元農産物の使用にしましても、センターになりますと大量に要りますから、その地域で作ったもののね、その供給できる数量とかの問題がありますから、なるべく地元の物を入れようとするれば小規模な方がやりやすい。そういうのは当然の理由だというふうに思います。

今日、朝、神戸新聞に入っていましたけれど、兵庫県の芦屋市立浜風小学校の栄養教諭の方が書かれておりましたけれど、今、食育が重視されておりますね。進められておりますけれど、自校方式が食育をしやすい。こうおっしゃってます。数が限られている旬の野菜を使えるし収穫に応じ献立も変えられる。子どもが給食の調理の一端を担うこともできる。体験して学んだことは子どもの中に残ると、こういうふうに言われております。だから、センター方式で何が支障があったのかと言われるんですけど、見えない所でできた給食をね、やっぱり、子どもが目にしたたり、それから、調理している、匂いが漂ってきたり、そういったことが人間らしい生活なんですよね。私は、センターはご飯を作る工場だと思ってますから、やっぱりその、血の通った子育てをしようと思えば、自校方式で、その給食のおばちゃん達が見えるようなね、そういう環境を、子ども達に与えたい。で、それは、やっぱり、こういった利点だとか、それから、マイナスの面とか、そういったことをやっぱり

ね、保護者をはじめ、町民が話し合う、議論しあうところが必要だと思います。

4月から一本化の協議会を設置して、そこで進めるということですけど、中々、ここまで計画をね、進めてきていてね、それを変更するというのはね、難しいと思います。用地はここです。建設費はこんだけです。21年度に建ててしまいますと、こういう進め方っていうのは、私は、町民参加の町政だというふうには言えないと思います。

で、その点で、もう一度。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） 同じ答弁になりますけれど、じゃあ、自校方式でね、されてきたところが加工食品を一切使わなかったのか、それやってこられたか、そうでもない。そこは、やっぱり、自校、そういう食品も使ってきたことは確かです。ただ、そういう物を使わないようにしていくことは、これはセンターでも可能です。もし、その調理時間が少ないのであれば、それは、調理時間を長く取るように、これは勤務の状態を考えたりしたらいいわけですから、私は、そういうね、子ども達に、非常に血の通ったとか何とかというような話をされますけども、本当に、一番いいのは、お弁当を持って行くとか、そういう、その親が本当に子ども達のために、自分の子ども達のために手作りで、本当に安全なものを、自分で、その地域でできたものを使って工夫した料理を作ると、手作りの料理を作るということが一番、本当は大事だと思います。

しかし、中々ね、そういうことが確かにできない時代です。ですから、そのセンターにおいてもね、給食、学校給食というのは、全、子ども達が食べる昼食1回だけです。365日、3食食べれば、実際に食べる、その回数から言えば6分の1です。そういう中であつてもね、やっぱりいい物を、おいしく安全にということで、行政の責任としてセンターでもつくる。やはり親の負担もできるだけ少なくしながらやっていかなきゃいけないということで、そして、町民の、これだけ、いろんな面で、お金もつかっていかなきゃいけない。これ、その各自校方式でやっていけば、どれだけお金が掛かるか。それでも、やれと言われる。他のこと置いてでもやれということが言われるんでしたら、そのような形を言っていたら、それは、それで検討しなきゃいけないと思います。

私は、学校給食センターというのは、既に、もうそれぞれの町で10何年間、20年以上です。もう実施してきて、それぞれ、やっぱり工夫をして、おいしい学校給食を作ろうということでやってきたわけです。その中で、その延長の中で、これは、学校給食センター、今まで以上のものをやっていこうということで取り組みたいというふうに考えておりますので、まあ、吉井議員の思いというのは、それは、吉井議員の思いとして、主張、考え方ですから、私が、いくら言っても、それは自校方式がいいと。じゃあ、自校方式がいい。それは、確かに、自校方式が全てできるんだったら、私も、決して悪くはないと思いますよ。しかし、今、町としてやれることが、自校方式ができるかどうかということで、私は、責任ある立場としてお話をさせていただいております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） ですから、私も何度も言ってますけども、町民の意見を聞きなさいということ言ってるんです。

で、私は、自校方式がいいというふうに言いました。で、ですけどね、この一本化をす

ることについてですね、説明っていうのが、されてなくて、で、もう計画で予算も挙げてしまって、それから説明をするんだというのは、おかしいんじゃないですかということなんです。

で、それとですね、給食費の値上げの件ですけど、これはですね、本当に、今、町民生活が大変な状況になってきておりますし、400万余り、これをやっぱり、今回は、町が、町長答えられたように、学校給食法の経費の負担についてはですね、それが根拠となって、保護者から食材費を徴収しているということになっているんですけど、ですけども、今、未だ数は少ないですけど、その少子化を食い止めるとか、そういうことで人口の流出を防ごうと、そういった目標でね、給食費を無料化しているところもあるんですから、今回は、値上げを見送るということで、この費用、町で賄っていただけませんか。

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） この給食費については、本当に、保護者の負担に、直接かかわるということで、教育委員会の方でも、昨年から、昨年のもう初めから皆さんにも現状を説明させていただいて、20年度は、再三お話してはありますが、頑張ると。施設の中でも工夫をして、できるだけ野菜も地元で仕入れる、そういったこともしながら、でもなお且つ、子ども達に従来提供していたような食の物は提供しにくい部分が出ております。例えば、デザートをカットするとか、給食の回数もある意味では、ある施設では、制限すると、そういうことも、20年の初頭から、そういう実態も運営協議会、それぞれの給食の運営協議会の方でも、そういう実態を話させていただいて、その中で、21年度については、考えさせていただくようなことを、今まで取り組んだ中で、最終的には、この2月3月で各施設とも運営協議会の中でご理解をいただいたという経過があります。そういう中で、保護者の理解も得た上での改定ですので、こういう形で進めております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） でも、この1ヵ月200円の値上げっていうのはね、しんどいですよね。今、私の所にも、去年ですけど、その給食費の値上げの話が出た時に、やっぱり来られましたね。で、その時に、私、課長さんの所へ行きまして、給食費値上げになるんかと言って聞きましたら、20年度は、何とか頑張ると言われて、それを返したんですけどね、やっぱり、子どもがね、2人とか、3人とかになるとね、で、若い方でしたけれども、本当に仕事が夜勤とかがなくなって、減収でね、生活が厳しいと。まあその、学校で、保護者にね、理解していただいたということを言われますけれども、やっぱりきついなと皆思ってるんですから、400万円ですからね、何とか頑張ってもらいたいんですけど、いかがでしょう。

議長（西岡 正君） 町長。

町長（庵道典章君） 皆さんとお話をしてご理解をいただいているということです。

町としてはですね、このセンター化ができて、これをすれば、どれだけの、やっぱり、これが逆にセンター化にすることによってですね、財政負担が軽減できる、このことは確かにあると思います。だから、そういう中で、今後、給食費がドンドン上がるようであれ

ばですね、それは、軽減して、財政力が、財政的に、町の負担が減ったことの中で、また、そういうことの検討もできるということだと思います。今の段階でね、中で、その給食費、これは精一杯、それぞれの努力した中で、お互いに苦しい中でやっているわけですから、ここは、そういうふうに決定を、運営委員会の中で決められているわけですから、それは、その運営委員会の決定として、実施をして、さしていただくということでございます。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 給食費なんですけれど、今日、この神戸新聞に載っていたのは、兵庫県の平均が1食が227円。これが小学校中学年というふうになっているんですけど、私が持っている資料で、兵庫県の平均額があるんですが、やっぱり人数が多い、少ないで、給食の掛かる金額というの変わってきますからあれなんですけれど、高いんですよ。で、佐用は高い上に、また値上げをするということになると、負担が大きいですね。もう一度検討し直して欲しいと思うんですが、この小学校の、県の平均ですと小学校の低学年が3,780円。中学年が3,785円。高学年が3,790円。中学校で4,225円と、これが平均の給食費です。佐用は、改定しましたら、小学校が4,200円。で、中学校が4,600円ということになりますね。で、やっぱり、このところで、200円、100円、1カ月、この値上げを何とか、町費で凌いで欲しいと、町長、よろしくお願いします。

議長（西岡 正君） 答弁、いるんですか。はい、町長。

町長（庵逄典章君） あの、同じことを言われております。答弁も一緒です。それは。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） いや、そうなんですけども、そういうところへんも考えてしてくれたかなというのがね、その町長のご答弁は、その食材費はね、保護者持ちですよ。その根拠は分からなくありません。給食法にあるんですから、だけど、余所でも、そういうような形で保護者負担無くそうかなという方向もあるわけですから、こういう時代ですから、そのところは、町長の裁量でお願いしたいなと。いう、そういう要求なんですから、何べん同じこと聞いても答え一緒やでというような答弁は、ちょっとあれですよ。もうちょっと、真剣に。

議長（西岡 正君） はい、町長。

町長（庵逄典章君） それは、吉井議員の、今の要求です。ですけど、私は、今の言いましたようなことで、今のところ、そのことは考えておりませんということです。

ですから、それだけの給食費、佐用町が非常に高いと。これは、学校給食運営委員会の中で、なぜ高いのか、そのあたりは、十分に皆さんにも説明していると思うんです。なぜ高いのか。その理解の中で、一応決めているわけですよ。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

〔町長「同じもので高いんだったら」と呼ぶ〕

20番（吉井秀美君） いえ、高い事情は、いろいろあると思いますということも言いました。

〔町長「だから、それを言ってください」と呼ぶ〕

〔教育委員会総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育総務課長。はい。

教育委員会総務課長（坪内頼男君） 端的にお話すれば、今回の改定の中でも、単独調理場については、100円というような、で、センターの方は、200円ということで設定しておりますけれども、元々、単独調理場は、1食単価が非常に高いです。

例えば、単独調理場の改正前の単独調理場というのは、253円。で、改正後は100円にして259円です。同じようにセンターで比較すると、改正前は、小学校ですけども、238円。改正後は250円ということで、本当に給食の賄いというのは、規模が小さくなればなるほど、本当に割高になります。よく、協議会等でご説明させていただく時に、例えば、ニンジン1本を使うと。ニンジン1本を材料として使う場合に、そのニンジン1本は100人に1本であれば、50人の食を作るであれば、50、半分は捨てる。捨てることは、現状の給食の中ではないんですけども、それを、例えば、2本を例えば、150人の生徒の場合だったら、半分ですみます。そういう。

20番（吉井秀美君） もういいです。分かります。そういう計算は、分かります。

議長（西岡 正君） 吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） それでは、3点目の子育て支援センターの役割についてなんですけど、その専門職の配置ですけど、先ほどは、保護者の悩みを聞ける所で、それぞれケースによって専門機関に紹介していくということなんですけど、常時、開けて、常時というか、毎日開所する施設だと思っんですけど、そこに配置される専門職は、どのように考えられていますか。

議長（西岡 正君） はい。

〔福祉課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 現在、調整を進めておりますが、子育て支援センターでありますから、いわゆる幼児を遊ばせるということで言いますと、保育士と、それから、できれば、

この子育ての関係を一括にまとめる施設として入りたいということで、今のところ保健師さんも入っていただきたいというふうに予定しております。で、吉井議員がおっしゃる、それ以外の専門職、例えば、心理士でありますとかですね、他のPT OTも含めた、また子ども達の言葉の発達で言語療法士やなんかもですね、そういう専門職については、常時ここで町が、この施設で、雇用するというんですか、詰めていただくというのは、非常に無理かなと。また、その利用者の人数もある程度限られてくると想定されますんで、できれば、当然、そういう必要性は出てまいらると思うんですが、それは、その必要な時にですね、ここのセンター、子育て支援センターへ来ていただいて、集中的な相談を受けていただくような事業を、この子育て支援センターの中で実施していきたいというふうに、おそらく、多くの皆さん方に利用していただきたいんですが、常時、その対象者の方が利用されるとは限りませんので、できるだけ、そういう皆さん方にも対応するような事業内容を、ここで展開していきたいというふうに予定しております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20番（吉井秀美君） 先ほど、答えていただきましたけれど、今、複雑なね、いろいろな心の問題もありますから、その臨床心理士の配置というのは必要だというふうに思っております。

その常時は無理でも来ていただくという形と言われたんですが、それは、定期的に、いついつは必ずいますよというような形をとっていただかないと困ると思うんですが、そういう体制は取れるんでしょうか。

それから、その開所日とか、それから、相談の受付とかですね、そういったことについては、もう具体的なことは決められていますか。

議長（西岡 正君） はい、課長。

福祉課長（内山導男君） いや、未だ最終的な具体的なところまでの調整はしておりません。

吉井議員言われるように、職種としては、非常に重要な職種であると思うんですが、実際に、ここで、そういうような状態で、心理士が確保できるかというふうな問題もありますので、それは、現状でもですね、今、心理士さん、巡回で回っていただいたり、いろいろな事業に携わっていただいておりますので、そのへんの回数を増やすとかですね、それと、また、今現在多いのは、特に、児童デイにつきましては、私どもも建設費も負担し、運営費も負担しております、テクノのたんぼぼが開設して、そこには常時おりますので、そこへうまく結びつけてですね、また、そこの連絡を密にしながら、町内の乳幼児のために当たっていききたいというふうな事業展開が取れるのかなというふうに想定をいたしております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君、後5分です。

20番（吉井秀美君） それと、広報には、ママプラザのインストラクターを指導者としてというふうになっておりますけれど、今、行事もたくさんあってですね、ママプラザは、

ママプラザの、その役割というのがありますので、ちょっと、こう分かり辛いかなという感じがしたんですが、そのへんは、ママプラザの佐用の拠点が、子育て支援センターに行きますけれど、そこでは、従来どおりママプラザが展開されていくのかなと思ったりするんですが、そのあたりは、どういようになりますか。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） はい。以前にも、町長の方がお答えになったようにですね、ここで急に、過去、今まで、それぞれの支所ごとと言うんですか、旧町ごとにやってきたママプラザを一カ所に集めるということは考えておりません。ただ、そうは言いましても、同じような子育ての、ママプラザの方は、子育て学習センターであるんですが、同様の目的を持った、その中心的な支援センターが運営するわけですから、できるだけ、そこでですね、全体的な調整、今必要な、町内の子ども達のために何が必要かということは、センター機能と言うんですか、そういう調整をさせていただいて、そのいい面を、各支所の旧来のママプラザでいかしていただけたらなというふうに考えております。

〔吉井君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、吉井秀美君。

20 番（吉井秀美君） 最後に、2 点あれしすけど、2 番目に質問しました病後児の保育体制ですが、2 年前に要望していましたところ、その時には、医師会に相談したいという回答をいただいていたんですけど、これまで手が付けられていないというような形で、当事者にとっては、非常に切実な問題ですからね、そういうのは、やっぱり早く検討していただいて、何らかの答えを出して欲しかったなというふうに思います。

それと最後に、今回、一番私がメインとしておりましたのは、大きなことですから、給食センターを、町、学校がですね、小学校が 10 校あって、中学校が 4 校あって、それを全部ね、一カ所で給食をつくるというのは大変な問題なんですから、これはやっぱり、時間をとっていただいて、町民の皆さんに意見を聞いていただきたい。これ最後にします。

議長（西岡 正君） 答弁いりませんか。答弁いるんですか。

20 番（吉井秀美君） はい、いります。

議長（西岡 正君） はい、福祉課長。

福祉課長（内山導男君） 病後児保育の件につきましてはですね、先だっても、町内で子ども達を対象にさせていただく先生とも、いろんな打ち合わせ、調整をさせていただきました。吉井議員は、どういようにな思われているのか分かりませんが、この病後児保育を常時開設するとするとですね、医療職 1 人、それからいわゆる保育士 1 人が常時詰めることになります。そういうような状況の中で、今現在、私どもの町内の中で、どれだけの需要があるか、病後児がですね、絶えず何人もいてですね、待っているような状態であれば、当然、考えなければいけないと思うんですが、おそらく 1 年の内の大半は、その対象児童がないというようなことも想定されますので、先ほど、町長から答弁していただきましたようにですね、今後考えられる方法としては、例えば、病院の 1 室、どこかを借りてですね、そ

れに対して町が委託するというふうな方法も含めた中での調整をですね、今後、

〔吉井君「2年前に、それ提案しとったんです。病院に頼んでくださいいうて」と呼ぶ〕

議長（西岡 正君） 答弁だけしてください。よろしいですか。

時間が参りましたので、吉井秀美君の発言は終わりました。

お諮りします。後、9名の方の質問が残っておりますが、これにて本日の日程を終了したいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。これにて本日の日程を終了いたしました。

次の本会議は明3月17日午前9時30分より再開いたしますので、よろしく願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。ご苦労様でした。

午後05時01分 散会

---